

令和6年度社会福祉推進事業
子どもの学習・生活支援事業における学習支援と生活支援の
一体的実施等のあり方に関する調査研究事業

子どもの学習・生活支援事業 に関するガイドライン

令和7年3月

株式会社 日本能率協会総合研究所

※本ガイドラインは、次の過年度報告書からの示唆や自治体事例（「過年度調査結果」と表示）も踏まえて作成しています。

- ・ 子どもの学習・生活支援事業における生活習慣・環境改善に関する支援の先進事例に関する調査研究事業報告書（令和元年度社会福祉推進事業）

【株式会社日本能率協会総合研究所】

https://www.jmar.co.jp/asset/pdf/job/public/llgr1_18_report.pdf

- ・ 子どもの学習・生活支援事業の支援効果を高める連携手法等に関する調査研究事業報告書（令和２年度社会福祉推進事業）

【株式会社日本能率協会総合研究所】

https://www.jmar.co.jp/asset/pdf/job/public/llgr2_14_report.pdf

目 次

1 はじめに.....	1
(1)ガイドラインの目的.....	1
(2)ガイドラインの読み手	1
(3)ガイドラインの使い方	2
2 背景	3
(1)子どもの貧困を取り巻く課題(現状分析)	3
(2)学習・生活支援事業の実施状況・課題.....	6
(3)学習・生活支援事業の目指すもの	15
3 事業対象者.....	16
4 学習・生活支援事業とは.....	18
(1)学習・生活支援事業の内容.....	18
(2)学習・生活支援事業の効果・成果	18
(3)学習・生活支援事業の一体的実施の必要性・有効性	19
5 学習・生活支援事業の実施にあたって	23
(1)学習支援	23
(2)生活支援《子どもに対する支援、保護者に対する支援》.....	23
(3)学習・生活支援事業の実施プロセス	31
6 学習・生活支援事業の実施方法	32
(1)実施主体	32
(2)実施要件(配置人員、資格要件、実施期間等)	32
(3)実施形態.....	34
(4)運営形態.....	35
7 学習・生活支援事業における連携体制の整備	40
(1)庁内体制の整備.....	40
(2)自立相談支援機関・他機関との連携体制の整備.....	40
(3)他の学習・生活支援事業との連携.....	52

8 事業実施にあたってのポイント.....	54
(1)学習支援と生活支援の一体的実施.....	54
(2)アセスメントシート・プランシートによる支援	55
(3)体験活動等の充実	57
(4)小学生への効果的な支援.....	58
(5)中学生への効果的な支援.....	59
(6)高校生世代への効果的な支援.....	60
(7)担い手の確保.....	61
(8)個人情報への配慮	62
(9)他自治体との共同実施	64
(10)目標設定、効果測定	65
(11)保護者支援の充実.....	68
9 学習・生活支援事業の取組事例	71
No.1 北海道石狩市	73
No.2 福島県喜多方市.....	77
No.3 千葉県習志野市.....	82
No.4 東京都国分寺市.....	87
No.5 山梨県山梨市	92
No.6 愛知県田原市	99
No.7 京都府長岡京市.....	105
No.8 島根県大田市	109
No.9 徳島県鳴門市	114
No.10 長崎県対馬市	119
No.11 宮城県.....	122
No.12 熊本県	128
◎ガイドライン策定のための検討委員会の設置	135

1 はじめに

(1) ガイドラインの目的

このガイドラインは、福祉事務所設置自治体（以下「自治体」という。）が実施する「子どもの学習・生活支援事業※」（以下「学習・生活支援事業」という。単に事業と表記する場合も、基本的に学習・生活支援事業をいう。）について、生活困窮者である子どもの学習支援や、子どもとその保護者の生活習慣・環境の向上等を図るための効果的な実施方法の提供を目的としています。

本ガイドラインでは、事業実施にあたっての必要な情報や手順・方法等を整理するとともに、事業目標を達成するための効果的な支援方法や連携体制など、子どもの貧困の連鎖を断ち切り、子どもが希望する未来に向けた学習・生活支援方法について、様々な選択肢を用意しています。

事業未実施の自治体におかれましては、事業の立ち上げにあたり活用していただくこと、また、既に実施している自治体におかれましては、学習支援と生活支援の一体的実施の促進、支援の質の更なる向上に活用されることを期待します。

【子どもの学習・生活支援事業】

「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、福祉事務所設置自治体で任意事業として実施されている。地域の状況に応じて、民間企業や NPO 等に委託することもできる。単に子どもに勉強を教えるだけではなく、生活面や進路選択に関する助言、保護者への支援を行うことにより、子どもへの学習支援とともに、保護者も含めた生活習慣・育成環境に関する課題に総合的に対応している。

(2) ガイドラインの読み手

このガイドラインの読み手は、事業を担当する自治体職員と、事業を受託する事業者を想定しています。

① 自治体職員

- ・事業を所管する生活困窮者自立支援担当部署
- ・教育委員会や母子保健、児童福祉、住宅、障害福祉、商工労働、多文化共生などの連携先部署

② 事業者

- ・社会福祉協議会、社会福祉協議会以外の社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、任意団体、株式会社など

(3) ガイドラインの使い方

このガイドラインは、次のとおり構成されていますので、悩んでいること、知りたいことなど、興味ある部分から自由に読み進めることができます。

悩みや知りたいこと（例）		ガイドライン目次
・ガイドラインの目的や使い方を知りたい	⇒	1 はじめに
・子どもの貧困を取り巻く現状について知りたい	⇒	2 背景
・なぜ、学習・生活支援が必要なのか		
・対象世帯や対象年齢を知りたい	⇒	3 事業対象者
・どのような内容に取り組むのか、その効果は	⇒	4 学習・生活支援事業とは
・学習支援と生活支援は別々に取り組んでもよいのか		
・具体的な事業内容を知りたい	⇒	5 学習・生活支援事業の実施にあたって
・どのような手順で進めればいいのか		
・実施形態や運営形態について、どのようなものがあるのか	⇒	6 学習・生活支援事業の実施方法
・どのような関係機関があるのか。また、その連携内容について知りたい	⇒	7 学習・生活支援事業における連携体制の整備
・事業を効果的に行うためのポイント（担い手確保、個人情報配慮、目標設定等）を知りたい	⇒	8 事業実施にあたってのポイント
・他の自治体での取組内容を知りたい	⇒	9 学習・生活支援事業の取組事例

コラム

【子どもの学習・生活支援初任者研修】

国では、生活困窮世帯の子ども・保護者への支援を進めるにあたり、「誰に対して、何のために、いつ、何をするのか」を意識できる支援員を養成するため、『子どもの学習・生活支援初任者研修』を実施しています。

次の5点を研修の目標として掲げており、自治体は学習・生活支援の質の向上に向けて、この研修を有効に活用していくことが求められます。

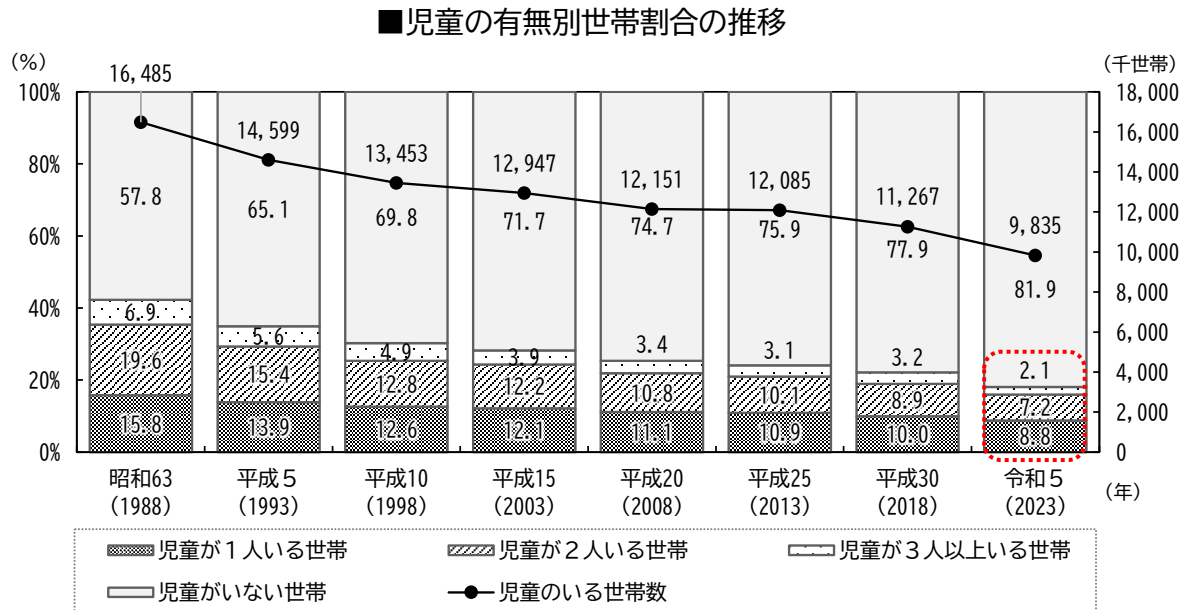
〈研修目標〉

- 客観的な根拠に基づいた「子どもの貧困」の実情を理解する。
- 子どもにとって必要不可欠な支援とはどのようなものかについて理解する。
- 生活困窮者自立支援制度の任意事業としての子どもの学習・生活支援事業の概要を理解する。
- 事業の運営について自らの実践を振り返る。
- 子どもや保護者とのかかわり方について理解する。

2 背景

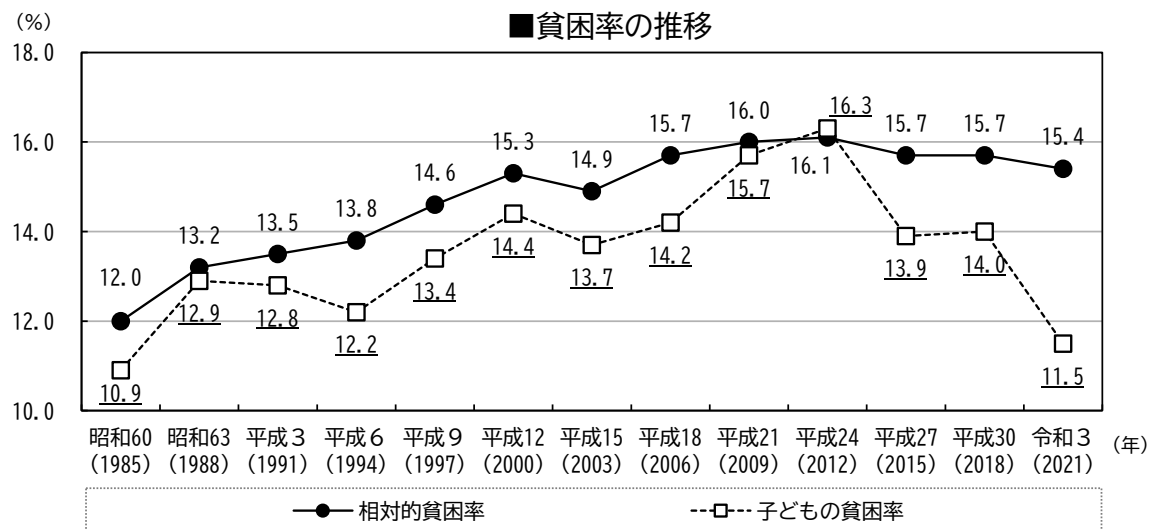
(1) 子どもの貧困を取り巻く課題（現状分析）

「令和5年国民生活基礎調査」の結果をみると、児童のいる世帯は983万5千世帯で、全世帯の18.1%と世帯数、割合とも過去最少となっています。



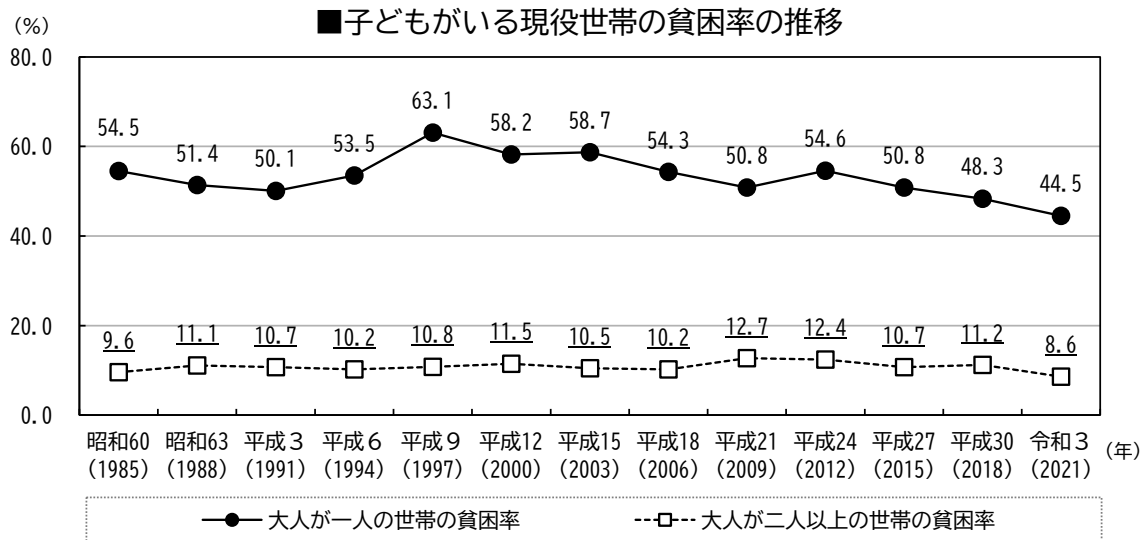
資料：厚生労働省「令和5年国民生活基礎調査」

「令和4年国民生活基礎調査」における所得等の状況をみると、相対的貧困率は15.4%で平成30年より0.3ポイント低下するとともに、子どもの貧困率は11.5%で平成30年より2.5ポイント低下し、貧困の改善傾向が見られますが、依然として子どもの9人に1人が貧困という深刻な状況となっています。



資料：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」

また、子どもがいる現役世帯の貧困率をみると、大人が一人の世帯の貧困率は令和3年で44.5%、大人が二人以上の世帯の貧困率は8.6%と、ひとり親家庭での貧困率がとても高くなっています。



資料：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」

生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率は93.8%で全世帯の子どもと比べて5.3ポイント低くなっています。また、生活保護受給世帯の子どもの大学等進学率は42.4%で全世帯の子どもと比べて33.8ポイントも低くなっています。その要因としては、家庭での学習・生活環境が整っていないことや、学習意欲や将来の進学に向けた意識面等で課題を抱えるとともに、経済的な制約により学習塾に通わせることができないことなど、家庭の問題が考えられます。

■進学率の状況

令和4年	全世帯の子ども	生活保護受給世帯の子ども
高等学校等進学率	99.1% ^{※1}	93.8% ^{※2}
大学等進学率	76.2% ^{※3}	42.4% ^{※2}

資料：※1：文部科学省「学校基本調査」

※2：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

※3：文部科学省「学校基本調査」を基に厚生労働省社会・援護局保護課にて算出

国では、生活困窮者自立支援法のもとで、生活困窮者への重層的なセーフティネットを構築し、次のような支援に取り組んでいます。

■生活困窮者自立支援制度

- | | |
|------------|------------------------|
| ・ 自立相談支援事業 | ・ 住居確保給付金の支給 |
| ・ 就労準備支援事業 | ・ 家計改善支援事業 |
| ・ 認定就労訓練事業 | ◎ <u>子どもの学習・生活支援事業</u> |
| ・ 居住支援事業 | |

子どもの貧困を解消するため、学習・生活支援事業をはじめ、様々な施策を展開していますが、取組の推進をさらに図るため、令和6年4月に以下2点に関する改正が行われています。

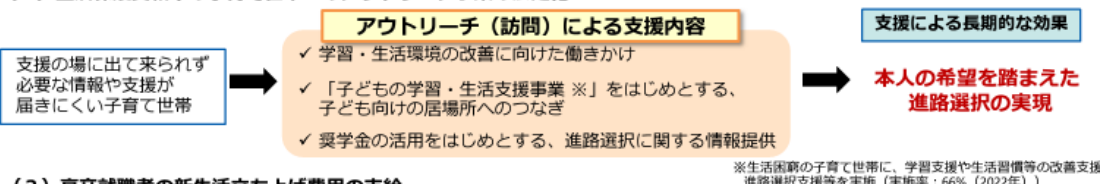
■生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）

【生活保護法の一部改正】

- (1) 生活保護受給世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護受給世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。（令和6年10月1日～）
- (2) 生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。（遡及適用：令和6年1月1日～）

目指す姿

(1) 生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業の法定化



(2) 高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給

- 生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて**高等学校等卒業後に就職する際、新生活の立ち上げ費用に対する支援**を行うことで、安定した職業に就くことを促進する。

※ 現行、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学する際に、一時金を支給している。

- 改正内容**
- 生活保護受給中の子育て世帯に対し、ケースワーカーによる支援を補い、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことができるよう、自治体の任意事業として法定化。
 - 生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業後に就職して自立する際、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給。
【支給額】自宅外30万円・自宅10万円（保護廃止の場合）
※令和6年3月卒業生にも支給できるよう、令和6年1月1日から遡及適用する。

資料：第29回社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」

また、令和5年12月に閣議決定された『こども大綱』において「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられないことがないような社会をつくる」と明記されていることを踏まえ、「貧困の解消」を題名に入れた「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が、令和6年6月19日に成立しました。題名の変更に伴い、「子どもの貧困対策」が「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更されるとともに、基本理念に、「こどもの現在の貧困を解消し、将来の貧困を防ぐ」と新たに記載されました。

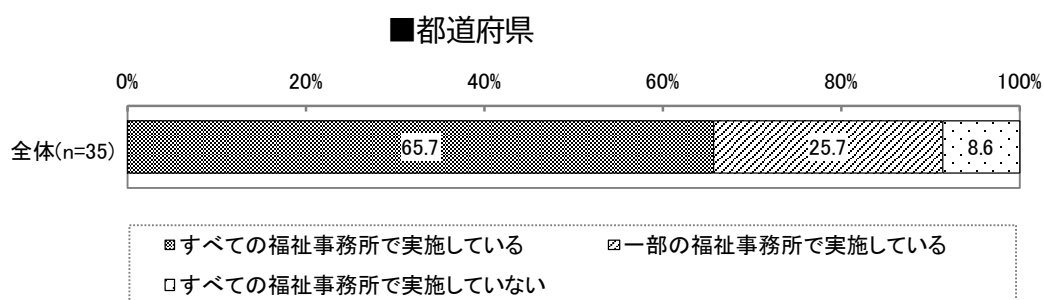
(2) 学習・生活支援事業の実施状況・課題

※「子どもの学習・生活支援事業に関するアンケート調査」（令和6年度社会福祉推進事業：子どもの学習・生活支援事業における学習支援と生活支援の一体的実施等のあり方に関する調査研究事業）より作成（以下、アンケート調査結果という）。

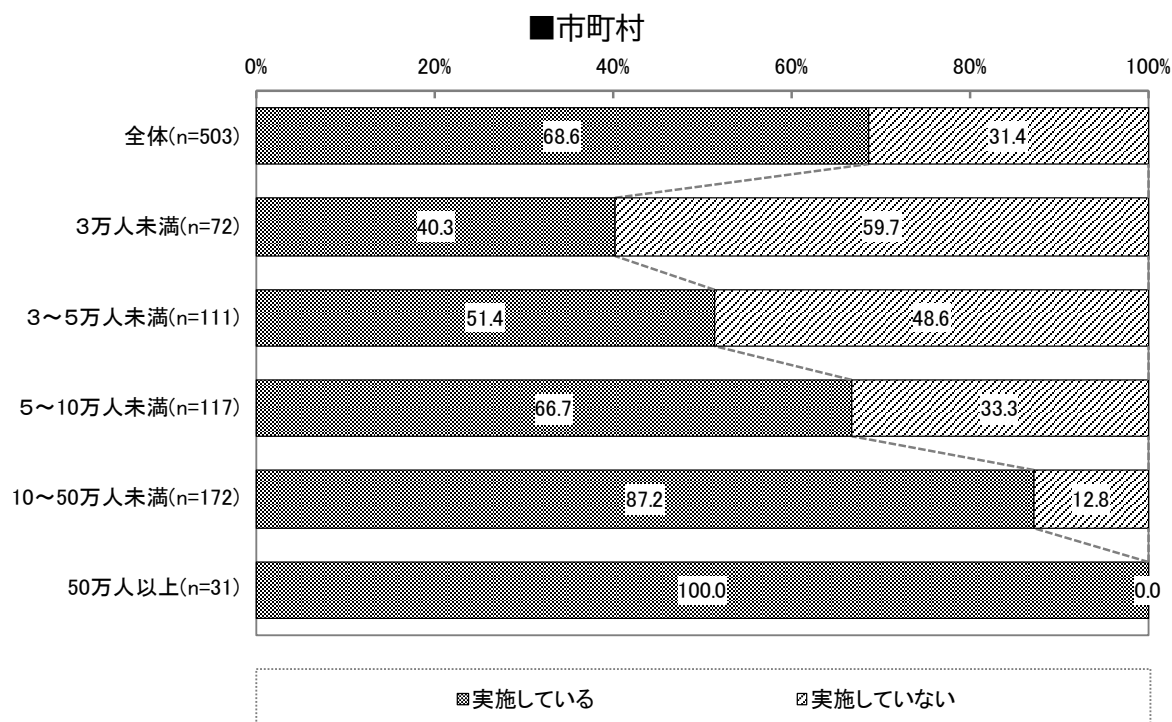
① 学習・生活支援事業の実施状況

【学習支援】

都道府県では、「すべての福祉事務所で実施している」が6割半ばとなっています。

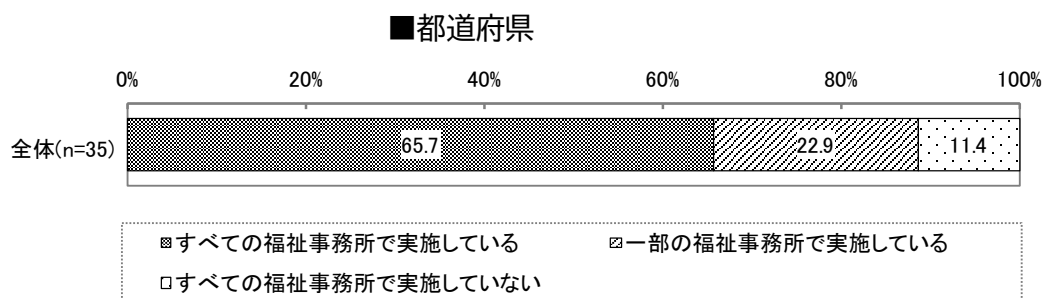


市町村では、「実施している」が全体で7割弱となっていますが、人口規模が小さくなるにつれて、「実施していない」の割合が増加傾向となっており、『3万人未満』では約6割となっています。

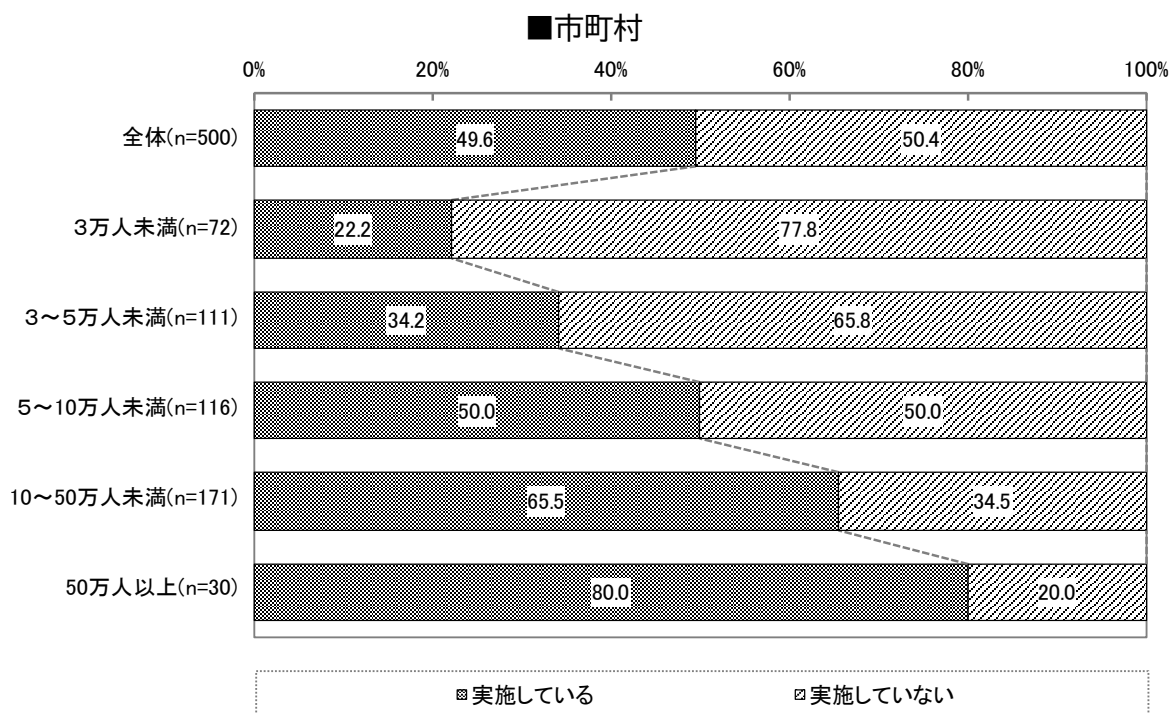


【生活支援】

都道府県では、「すべての福祉事務所で実施している」が6割半ばとなっています。



市町村では、「実施している」が全体で約5割となっていますが、人口規模が小さくなるにつれて、「実施していない」の割合が増加傾向となっており、『3万人未満』では8割弱となっています。生活支援を「実施している」割合は、学習支援の割合より低くなっており、学習支援のみ実施している市町村があることが伺えます。

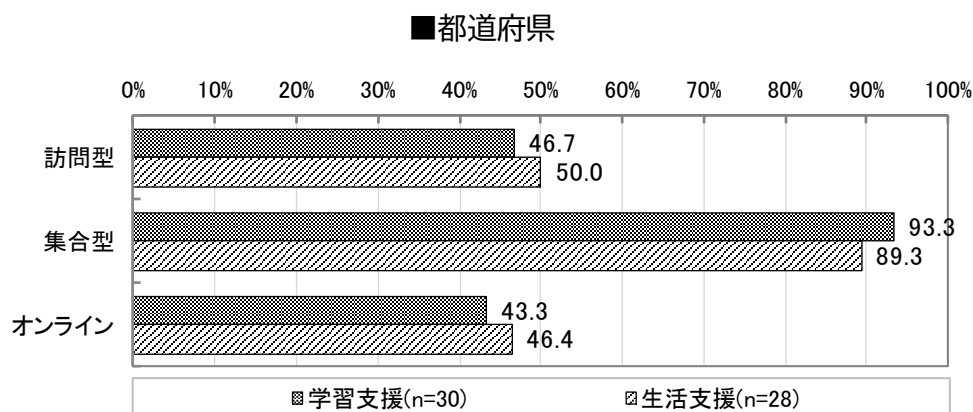


② 学習・生活支援事業の実施形態

【都道府県】

集合型が多く「学習支援」は9割半ば、「生活支援」は9割弱となっています。また、オンラインも4割を超えています。

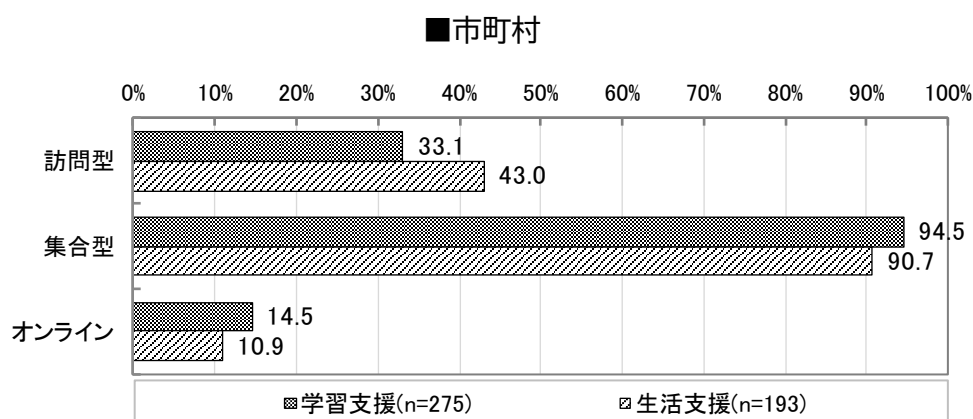
「訪問型」と「集合型」、「集合型」と「オンライン」、「訪問型」と「集合型」と「オンライン」など組み合わせて実施している場合もあります。



【市町村】

集合型が多く「学習支援」「生活支援」とともに9割を超えています。オンラインは1割を超えた程度となっており、都道府県と比べて低いことが伺えます。

また、「訪問型」と「集合型」、「集合型」と「オンライン」、「訪問型」と「集合型」と「オンライン」など組み合わせて実施している場合もあります。



人口規模別でみると、『3万人未満』では全体と比べて「訪問型」の割合が「学習支援」は20ポイント以上、「生活支援」は10ポイント以上高くなっています。その一方で「オンライン」は未実施となっています。

■市町村（人口規模別）

（単位：件・％）

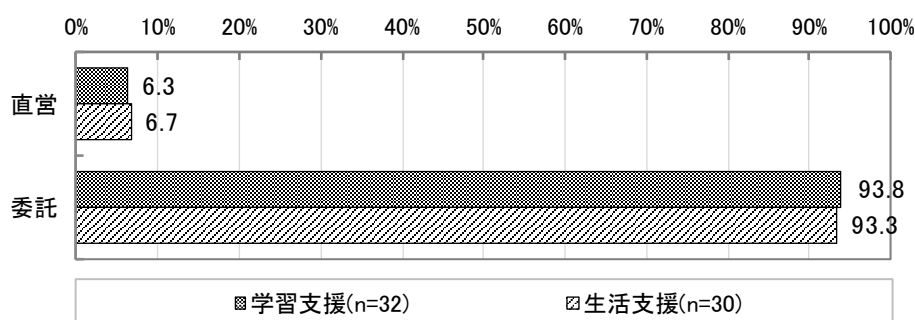
		回答者数	訪問型	集合型	オンライン
全体	学習支援	275	33.1	94.5	14.5
	生活支援	193	43.0	90.7	10.9
3万人未満	学習支援	19	57.9	84.2	0.0
	生活支援	16	56.3	81.3	0.0
3～5万人未満	学習支援	43	32.6	97.7	2.3
	生活支援	29	41.4	96.6	0.0
5～10万人未満	学習支援	60	35.0	91.7	15.0
	生活支援	47	42.6	85.1	12.8
10～50万人未満	学習支援	123	25.2	96.7	14.6
	生活支援	78	37.2	94.9	9.0
50万人以上	学習支援	30	46.7	93.3	40.0
	生活支援	23	56.5	87.0	34.8

③ 学習・生活支援事業の運営形態

【都道府県】

学習支援、生活支援ともに「委託」が9割を超えています。

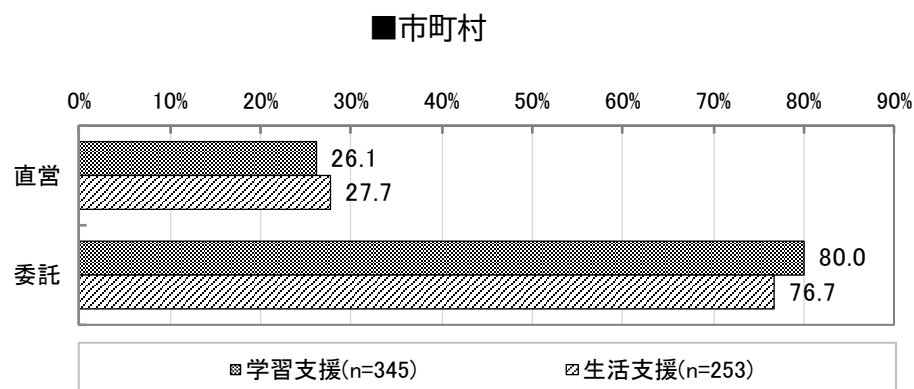
■都道府県



[市町村]

学習支援は「直営」が2割半ば、「委託」が8割、生活支援は「直営」が3割弱、「委託」が7割半ばとなっています。

「直営」と「委託」を組み合わせ実施している場合もあります。



人口規模別で学習支援をみると、人口規模が小さくなるにつれて、「直営」の割合が増加する傾向となっており、『3万人未満』では4割弱となっています。その一方で生活支援をみると、『3万人未満』では「委託」が9割弱となっています。

■市町村（人口規模別）

(単位：件・%)

		回答者数	直営	委託
全体	学習支援	345	26.1	80.0
	生活支援	253	27.7	76.7
3万人未満	学習支援	29	37.9	65.5
	生活支援	18	16.7	88.9
3～5万人未満	学習支援	57	29.8	75.4
	生活支援	37	27.0	78.4
5～10万人未満	学習支援	78	29.5	78.2
	生活支援	61	26.2	77.0
10～50万人未満	学習支援	150	23.3	82.0
	生活支援	112	33.9	70.5
50万人以上	学習支援	31	12.9	96.8
	生活支援	25	12.0	92.0

④ 学習・生活支援事業の取組内容

〔主に子どもに対する取組〕（上位5つ）

都道府県、市町村ともに「普段の学習支援」が最も多く、次に「居場所（事業実施場所）での相談・助言」「進路・就労相談」「長期休暇中の学習支援」が続いています。

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
都道府県	① 普段の学習支援（100.0%）	④ 居場所（事業実施場所）での相談・助言 ⑥ 進路・就労相談（90.6%）		② 長期休暇中の学習支援（81.3%）	③ 居場所（事業実施場所）の開放（75.0%）
市町村	① 普段の学習支援（95.1%）	⑥ 進路・就労相談（77.9%）	② 長期休暇中の学習支援（73.6%）	④ 居場所（事業実施場所）での相談・助言（70.4%）	⑦ 自立に向けた社会生活への相談・助言（59.8%）
3万人未満	① 普段の学習支援（96.6%）	② 長期休暇中の学習支援 ④ 居場所（事業実施場所）での相談・助言（58.6%）		⑥ 進路・就労相談（55.2%）	③ 居場所（事業実施場所）の開放 ⑤ 家庭訪問での相談・助言（48.3%）
3～5万人未満	① 普段の学習支援（88.1%）	② 長期休暇中の学習支援 ④ 居場所（事業実施場所）での相談・助言（67.8%）		⑥ 進路・就労相談（66.1%）	③ 居場所（事業実施場所）の開放（54.2%）
5～10万人未満	① 普段の学習支援（96.2%）	② 長期休暇中の学習支援 ⑥ 進路・就労相談（73.1%）		④ 居場所（事業実施場所）での相談・助言（61.5%）	⑦ 自立に向けた社会生活への相談・助言（56.4%）
10～50万人未満	① 普段の学習支援（96.0%）	⑥ 進路・就労相談（86.8%）	② 長期休暇中の学習支援（76.2%）	④ 居場所（事業実施場所）での相談・助言（74.2%）	⑦ 自立に向けた社会生活への相談・助言（62.3%）
50万人以上	① 普段の学習支援（100.0%）	④ 居場所（事業実施場所）での相談・助言（93.5%）	⑥ 進路・就労相談（90.3%）	② 長期休暇中の学習支援（87.1%）	③ 居場所（事業実施場所）の開放（83.9%）

〔主に保護者（親等）に対する取組〕（上位5つ）

都道府県、市町村ともに「子どもの進路・就労相談」が最も多く、次に「随時の対面相談の実施」「電話やメールによる個別相談」が続いています。

市町村を人口規模別でみると、『3万人未満』では「随時の対面相談の実施」「子どもの送迎時における対面相談」が7割半ばで最も多くなっています。

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
都道府県	㊸子どもの進路・就労相談 (90.0%)	㊴随時の対面相談の実施 ㊵電話やメールによる個別相談 (80.0%)		㊵子どもの送迎時における対面相談 (73.3%)	㊴家庭訪問による対面相談 ㊸奨学金等の情報提供 (60.0%)
市町村	㊸子どもの進路・就労相談 (79.7%)	㊵電話やメールによる個別相談 (77.3%)	㊴随時の対面相談の実施 (72.5%)	㊸奨学金等の情報提供 (54.6%)	㊴家庭訪問による対面相談 (51.9%)
3万人未満	㊴随時の対面相談の実施 ㊵子どもの送迎時における対面相談 (75.0%)		㊸子どもの進路・就労相談 (65.0%)	㊵電話やメールによる個別相談 (55.0%)	㊴家庭訪問による対面相談 (50.0%)
3～5万人未満	㊸子どもの進路・就労相談 (79.2%)	㊴随時の対面相談の実施 (70.8%)	㊵電話やメールによる個別相談 (66.7%)	㊵子どもの送迎時における対面相談 (62.5%)	㊴家庭訪問による対面相談 (54.2%)
5～10万人未満	㊸子どもの進路・就労相談 (73.3%)	㊵電話やメールによる個別相談 (70.0%)	㊴随時の対面相談の実施 (66.7%)	㊴家庭訪問による対面相談 (46.7%)	㊵子どもの送迎時における対面相談 (45.0%)
10～50万人未満	㊵電話やメールによる個別相談 (86.6%)	㊸子どもの進路・就労相談 (82.8%)	㊴随時の対面相談の実施 (74.6%)	㊸奨学金等の情報提供 (56.7%)	㊴家庭訪問による対面相談 (50.7%)
50万人以上	㊸子どもの進路・就労相談 (89.7%)	㊵電話やメールによる個別相談 (82.8%)	㊸奨学金等の情報提供 (79.3%)	㊴随時の対面相談の実施 (75.9%)	㊴家庭訪問による対面相談 (65.5%)

⑤ 学習・生活支援事業の課題

都道府県では、「活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい」「事業の周知が難しい」が6割弱、市町村では、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい」が4割弱で最も多くなっています。

市町村を人口規模別でみると、『3万人未満』では「対象となる子ども自体が少ない」が5割で最も多く、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい」「活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい」が続いています。

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
都道府県	①⑨活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい ②⑩事業の周知が難しい (59.4%)		①⑦子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい (56.3%)	②⑪実施するための財源の確保が難しい (46.9%)	⑩⑫対象となる子ども自体が少ない ⑫訪問型の取組の導入が難しい ⑮⑯集合型の取組の拡充が難しい (43.8%)
市町村	①⑦子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい (38.0%)	⑫⑬訪問型の取組の導入が難しい (35.3%)	①⑨活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい (34.4%)	②⑩事業の周知が難しい (33.8%)	②⑪実施するための財源の確保が難しい (32.6%)
3万人未満	⑩⑫対象となる子ども自体が少ない (50.0%)	①⑦子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい ①⑨活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい (42.9%)		⑫⑬訪問型の取組の導入が難しい (35.7%)	②⑩事業の周知が難しい ②④社会福祉六法以外の民間関係機関との連携体制を構築するのが難しい (32.1%)
3～5万人未満	①⑦子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい (52.6%)	⑩⑫対象となる子ども自体が少ない (38.6%)	⑫⑬訪問型の取組の導入が難しい (35.1%)	⑮⑯集合型の取組の拡充が難しい ①⑨活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい (33.3%)	
5～10万人未満	①⑦子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい ①⑨活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい (36.5%)		⑫⑬訪問型の取組の導入が難しい ②⑩事業の周知が難しい (32.4%)		②⑪実施するための財源の確保が難しい (28.4%)
10～50万人未満	②⑪実施するための財源の確保が難しい (39.6%)	⑫⑬訪問型の取組の導入が難しい (37.6%)	②⑩事業の周知が難しい (35.6%)	⑮⑯活動場所の確保が難しい (34.9%)	①⑨活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい (33.6%)
50万人以上	②⑪実施するための財源の確保が難しい (55.2%)	①⑦子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい ②⑩事業の周知が難しい (48.3%)		②③教育関係機関との連携体制を構築するのが難しい (41.4%)	②④社会福祉六法以外の民間関係機関との連携体制を構築するのが難しい (34.5%)

⑥ 学習・生活支援事業を実施していない理由

学習・生活支援事業を実施していない市町村にその理由を尋ねたところ、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい」が6割半ばで最も多く、「対象となる子ども自体が少ない」「委託先を確保するのが難しい」が続いています。

『3万人未満』では、「対象となる子ども自体が少ない」が9割弱で最も多く、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい」「委託先を確保するのが難しい」が続いています。

	1位	2位	3位	4位	5位
市町村	⑫子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい (64.9%)	⑦対象となる子ども自体が少ない (63.6%)	⑪委託先を確保するのが難しい (56.5%)	⑯実施するための財源の確保が難しい (55.8%)	③学習支援の効果的な実施方法がわからない (51.3%)
3万人未満	⑦対象となる子ども自体が少ない (88.4%)	⑫子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい (72.1%)	⑪委託先を確保するのが難しい (65.1%)	③学習支援の効果的な実施方法がわからない ⑥生活支援の効果的な実施方法がわからない ⑩集合型の取組の導入が難しい (53.5%)	
3～5万人未満	⑫子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい (71.25%)	⑦対象となる子ども自体が少ない (69.2%)	⑯実施するための財源の確保が難しい (67.3%)	⑪委託先を確保するのが難しい (63.5%)	③学習支援の効果的な実施方法がわからない (59.6%)
5～10万人未満	⑯実施するための財源の確保が難しい (59.0%)	⑫子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい (53.8%)	⑦対象となる子ども自体が少ない (46.2%)	③学習支援の効果的な実施方法がわからない ⑥生活支援の効果的な実施方法がわからない (43.6%)	
10～50万人未満	⑫子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい (55.0%)	⑪委託先を確保するのが難しい ⑭活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい ⑰庁内の体制を構築するのが難しい (50.0%)			⑨訪問型の取組の導入が難しい ⑩集合型の取組の導入が難しい ⑯実施するための財源の確保が難しい (45.0%)

(3) 学習・生活支援事業の目指すもの

子どもの貧困に関しては、家庭環境や保護者との関わりが少ないといった養育面の課題等が、子どもの低学力・低学歴につながり、貧困の連鎖を生んでいるという指摘がなされています。そうした家庭環境や保護者の養育力の課題等から、子どもの自尊感情の醸成、コミュニケーション能力、社会性の面でも問題を抱え、社会に出ても失敗や挫折を重ねてしまうおそれもあります。

また、保護者の養育力が不足している要因の一つとして、自らが子どもの頃に保護者からの養育を受けられなかったという、自身の経験不足が子どもにも連鎖しているとの指摘もあります。

生活困窮者自立支援法では、生活困窮者に対する自立支援の基本理念として、「生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行わなければならない」と規定されています。学習・生活支援事業を含む生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の尊厳を確保しつつ、生活に困窮しているという状態だけでなく、その背景も捉え、一人ひとりの状況に応じた包括的かつ早期に支援することを通じ、地域づくりにもつなげていくことで、地域共生社会の中核的な役割を果たすことが期待されています。

子どもの将来が、その生まれ育った環境により左右されることのないようにすることは極めて重要であり、そのためには、子ども本人やその世帯が抱えている課題を把握した上で、子どもの気持ちを真摯に受けとめるとともに、子どもが成長の過程で社会から孤立せず、公平な条件で人生を歩むことができるよう、「貧困の連鎖を防ぐ」という視点に立って積極的な支援を行うことが必要です。

こうした問題意識から、学習・生活支援事業については、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども及びその保護者を対象として実施するものであり、本事業は、子どもの学習支援とともに、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援（以下「生活支援」という。）を行うものです。

3 事業対象者

本事業の対象者は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども及びその保護者とします。以下の「想定される対象者例」にあるような子どもを養育する上で経済的な課題を有している世帯を主な対象として想定していますが、生活困窮世帯の所得基準や対象世代等について特段の定めはなく、地域の実情に応じて対象を設定することができます。

アンケート調査結果をみると、学習支援については中学生が57.6%で最も多く、次に小学生が29.3%、高校生世代が12.7%となっています。同様に生活支援をみると、中学生が56.8%で最も多く、小学生が20.8%、高校生世代が20.5%となり、高校生世代では生活支援の割合が増加しています。

中学生になり自我が形成され始め、ある程度日常的な生活習慣や生活スタイルも確立している段階から、改めて学習習慣や生活習慣を身に付けることは困難です。そこで、事業の効果を上げるためには、子どもの社会性の育成も含めて生活全体を包括的に支援することを視野に、できるだけ早い段階から関わりを持つことが望ましいと考えられます。また、高校生世代や10代の若年層に対する支援が不足しているといった指摘があり、進学や就職における子どもの選択肢を広げるため、高校卒業資格等の取得にかかる学習支援のほか、社会性の育成といった自立に向けた支援が必要とされています。この意味では、高校等に進学したことだけでは支援目的が達成されたとはいえません。高校等を中退せず卒業を迎えられるよう、高校等進学後も継続して見守る支援体制が求められています。さらに、現に学生である者だけでなく、経済的困窮等の理由で高校等に進学していない者や高校等を中退した者についても支援の対象となります。

【想定される対象者例】

生活保護受給世帯の子ども及びその保護者

就学援助制度利用世帯の子ども及びその保護者

児童扶養手当受給世帯の子ども及びその保護者

市町村民税非課税世帯の子ども及びその保護者

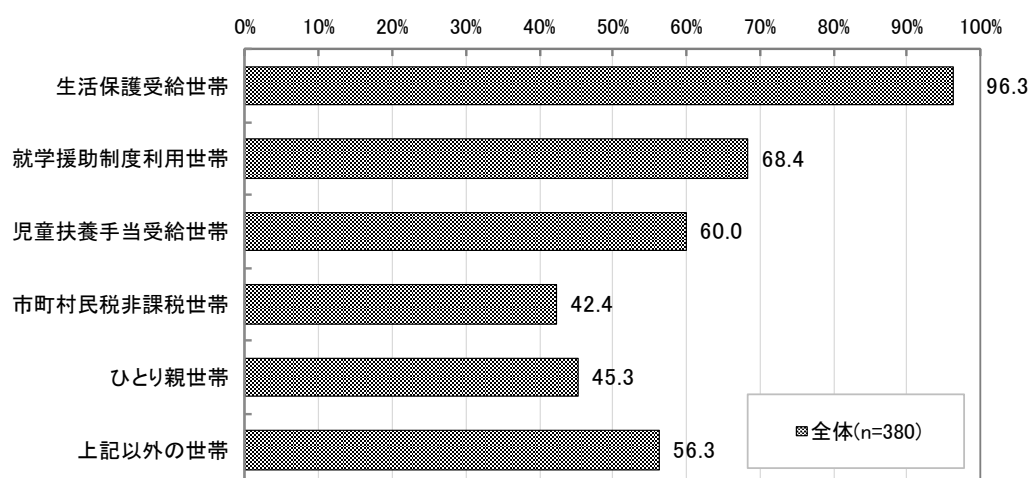
上記世帯と同程度の収入の世帯の子ども及びその保護者 等

【アンケート調査結果】

◎対象世帯（都道府県・市町村）

事業対象世帯は、「生活保護受給世帯」が9割半ばで最も多く、「就学援助制度利用世帯」が7割弱、「児童扶養手当受給世帯」が6割で続いています。

「上記以外の世帯」としては、準要保護世帯、住居確保給付金受給世帯、自立相談支援を受けている世帯、首長（福祉事務所含む）が認めた場合、不登校、ひきこもり、虐待、ヤングケアラー、児童養護施設入所者、里親制度利用者、高卒認定試験受験者、外国人、世帯年収〇〇万円以下の世帯など、自治体ごとに基準を定めています。なかには、要件を設けず、全世帯を対象とする自治体もあります。



◎対象年齢（都道府県・市町村）

前述したとおり、中学生が最も多く、次に小学生、高校生の順となっています。それ以外には、参加している子どもの弟妹、就学・就労していない20歳未満、満15歳以上満23歳以下で高校等への就学を希望する者、30代までとするなど自治体によって異なります。

4 学習・生活支援事業とは

(1) 学習・生活支援事業の内容

学習・生活支援事業は、「貧困の連鎖」を防止するための取組として、学習支援のほか、居場所の提供や体験学習を通じた相互の交流やコミュニケーションを図ることなど、創意工夫のある取組を、地域の実情に応じて実施していくものです。

学習面においては、様々な事情で家庭における学習環境が整っていない、経済的な理由で学習塾へ通えないといった、生活困窮世帯等の子どもに対し、学習会の開催や個別訪問により、高校受験のための学習支援、学校の勉強の復習、学び直し等の支援を実施します。また、単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行うことを目標としています。

さらに、学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携するなど、保護者や世帯全体への支援を行うことにより、より効果的な支援が図られるものと考えます。このように、子ども本人とその保護者を含む世帯全体へのアプローチを通じて、子どもの将来の自立を後押しし、貧困の連鎖を防止するものです。

(2) 学習・生活支援事業の効果・成果

アンケート調査結果をみると、学習習慣の定着、学力の向上、高校や大学への進学率の向上などが効果・成果として挙げられています。ある自治体では生活保護世帯の高校進学率が100%達成、定期テストの得点アップ、偏差値向上なども確認され、学習意欲や自主性の向上にもつながっているとのこと。また、個別指導を通じて苦手分野を克服した事例や、不登校の子どもが支援を受けることで、学校に復帰したという事例も生まれています。進学後も学習習慣を維持することができ、高校中退防止にもつながっているとの回答も寄せられています。

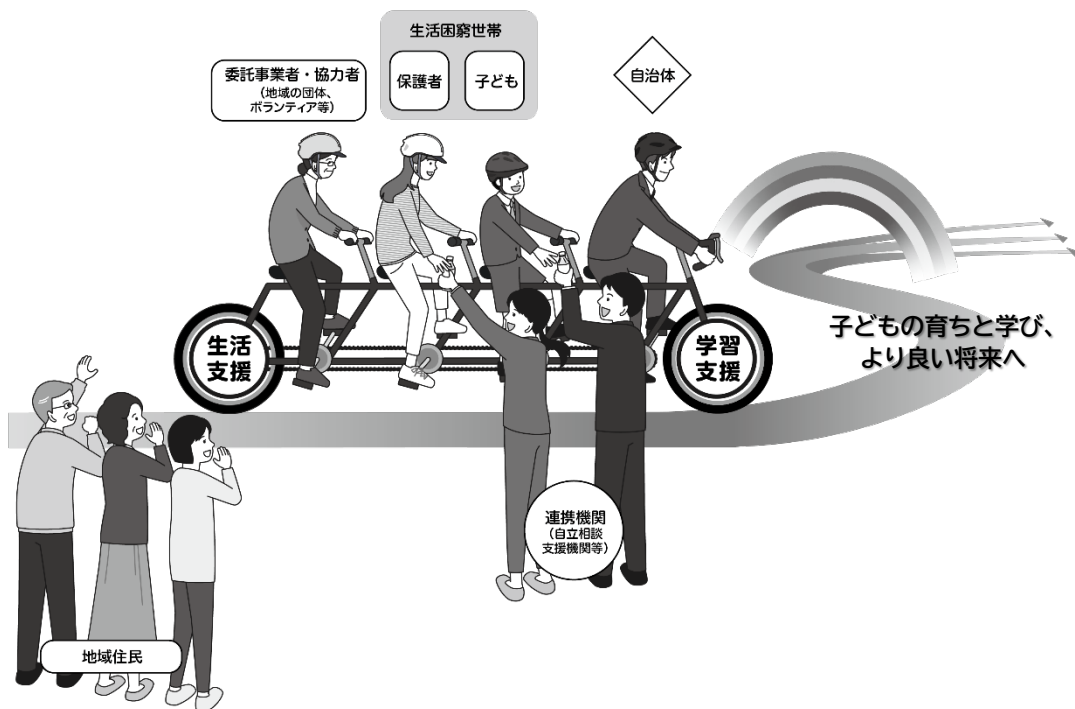
生活面では、社会性やコミュニケーション能力の向上も成果として挙げられています。他者との交流を通じて自然な会話が増え、信頼関係を築くことで自己肯定感が高まる子どもたちも多く見られます。また、生活リズムの改善や基本的な生活習慣の確立も支援の効果として挙げられています。家庭訪問をすることで家庭環境を把握しながら適切な助言を行い、保護者を含めた家庭全体へのサポートも実現しています。さらには、支援員や大学生ボランティアとの交流を通じて、将来への意識づけや進路選択への前向きな姿勢が育まれています。

本事業は、単なる学習・生活支援にとどまらず、「居場所」としての機能も果たしています。子どもたちは学校外で安心して過ごせる場を得ることで、集中して学習に取り組むことができ、また、学校では質問しづらい内容についても気軽に相談することができる環境となっています。

(3) 学習・生活支援事業の一体的実施の必要性・有効性

学習・生活支援事業における「学習支援」と「生活支援」とは、子どもの悩みや思いを受け止めることを大前提とした上で、子どもの育ちや学びを促し、保護者も含めた世帯がより良い将来に向かっていく自転車の両輪に例えることができます。事業実施者である自治体職員が責任者として自転車のハンドルを握り、子どもと保護者も目標に向かって一緒にペダルを漕ぎます。そして、その目標に向かう子ども・保護者を委託事業者・協力者がそっと後ろから支え、連携機関が必要な支援を行うとともに、地域住民も温かく見守ります。まさに、チーム一丸となって貧困の連鎖の防止に取り組んでいくものです。

■学習・生活支援事業の実施イメージ図



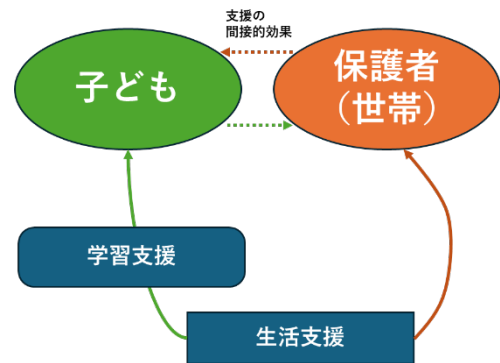
学習支援の効果を高めるためには、生活環境の改善が欠かせないため、学習支援と生活支援を自転車の両輪として捉え、一緒に取り組んでいく必要があります。しかしながら、学習支援と生活支援の委託先が異なることで、それぞれの支援について、つながることなく別々に提供され、十分な効果を発揮していない場合があります。

学習・生活支援事業の「一体的実施」とは、学習支援及び生活支援で提供される子どもの成長や自立に向けた必要な支援が個々に提供されることなく、必要とされる支援が適切につながり、調和しながら提供されることを指します。具体的には、子ども自身への学習支援に加え、生活習慣や育成環境、社会的スキルの向上、進路選択のサポート、そして保護者（世帯含む）への養育に必要な情報提供、進学や就職、奨学金に関する情報提供、育成環境の改善に向けた助言、食料などの物質的支援などといった生活支援を一体的に進め、関係者間の密接な連携を通じて、支援の効果の最大化を目指して実施していくことです。

すなわち、「家庭での生活環境を踏まえた子どもへの学習支援を行いながら、保護者（世帯含む）への生活支援も一緒に行うこと」と定義できます。

■一体的実施のイメージ

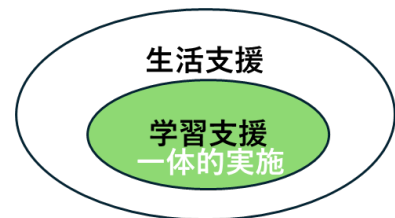
- ・子どもには、生活環境を踏まえた学習支援の実施
(↑生活支援)
- ・保護者（世帯）には、子どもへの学習・生活支援
を目的とした生活支援の実施
- ・それぞれへの支援は、子どもや保護者に
間接的な効果を与える



また、「子ども」と「保護者（世帯）」という側面ではなく、「学習支援」と「生活支援」から見た場合、次のような支援の実施パターンが考えられますが、各自治体の課題や支援を受ける子どもや保護者の実態、利用可能な資源や連携体制等を考慮した上で、適切なパターンで実施していくことが求められます。

① 生活支援型

生活支援を主軸として、その中で学習支援を実施するものです。生活習慣や育成環境の改善を優先的に取り組みながら、子どもが学びに向き合える基盤を整えます。



〈メリット〉

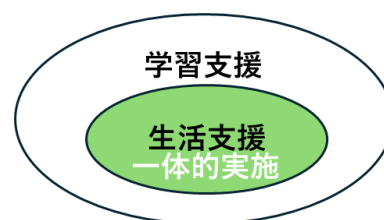
- ・子どもの基本的な生活習慣・育成環境が改善されることで、学習への意欲や集中力が向上しやすくなります。また、世帯全体に好影響を与えることで、根本的な課題解決につながる可能性があります。
- ・学習支援だけではカバーしきれない不登校やヤングケアラーなど、生活全般に課題を抱える子どもにも柔軟に支援が提供できます。

〈デメリット〉

- ・学習支援が付随的なものとなり、学力向上の効果が見えにくくなる可能性があります。
- ・生活環境の改善には時間がかかるため、長期的な取組が必要となり、支援の継続性が重要となります。

② 学習支援型

学習支援を主軸として、その中で生活支援を実施するものです。学力向上に優先的に取り組みながら、必要に応じて生活支援を行います。



〈メリット〉

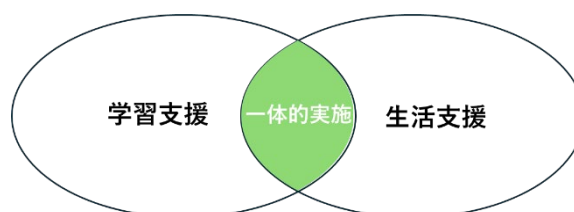
- ・学習を主軸とした支援により、子どもの学力や進学率の向上といった具体的な成果が得られやすくなります。特に学校の授業についていけない子どもや、高校・大学受験を控えた子どもに対して高い効果が期待されます。
- ・学習支援を通じて、安心して過ごせる環境を提供することで、家庭や学校に居場所がない子どもの心の安定につながります。

〈デメリット〉

- ・学習に主軸を置いてしまい、生活環境の課題が改善されない場合、学習支援の効果が十分に発揮されない可能性があります。
- ・生活面に課題を抱える子どもが、生活環境の改善に必要な支援を受けることができないケースが生じることがあります。

③ 混合型

学習支援と生活支援を、子どもの状況に応じてバランスよく組み合わせながら実施するものです。個別ニーズに応じた柔軟な支援を行います。



〈メリット〉

- ・学習支援と生活支援をバランスよく行うことで、生活環境の改善が学習意欲を高め、学習支援が生活習慣の改善や将来への希望を抱くきっかけとなるなど、相乗効果が期待できます。
- ・学習支援と生活支援のどちらに課題がある子どもにも、柔軟に必要な支援を提供できるため、幅広い対象者に対応可能です。具体的には、子どもの状況に応じて学習支援のみ、生活支援のみ、または両方を組み合わせた支援が可能です。

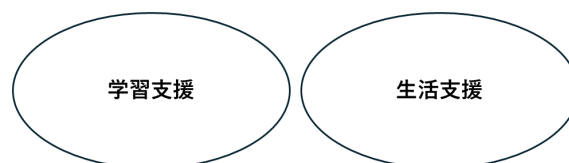
〈デメリット〉

- ・学習支援と生活支援を子どもの状況に合わせ、組み合わせて提供するため、人材、時間、資金、場所など多くのリソースが必要となります。

- ・学習支援と生活支援の提供バランスを見極めることが難しく、調整や管理が複雑になる場合があります。

④ 分離・独立型

学習支援と生活支援をそれぞれ別々に行うものです。学習支援と生活支援という異なるニーズに対して、それぞれの専門家が支援を行います。



〈メリット〉

- ・学習支援と生活支援を、それぞれ専門の組織や専門家が個別に行うため、質の高い支援が提供されます。
- ・子どもや保護者が、自分たちのニーズに合った支援を選んで利用できるため、学習支援、生活支援といった側面での成果が得やすくなります。

〈デメリット〉

- ・生活環境の課題が学習に影響を与えている場合など、一体的なアプローチが必要なケースでは、支援の効果が十分に発揮されない可能性があります。
- ・支援が分離・独立しているため、学習支援と生活支援の連携が不十分になり、子どもや保護者に必要な包括的な支援が行き届かない場合があります。

5 学習・生活支援事業の実施にあたって

学習支援、生活支援の事業内容は以下のとおりです。

なお、それぞれに記載されている具体例に限らず、子どもの学力の向上や学習習慣の定着、生活習慣の改善や社会性の育成につながる取組、子どもの養育環境の改善につながる保護者への支援を事業内容とします。

また、実施にあたって、生活困窮世帯等の子どもは、単に経済的な困窮だけでなく、不登校やひきこもり、虐待、ヤングケアラー、日本語が母語でないこと、親の就労状況、精神疾患、衛生環境など、様々な課題を抱えている場合があります。そのため、自立相談支援機関や他の学習支援事業実施者との連絡調整だけでなく、学校や教育委員会といった教育機関のほか、福祉事務所や児童福祉担当部署、児童相談所等と連携を図ることにより、包括的に支援していくことが求められます。

(1) 学習支援

【目的】

生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもが、様々な事情で家庭における学習環境が整っていない場合や学校での学習に遅れが生じている場合等に、学習（学び直し）の機会を提供し、高校等進学に向けた学習支援や学習習慣の定着、学習意欲の向上を図ります。

【具体例】

- ・学習指導員やボランティア等による家庭の状況を踏まえた個別やグループでのサポート、学校の勉強の復習・フォローアップ、学習の習慣づけ、学び直し
- ・学習指導員等の家庭訪問による学習支援
- ・高校受験のための学習支援、高校中退防止のためのフォロー
- ・学習を行うための場所の提供 等

(2) 生活支援《子どもに対する支援、保護者に対する支援》

① 子どもに対する支援

自己肯定感については、保護者による養育のほか、学校や地域の中で、他の子どもや保護者以外の大人との関わりを通じて、学力のほかに社会性等を身につけながらその醸成がなされていくものです。しかしながら、生活困窮世帯等では、保護者の関わり方が弱いこと等により、その子どもの生活面での能力やコミュニケーション能力が身につかないといった問題が生じ、その結果、自己肯定感や将来に対する意識の醸成等に大きな障害となっ

てしまう場合もあります。また、学習支援を行うにあたって、子どもが生活面の課題を抱えたままであるため、家庭での居場所がなく、落ち着いて勉強することや周囲との関係づくりも含めた円滑な社会生活を送ることを難しくする場合があります。さらに、生活困窮世帯の子どもは、適切な食習慣や運動習慣、生活習慣が確立されておらず、その健康に影響を及ぼしているとの指摘もなされています。

このため、保護者以外の大人や他の子どもと接することを通じて、コミュニケーション能力等の社会性や社会生活を営む上で必要となる知識（日常生活の知恵や社会制度に関する知識等）を身につけるとともに、他者や社会に対して信頼感を持つことができるよう、生活全般にわたる支援を行っていくことが重要です。

ア) 居場所での相談支援

【目的】

家庭内に落ち着いて過ごす場所がない、相談する保護者等がない子どもに対して、子どもが安心して過ごせる場所を提供し、支援員による相談支援や子ども同士の学び合い等を図ります。

【具体例】

- ・学習・生活支援事業の実施スペース等を活用して、子どもが支援員等へ相談ができる、あるいは子ども同士での交流ができる場所を提供 等

イ) 日常生活習慣の形成

【目的】

生活習慣の助言や実践を行うことにより、親の不在や養育力の不足等により十分な日常の生活習慣等が身についていない子どもへの支援を図ります。

【具体例】

- ・居場所づくりの場や家庭訪問時における後片付け、整理整頓、手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ
- ・必要に応じた医療機関への受診勧奨
- ・日用品の使い方や身だしなみに関する助言 等

ウ) 社会性の育成

【目的】

親や家族以外の人と接する機会の少ない子ども等に対して助言することにより、他人との接し方等を身につけます。

【具体例】

- ・居場所づくりの場や家庭訪問時において、日常生活における挨拶や言葉遣いに関する助言
- ・時間や居場所におけるルールを守ること、学習教室等への欠席の事前連絡や他の子どもとの接し方に対する助言 等

エ) 体験活動等

【目的】

年中行事や家族でのイベントの体験機会の少ない子ども等に対し、共同作業や年中行事等の体験、社会見学等の実施を通じ、自己有用感や社会性の醸成、将来の進路選択を考えるきっかけづくり等を図ります。

【具体例】

- ・居場所づくりの場における調理実習、キャンプでの集団生活や自炊体験、農業体験、スポーツレクリエーション、七夕会、クリスマス会等の年中行事体験
- ・福祉施設への訪問、企業訪問や大学見学、地域行事やボランティア活動への参加等

オ) 小学生への支援

【目的】

中学に入った時点で授業についていけない子どもがいるなど、学力低下が小学生の時からすでに始まっている場合があります。また、義務教育終了後の高校等に進学させることが貧困の連鎖を食い止める手段の一つです。そのためには、中学から支援を開始するのは遅いと考え、また、基本的な生活習慣や自身の権利意識等を早く身につけることが大事と捉え、小学生の早い段階から支援を行うことが考えられます。このように、早い段階から子どもと関わりを持つことが貧困の連鎖の解消につながります。

【具体例】

- ・学習支援を通じた居場所の提供、居場所での自己肯定感や自身の権利についての意識醸成
- ・他の大人や子どもとの交流を通じた社会性の醸成
- ・基本的な生活習慣の改善や生活リズムを身に付けるための助言

- ・歯の健康や食生活の大切さを学ぶ機会の提供 等

力) 中学生への支援

【目的】

学習・生活支援事業の利用者が最も多い年代になります。義務教育が終わり、進学や就職など将来について悩む時期となるため、高校等への進学や就職に向けた支援・助言を行います。また、将来への希望を持ってもらうため、職場体験等を中学生のうちに実施することで、学習への意欲を高めます。

【具体例】

- ・学習支援を通じた居場所の提供
- ・進学や就職に向けた相談、奨学金などの情報提供の実施
- ・職場体験や生活に必要なお金の知識など将来を考えるための学びの機会の提供 等

キ) 高校生世代への支援

【目的】

高校等入学後の学校生活や生活面での問題からくる高校等中退の防止、高校等を中退した者、中学卒業後に進学や就労していない者など高校生世代の進路に関する将来の意欲向上や具体的イメージの形成、希望する進路選択のための基礎づくりを行います。

【具体例】

- ・学習支援を行っていた高校等進学者に対する居場所の提供の継続
- ・中退防止や中退者への個別支援（学び直しに向けた支援、復学支援、高卒認定資格取得に向けた助言等）
- ・高校等進学者や高校等中退者、児童養護施設を退所した若者等に対する居場所づくりの場における個別相談の実施
- ・進路選択に関する相談・情報提供の実施、進学に向けた大学等の見学
- ・奨学金や新生活に必要なお金（一時金など）に関する情報提供
- ・職場体験等高校生世代を対象にした学習以外の社会保障制度や金銭管理など、自立した社会生活を行うための助言 等

② 保護者に対する支援

子どもは保護者や育った環境の影響を強く受ける存在です。そのため、生活全体を包括的に支援するという意味では、事業を利用する子どもだけでなく、その保護者に対しても、子どもが教育の機会を得ることの重要性等について理解を促す取組が重要です。

また、保護者の養育力の不足は、無関心という場合だけでなく、仕事や生活で多忙のため養育のための時間が持てない、地域社会との関わりが乏しく養育に関して相談できる者がいない、保護者自身が子どもの頃に親からの養育を十分に受けられなかったこと等を背景とする経験不足から実践方法が分からないといった場合も多いです。保護者の支援においては、このような視点を持ちながら実施することが重要です。

さらに、保護者への支援にあたっては、様々な機会をとらえて、学習・生活支援事業における子どもの状況についての報告や事業の必要性、効果について説明を行うなど、保護者との信頼関係を着実に醸成していくことが重要です。

ア) 子どもの養育に必要な知識の情報提供等

【目的】

子どもの養育に関する知識や情報が十分でない保護者に対して助言や情報提供を行うことにより、子どもの育成環境の改善を図ります。

【具体例】

・子どもへの教育の必要性、家庭における食生活や衛生環境の改善、生活費の使い方といった家事や子育てに関すること、子どもとの接し方等に関する助言、講座や相談会（電話相談や親同士が悩みを打ち明けるなど交流会を含む）の開催 等

イ) 教育や進路選択に必要な相談支援

【目的】

生活困窮世帯では、子どもの教育資金を十分に確保できないという悩みを抱えている場合があります。また、高校生や高校等を中退した者、中学校卒業後進学や就労していない者など高校生世代を含め、10代の若年層に対して適切な支援が行われなければ10年、15年にわたり支援にブランクができてしまう可能性があります。そのため、学習支援だけでなく、教育や進学、就労も含む自立に向けた相談支援が必要と考えられます。

【具体例】

・就学援助費や教育支援資金等の情報提供、子ども及びその保護者に対する進路選択に関する相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供、進学のみならず子どもの将来の就職に向けた相談支援や就労支援の利用の助言 等

ウ) 巡回支援等を通じた世帯全体への支援

【目的】

子どもの進学や生活環境の改善に資する制度の知識や利用方法などが分からないといった保護者に対する助言等、世帯全体への支援を行うことにより、子どもの育成環境の改善を図ります。

【具体例】

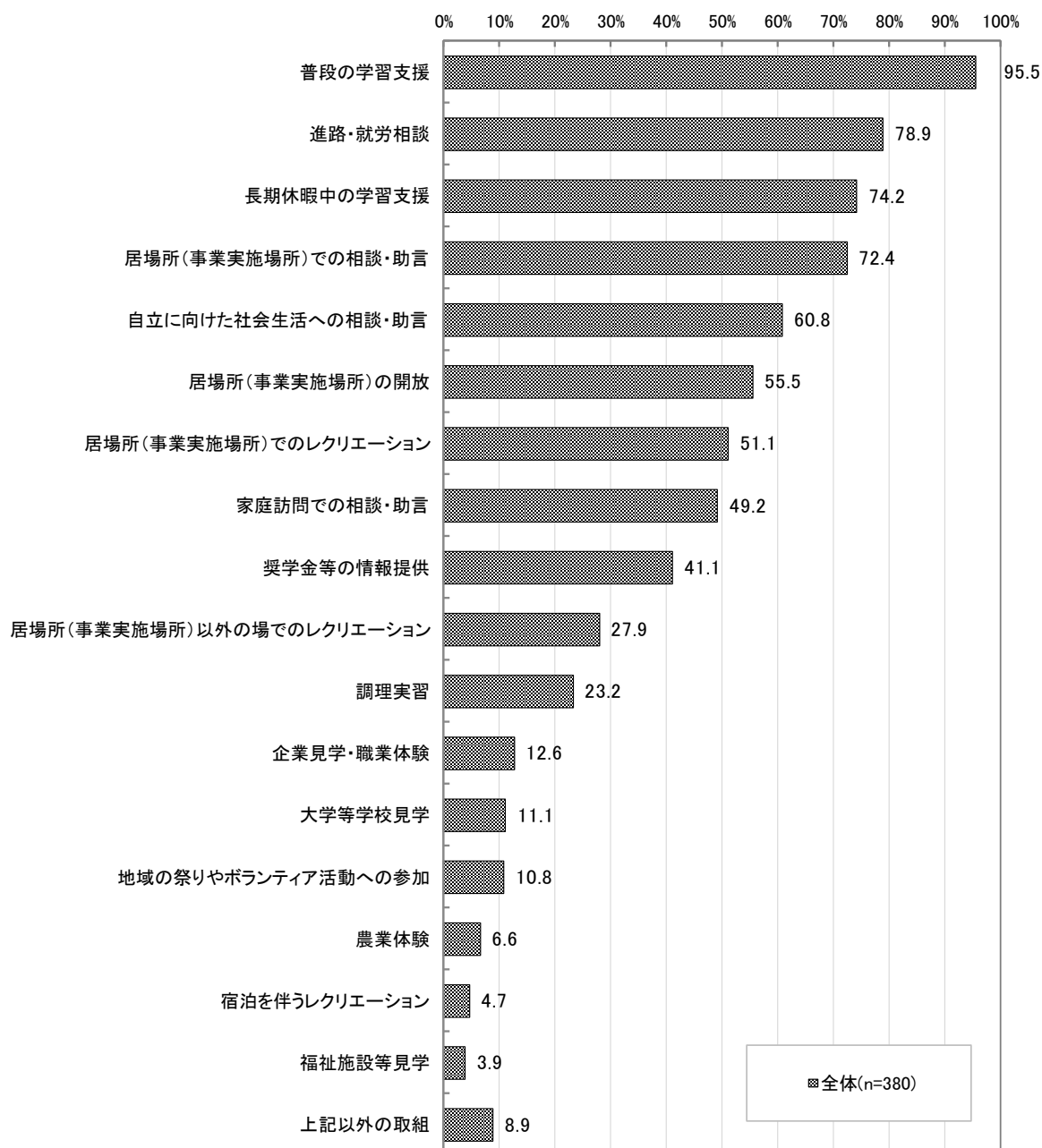
- ・家庭訪問や保護者面談等により、その世帯の子どもの学習状況の確認や保護者の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業の利用勧奨や各種支援策の情報提供や利用勧奨、利用方法の助言 等

【アンケート調査結果】

◎学習・生活支援の取組内容

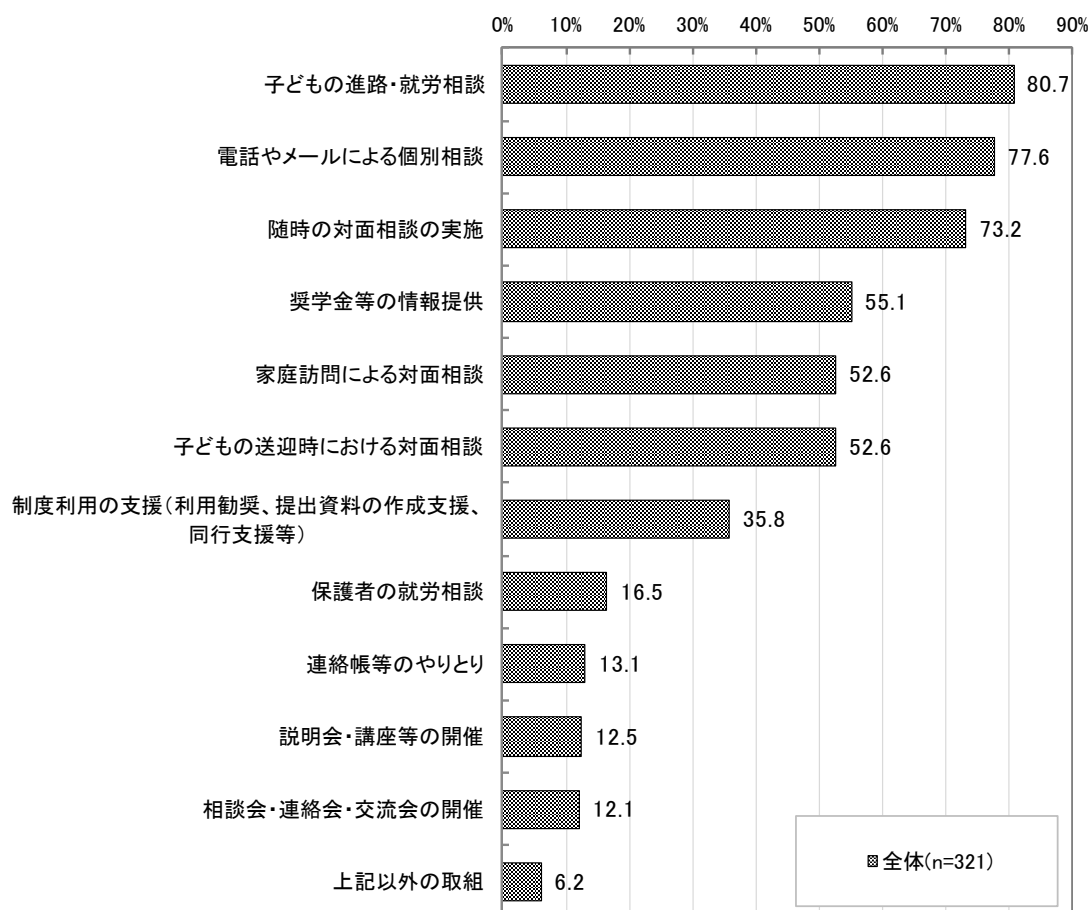
主に子どもに対する取組としては、「普段の学習支援」が9割半ばで最も多く、「進路・就労相談」が8割弱、「長期休暇中の学習支援」が7割半ばで続いています。

■主に子どもに対する取組（都道府県・市町村）



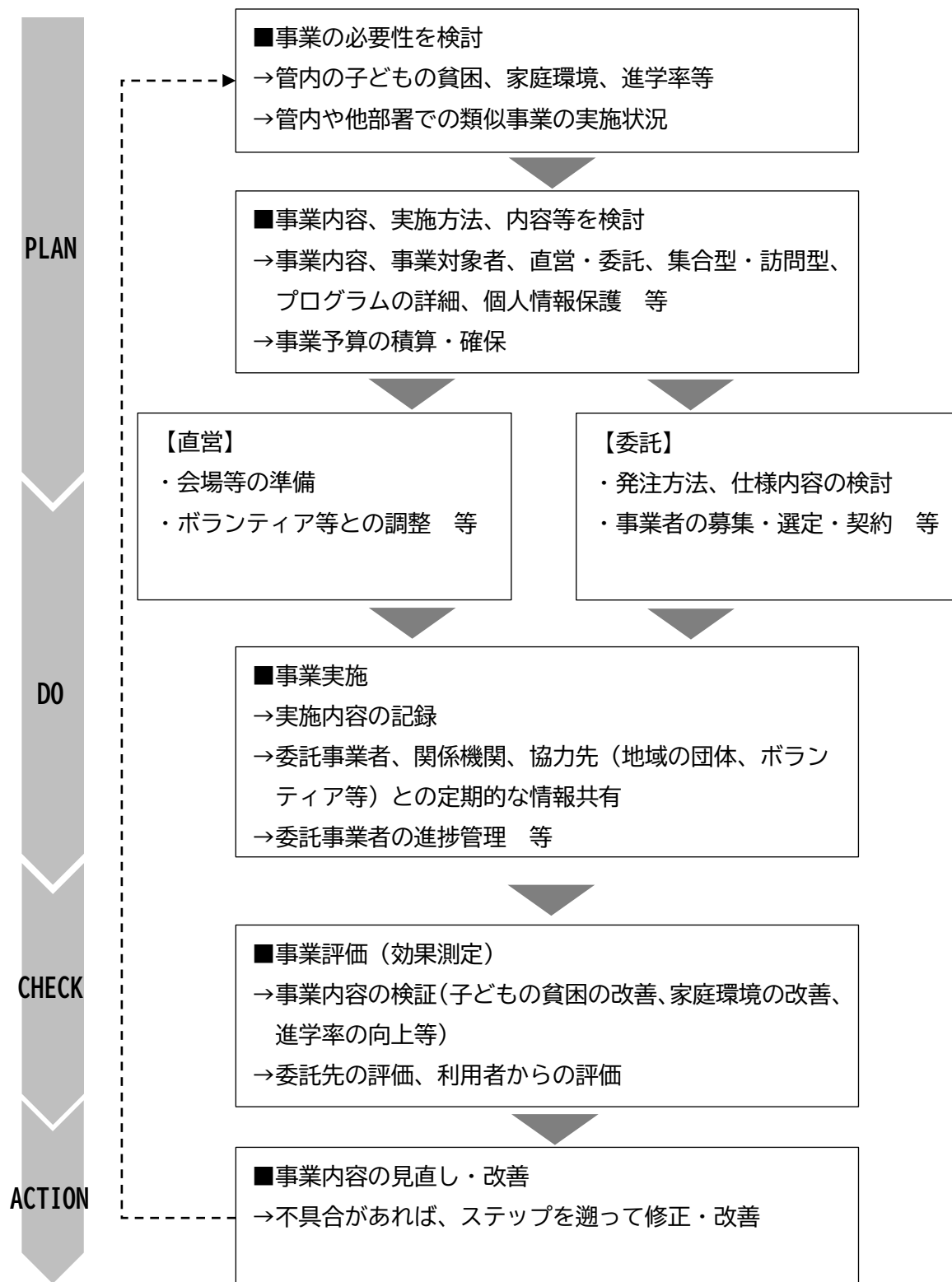
主に保護者（親等）に対する取組としては、「子どもの進路・就労相談」が約8割で最も多く、「電話やメールによる個別相談」が8割弱、「随時の対面相談の実施」が7割強で続いています。

■主に保護者（親等）に対する取組（都道府県・市町村）



(3) 学習・生活支援事業の実施プロセス

学習・生活支援事業の実施プロセスは、次のとおりです。



6 学習・生活支援事業の実施方法

(1) 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村ですが、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができます。

(2) 実施要件（配置人員、資格要件、実施期間等）

学習・生活支援事業の実施にあたっては、地域の実情に応じた事業実施を基本としています。このため、配置人員、資格要件等について、国としての要件は定めていませんが、事業をより効果的に実施するため、以下の点に留意することが必要です。また、アンケート調査結果からは、配置人員や資格要件、実施期間を定めている自治体があることも明らかとなったため、参考にすることが考えられます。

- ✓ 事業エリアや対象とする人数規模が過大になると、子ども一人ひとりに寄り添い個別的な支援を行うことが難しくなることから、きめ細かな支援を行うことのできる人数の規模での支援活動が多数展開されていくことが望ましい。
- ✓ また、生活困窮世帯等の子どもは、経済的な問題だけでなく、不登校やひきこもり、虐待、保護者の就労、精神疾患、衛生環境など、複合的な課題を有している場合もある。そうした問題解決や自治体内部の諸機関・諸団体をつなぐソーシャルワーク的な仕事をするコーディネーター役の配置も効果的であると考えられる。

【アンケート調査結果】

配置人員や資格要件については、自治体によってばらつきがあるとともに、仕様書で定めている場合と定めていないが受託事業者が独自に定めている場合があります。

◎配置人員（都道府県・市町村）

学習支援、生活支援ともに「定めている」が6割を超えています。なお、市町村では人口規模が小さくなるにつれて「定めている」の割合が少なくなる傾向となっています。

「定めている」内容としては、利用者数に対する比率を設定、最低人数の設定、役割に応じた設定などとなっています。

（具体例）

- ・ 責任者1名以上、支援員2名以上、学生ボランティアを支援対象者2～3名程度に対して1名以上

- ・子ども3人に対して、支援員を1人以上配置
- ・利用人数5名から10名に対し講師1名を配置
- ・学習支援員2名以上
- ・小学生⇒専任職員2名以上、補助職員2名以上
- ・中学生及び高校生⇒専任職員1名以上、補助職員1名以上
- ・学習支援員1名以上
- ・1会場につき、統括サポーター1名、学習サポーターは1：1で配置
- ・学習支援サポーター：対象者1～3人に対して、1名
- ・学習支援コーディネーター1人、学習支援員2人以上

◎資格要件（都道府県・市町村）

学習支援、生活支援ともに「定めている」が約4割となっています。なお、市町村では人口規模が小さくなるにつれて「定めている」の割合が少なくなる傾向となっています。これは専門的な資格を持った人材が支援を行うことが本来は好ましいと考えられますが、特に小規模市町村では担い手が不足しているため、資格要件を設定することができないということが考えられます。「定めている」内容としては、教員や社会福祉士、臨床心理士など教育・福祉の専門資格所持者、塾講師や施設での勤務経験などが挙げられています。

資格の種類	経験
・教員免許所持者 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・公認心理士、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士 ・社会教育主事 ・大学等の教職課程履修者、又は履修している者 ・大学生など高等学校卒業以上の学歴を有し、学習支援の実施に必要な能力を有すると認められる者	・塾講師 ・教員経験を有する者 ・子どもの相談業務従事経験者 ・教育関連事業に2年以上従事した者 ・困窮世帯の子どもやその保護者の相談支援等の経験がある者 ・スクールソーシャルワーカーの経験 ・学習・生活支援事業の経験を有する者

◎実施期間（都道府県・市町村）

「定めている」は、学習支援で9割強、生活支援で9割弱となっています。ほとんどの自治体では単年度としていますが、3年や5年といった複数年にしている自治体もあります。その理由として、事業をより効果的なものとするためには、子どもとの関係性構築が重要であるという考え方が挙げられます。毎年担当者が変わると、子どもが心を開きにくくなり、支援者側も子どもに寄り添った支援を行いにくなるためです。なお、契約自体は単年度としつつも、2年目以降は随意契約（継続要件付き）としています。

(3) 実施形態

実施形態としては、①集合型、②訪問型、③オンライン型に分かれますが、家庭訪問の実施により、学習教室への参加の促しや家庭状況を把握することで、保護者に対する支援につながることも期待されるため、それぞれを連携して実施することも考えられます。

① 集合型

学習・生活支援事業の拠点となる会場を設け、開催日時や実施内容（カリキュラム）等を定めて学習や生活習慣に関する支援を実施します。他の人と交流に問題がない子どもが主な対象となります。なお、事業を実施する上での課題として、学習会場が遠いといったことがあげられていることから、1自治体の中でも地域毎に会場を設置することが望ましいです。

② 訪問型

地域の対象となる子どもが少なく、会場を設けて実施することが著しく非効率である場合や、家庭状況等により学習会場へ参加できない子どもや、不登校の子ども、他の子どもとの交流が苦手など集合型の支援になじめない子どもがいる場合等に、子どもの家庭に支援員が訪問し、学習や生活習慣に関する支援を実施します。

③ オンライン型

会場に移動するための交通手段がないといった交通が不便な地域であったり、支援の担い手を管轄内で確保できなかったり、集団での学習に適応できなかったりする場合等に、オンラインにより、学習や生活習慣に関する支援を実施します。学習にアプリを活用することで、子どもの能力に合わせた支援が可能になるとともに、自主的な学習にもつながることが期待できます。

④ 集合型、訪問型、オンライン型の組み合わせ（複合型）

①～③を組み合わせる実施するものです。

（例）

- ・ 中心部は集合型、交通手段が不便な地域は訪問型またはオンライン型
- ・ 最初は訪問型で実施し、慣れてきたら集合型に参加
- ・ 受験生のために集合型で毎週（月4回）実施したいが難しいため、月2回を集合型、残り2回をオンライン型

コラム

【東京都「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）」】

東京都では、不登校児童・生徒や日本語指導が必要な児童・生徒の居場所・学びの場として、令和4年度から仮想空間上に「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」を提供しています。

3Dメタバース空間により構築されたバーチャル空間で、各自がアバターを操作し、教室スペースや学習スペース、おしゃべりスペースなどで、コミュニケーションができるとともに、コンテンツを利用した学習ができます。



出典：東京都 HP

（４）運営形態

運営形態には、自治体職員が自ら実施する「直営」と、事業者「委託」して実施する方法、そして両方を組み合わせて行う「直営+委託（併用型）」があり、地域の実情に合わせた形態で行われています。

① 直営

自治体の職員自らが事業を実施します。事業内容の検討や会場の確保、対象者の募集など、事業実施に必要なことを行います。なお、学習支援については、地元のボランティア等は無償でお願いをしている場合があります。生活支援は担当部署の職員が行っています。

② 委託

自治体が一定程度の内容を定めた上で、その実施を事業者「委託」するものです。全国的には、この手法が約8割（学習支援：81.2%、生活支援：78.4%）となっています。また、学習支援と生活支援を一緒の事業者が行う場合と別々の事業者が行う場合や、受託事業者がさらに別事業者「再委託」する場合（再委託）もあります。

③ 直営、委託の組み合わせ（併用型）

①と②を組み合わせる実施するものです。

（例）

- ・ 学習支援を事業者「委託」、生活支援を直営
- ・ 学習支援において集合型を直営、訪問型を事業者「委託」
- ・ 委託事業者が対応できる範囲を委託、それ以外は直営

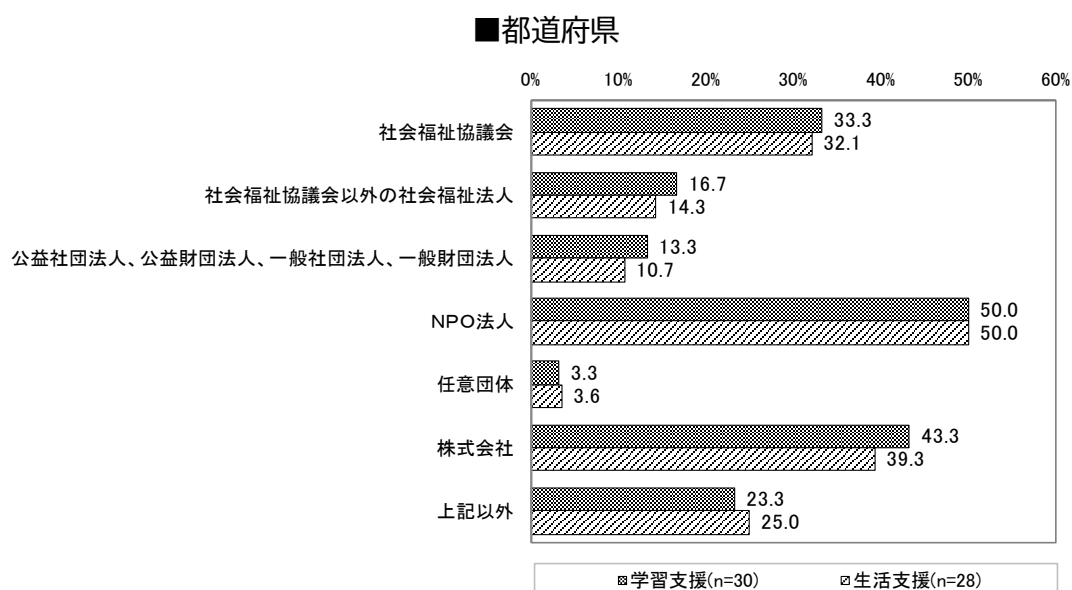
【効果的な委託の実施に向けて】

- ✓ 事業者へ委託した場合でも、あくまでも事業主体は自治体であり、実施内容についての責任は自治体となりますので、効果的に事業を実施していく必要があります。そのためには委託事業者との連携は欠かせないため、定期的に事業報告を求めるとともに、その進捗状況を管理していくことが求められます。
- ✓ また、学習支援と生活支援は、一体的に実施していくことが重要です。そのため、学習支援と生活支援を同一事業者へ委託することが本来は望ましいのですが、地域の状況によっては難しい場合があります。学習支援と生活支援を別々の事業者へ委託する場合は、事業者同士が連携して事業を実施するよう、自治体が事業者を適切にマネジメントしていくことが重要です。

【アンケート調査結果】

◎委託先

都道府県では、学習支援、生活支援ともに「NPO法人」が5割で最も多く、「株式会社」「社会福祉協議会」が続いています。



市町村を人口規模別にみると、3万人未満では「社会福祉協議会」、10～50万人未満では「株式会社」、50万人以上では「NPO法人」が多くなっています。また、50万人以上では、学習支援について「株式会社」も多くなっています。

■市町村

(単位：件・%)

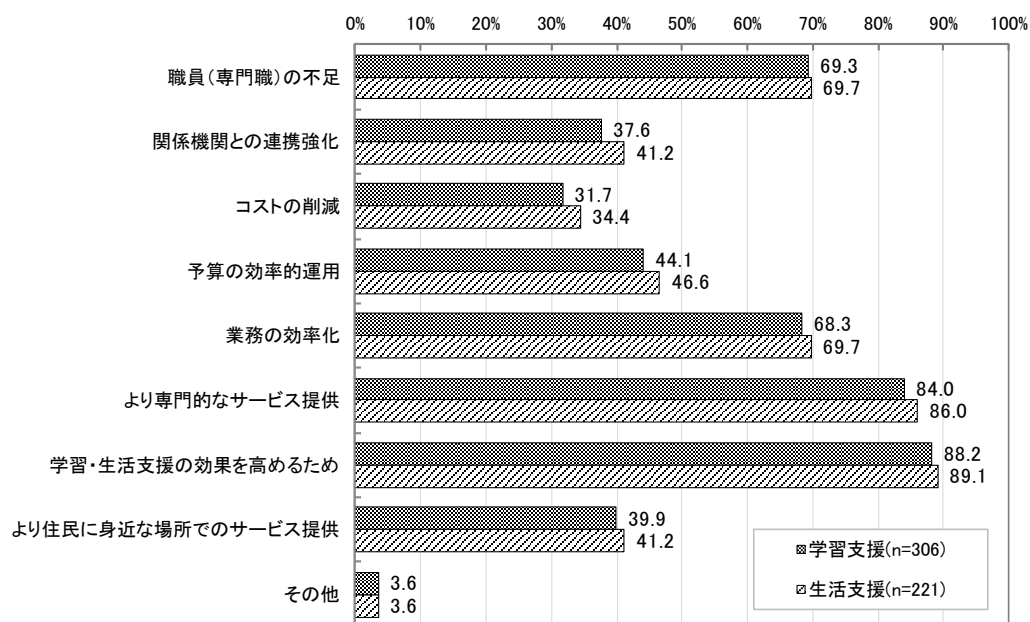
		回答者数	社会福祉協議会	外の社会福祉法人	社会福祉協議会以外 公益社団法人 財団法人 一般財団法人 一般社団法人	NPO法人	任意団体	株式会社	左記以外
全体	学習支援	276	19.6	9.8	13.4	37.7	3.6	30.8	12.3
	生活支援	194	20.1	13.9	12.9	36.1	3.1	26.8	14.9
3万人未満	学習支援	19	36.8	21.1	5.3	31.6	0.0	5.3	21.1
	生活支援	16	37.5	25.0	6.3	31.3	0.0	6.3	18.8
3～5万人未満	学習支援	43	20.9	14.0	2.3	41.9	4.7	9.3	18.6
	生活支援	29	24.1	20.7	3.4	31.0	3.4	6.9	24.1
5～10万人未満	学習支援	61	18.0	11.5	11.5	34.4	4.9	24.6	11.5
	生活支援	47	19.1	14.9	12.8	36.2	4.3	19.1	12.8
10～50万人未満	学習支援	123	19.5	4.9	17.9	34.1	4.1	41.5	10.6
	生活支援	79	20.3	6.3	15.2	32.9	3.8	41.8	13.9
50万人以上	学習支援	30	10.0	13.3	20.0	56.7	0.0	46.7	6.7
	生活支援	23	4.3	21.7	21.7	56.5	0.0	30.4	8.7

都道府県「上記以外」、市町村「左記以外」の内容

- ・労働者協同組合
- ・有限会社
- ・生活協同組合
- ・合同会社
- ・社会福祉法人と学校法人の共同体
- ・企業組合
- ・大学 等

◎委託する理由（都道府県・市町村）

学習支援、生活支援ともに「学習・生活支援の効果を高めるため」が9割弱で最も多く、「より専門的なサービス提供」「職員（専門職）の不足」が続いています。



◎委託先の選定方法

都道府県では、学習支援、生活支援ともに「公募プロポーザル」「随意契約」のどちらかとなっています。

■都道府県

(単位：件・%)

	回答者数	入札 一般競争	入札 指名競争	ポ ー ザ ル 公 募 プ ロ	ポ ー ザ ル 指 名 プ ロ	評価 公 募 総 合	評価 指 名 総 合	随意契約
学習支援	30	0.0	0.0	56.7	0.0	0.0	0.0	43.3
生活支援	28	0.0	0.0	53.6	0.0	0.0	0.0	46.4

市町村では、学習支援、生活支援ともに「随意契約」が5割半ばで最も多く、次に「公募プロポーザル」となっています。

人口規模別にみると、3万人未満では学習支援、生活支援ともに「随意契約」が9割を超えています。人口規模が大きくなるにつれて「公募プロポーザル」の割合が増加する一方、「随意契約」の割合は減少する傾向となっています。

■市町村

(単位：件・%)

		回答者数	一般競争入札	指名競争入札	公募プロポーザル	指名プロポーザル	公募総合評価	指名総合評価	随意契約
全体	学習支援	275	3.3	4.0	35.3	1.5	0.4	0.0	55.6
	生活支援	193	1.0	3.1	38.3	1.6	0.5	0.0	55.4
3万人未満	学習支援	19	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	94.7
	生活支援	16	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	93.8
3～5万人未満	学習支援	43	2.3	2.3	9.3	0.0	0.0	0.0	86.0
	生活支援	29	0.0	3.4	13.8	0.0	0.0	0.0	82.8
5～10万人未満	学習支援	61	1.6	4.9	23.0	0.0	0.0	0.0	70.5
	生活支援	46	2.2	2.2	26.1	0.0	0.0	0.0	69.6
10～50万人未満	学習支援	122	5.7	4.9	45.1	2.5	0.0	0.0	41.8
	生活支援	79	1.3	5.1	49.4	2.5	0.0	0.0	41.8
50万人以上	学習支援	30	0.0	3.3	76.7	3.3	3.3	0.0	13.3
	生活支援	23	0.0	0.0	78.3	4.3	4.3	0.0	13.0

7 学習・生活支援事業における連携体制の整備

生活困窮世帯等の子どもは、単に経済的な困窮だけでなく、不登校やひきこもり、ヤングケアラー、発達障害といった課題のほか、世帯全体をみても、虐待、保護者の就労、精神疾患、衛生環境など、複合的な課題を抱えている場合があります。

子ども自身の課題はもとより、世帯全体の課題を紐解いていくと、生活困窮者自立支援担当部署のみで対応することが困難な状況が見えてくるため、他機関との連携の必要性が生じてきます。

学習・生活支援事業においては、主に次のような連携が考えられますが、いずれにおいても、単につないで終わりではなく、解決に関する適切な支援者を見つけ出し、協力を要請し、支援の目的や方向性を共有しながら支援を継続していくことが重要です。

また、子どもの学習や社会参加の機会を広げるほか、世帯全体の課題への対応等のため、以下の連携先に限らず、地域の商工会や企業、生活や居住に関する支援機関、食料等の支援団体等、様々な社会資源と連携していくことが有効です。

（１）庁内体制の整備

子どもの養育を総合的に支援する施策の一環として生活困窮者自立支援制度を捉えた場合、行政内部で関連する部局は、母子保健、児童福祉、教育、生活保護、住宅、障害福祉、雇用、多文化共生など多岐にわたること、生活困窮者自立支援制度は、自治体の庁内体制を作った上で行われる制度設計になっていることから、単独の取組で効果を発揮することが難しい場合があります。

そこで、生活困窮者自立支援担当部署は、地域の実情にあわせて創意工夫し、子どもの養育を支援する施策全般を検討して実効性のある支援を展開することができるよう、関連機関と連携できる庁内体制を構築する必要があります。また、委託により実施している場合は、委託先においても関連部局と連携して支援できるよう調整する必要があります。

（２）自立相談支援機関・他機関との連携体制の整備

① 自立相談支援機関との連携

子どもは保護者や育った環境の影響を強く受ける存在です。そのため、必要に応じて、子どもを取り巻く保護者や家族を生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業につなぐことにより、その保護者や家族が抱える課題を解決するなど、子どもが育つ家庭環境を安定させることが求められます。例えば、児童虐待の背景には、経済的な困窮や社会的に孤立しているといった様々な課題を複合的に抱えていることも少なくないと考えられるため、未

然に防止するといった観点からも、背景となり得る課題への対応を図ることが重要です。このような場合、適切に自立相談支援機関につなぎ、支援会議や支援調整会議において個別ケースの情報共有や支援体制を検討し、保護者等に対して生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援等を行うことが重要と考えられます。

■支援会議と支援調整会議

	支援会議	支援調整会議
設置根拠	法第9条第1項	実施要綱、自治体事務マニュアル等
設置主体	福祉事務所設置自治体	主に自立相談支援機関
対象	自立相談支援機関が支援決定したケースに限らない	自立相談支援機関が支援決定したケース
関係機関との情報共有	本人の同意がなくても可能 ※支援会議における情報等の提供は、個人情報保護法や他の法令による守秘義務に違反しない。 ※第三者へ秘密を漏らした場合の罰金あり。	本人の同意が必要
主な目的	・関係機関間の情報共有による、支援を必要とする人の早期把握・支援へのつなぎ ・地域における支援体制の検討 (取り扱う事例) ・本人同意が得られず、適切な情報の共有や連携を図ることができない事案 ・世帯全体として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案	・プラン案の適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・個々のニーズに対応する社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

資料：厚生労働省「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第26回）」

アンケート調査結果をみると、福祉関係等の連携先のうち、「自立相談支援機関」と連携している割合は、学習支援が73.3%、生活支援が73.5%となっています。連携している自立相談支援機関における子ども、保護者への取組内容ともに「相談・助言」(順に97.7%、96.2%)が最も多くなっています。

■自治体での取組事例

●福岡県の子ども支援オフィスでは、郡部に住む子どもがいる生活困窮世帯を対象に相談支援等を行っているため、学習・生活支援事業と進学支援事業との相乗効果が見込まれています。そのため、子ども支援オフィスの相談者に対して事業周知を行うことで、定期的な利用者の登録につながっています。また、家庭環境に課題を抱える子どもが多く、学習意欲が不安定になりやすいため、連携時には家庭状況等を含めた情報共有を行っています。

●福島県いわき市の学習・生活支援事業利用世帯には、自立相談支援機関の支援を受けている世帯が含まれているため、担当の相談支援員と情報共有を図ることで、事業を効果的に進めることができています。しかし、相談支援員との面接だけでは、すべての世帯の状況を把握しきれない場合があるため、事業で訪問した際に確認した家庭の様子を必要に応じて共有するなどの対応を行っています。これにより、世帯に変化が見られた際には、適宜介入（支援）を行うことが可能となっています。

〈過年度調査結果〉

○栃木県では、自立相談支援員を11の町役場に配置し、学習支援の申し込みを受け付けるとともに、支援の必要があるかどうか各家庭の環境や生活状況等、ニーズ把握を行っています。必要に応じて教育委員会からの情報提供を受け、学習支援の委託先と情報を共有しながら、子どもたちに適した学習環境を整えられるよう、申し込み段階から調整を行う役割を担っています。神奈川県でも、同様に、生活困窮世帯からの事業の申し込みを自立相談支援機関が受け付ける体制となっています。

② 教育関係機関との連携

【想定する教育関係機関】

幼稚園・保育所、小学校、中学校、高校、大学・短大・専門学校等の高等教育機関、フリースクール、学習塾 等

支援を効果的に行うためには、課題を抱える生活困窮世帯等の子どもを早期に支援につなげることが重要です。このため、学校や家庭教育支援等の取組を通して子どもの状況を把握している教育委員会や都道府県の学校主管課等と生活困窮者自立支援担当部署が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要です。その場合、個人情報の取扱いや子どもの状況に応じて連携を行うといった点に留意する必要があります。

アンケート調査結果をみると、教育関係の連携先は、「小学校」が学習支援67.6%、生活支援74.2%、「中学校」が学習支援91.6%、生活支援96.2%となっていますが、「高校」では学習支援40.3%、生活支援51.6%と、「小学校」「中学校」と比べて割合が少なくなっており、この点が課題であると考えられます。

また、2割を超える自治体が「教育関係機関との連携体制を構築するのが難しい」を課題として挙げていました。一方で、利用者の確保方法や早期発見・早期支援の工夫として、「学校の教職員等からの声掛け」が5割強、「学校や教育委員会から情報提供を受けている」が6割強となっているなど、事業の実施にあたり、教育関係機関との連携が必須であり、中でも学校や教育委員会との連携が重要であることが伺えました。これらの結果からも、子どもの通う学校、教育機関との連携を進めることが求められます。近隣の学校に居場所（学習支援）の責任者が挨拶に伺い、事業の説明を校長・副校長、先生等に行うと、対象

となる子どもの紹介につながるものがあつたりするとともに、学校とのその後のやり取りがスムーズになります。スクールソーシャルワーカーとの連携も非常に有効なため、より進めていくことが求められます。また、事業の担い手の確保のため、地域や周辺に大学等の高等教育機関がある地域では、高等教育機関との連携が効果的と考えられます。

■自治体での取組事例

- 京都府長岡京市では、事業の周知と情報共有、そして課題を抱える世帯への支援を協働で行うため、地域福祉連携室に配置した教員 0B を中心に、市内小学校の各校長へ事業趣旨の説明と協力依頼を実施しています。顔の見える関係性を構築することで、情報共有や連携が円滑に進むようになっています。
- 沖縄県那覇市では、支援が必要な子どもを把握し、適切な対応を行うため、年度はじめに登校状況や学習レベルの確認を含めた調査を実施し、必要に応じて社会資源や居場所へとつなげています。年度初めに市内中学校の校長会等に参加するとともに、学校訪問を通じて事業の周知を図り、その後も適宜情報共有を行いながら支援の充実に努めています。
- 山形県山形市では、支援員が生活保護受給世帯の子どもや保護者に対し、進学や就学資金に関する助言や情報提供を行い、希望する高校への進学および自立を支援しています。その一環として、各高等学校からパンフレットや入学時に必要な費用、在学中の諸経費、補助金の取り扱いなどの情報を取り寄せ、進学を希望する世帯へ提供しています。これにより、各世帯が支払いに備える意識を持ち、保護費の適切な管理にもつながっています。また、高等学校へのパンフレット送付依頼の際には、山形市が実施する学習・生活支援事業の情報も併せて添付し、事業への理解を深めてもらえるよう周知を進めています。
- 愛知県豊橋市では、市内の調理専門学校と連携し、学校見学やお菓子作り体験などを通じて、進路の選択肢を広げる機会を提供しています。これにより、参加者の中には「専門学校に進学したい」といった感想を持つ者もあり、進路について考えるきっかけとなっています。また、レクリエーション的な要素だけでなく、将来について考える場を設けることを意識し、より有意義な機会となるよう工夫しています。

〈過年度調査結果〉

- 千葉県松戸市では、スクールソーシャルワーカーや学校との連携の深化により、事業主管課や委託事業者間の連絡会議（毎月開催）への教育研究所所長（教育委員会）参加につながり、子どもの情報共有・情報交換が可能となりました。また、学校で見られない子どもの様子が学習・生活支援事業で見られることや、学校には行けないが事業には参加できる子どももあり、双方の情報交換だけでなく、学校の先生が学習支援の拠点に来て子どもと面談することもあります。
- 栃木県では、事業の場を土日や 18 時、19 時といった中学校の部活終了後でも参加で

きるような時間帯に開設することで、学童保育クラブ等の場とのすみ分けを行い、教育関係の連携先と協力関係を築いています。管内町立小中学校の教職員から事業の対象となる子どもや養育者（親等）に声がけすることにより、事業利用者数の増加につながりました。

○福島県いわき市では、地区小中学校長連絡会議に行政担当課の職員が出席し、事業の周知と協力依頼を行った上で、支援対象者が通学する中学校の担任教諭、教頭、校長を個別に訪問し、支援対象者及び世帯の情報を共有しています。また、スクールソーシャルワーカーと、支援が必要な子どもの情報を共有し事業の利用を促したり、学校に対して保健室登校の整備を依頼し、長期欠席や不登校状態の子どもの改善に努めるなどの連携を展開しています。

○静岡県静岡市では、学校との連携にスクールソーシャルワーカーが活躍しています。スクールソーシャルワーカーが学校の先生に事業内容を説明するとともに、学校側の意見をスクールソーシャルワーカーに伝えるなど、コーディネーターの役割を担うことで比較的スムーズに連携が進んだとの声がありました。

○沖縄県名護市では、教育委員会での研修中の教員に対し、事業説明をしたことで連携が開始しました。高校教員も養育者（親等）が高校授業料の無償化等の手続きをしないこと等に困っており、そのような養育者（親等）が支援対象であることを説明しています。高校教員の困りごとの解消の一助になることが教員間に広まったことにより、連携も拡大しています。

○石川県金沢市では、地域の大学と連携・協働することで、事業の担い手となる大学生ボランティアを確保しています。

○市内に大学が無い千葉県八千代市では、近郊の大学訪問を行い、大学生ボランティアの募集の依頼を行っています。

③ 地域の民間機関との連携

【想定する地域の民間機関】

町内会・自治会等の地縁団体、ボランティア団体、NPO法人・認定NPO法人、民間企業、子ども食堂、フードバンク、シルバー人材センター、医師会、医療機関 等

生活困窮家庭への食糧支援を行うフードバンクや、家庭で十分な食事をとることが難しい子どもを対象にした子ども食堂など、食の面から支援する活動が全国で広がっています。専門にしている分野や活動での貢献に加え、子どもの情報共有、様子の把握、相談等多様な関わり方をしています。学習支援と組み合わせると、食生活支援の面で非常に効果を発揮するとともに、勉強したくない子どもや勉強が苦手な子どもも、ご飯が食べられるということで学習支援に来ることにつながったり、居場所としての機能も併せ持つこととなります。また、孤食が多い子どもにとっては、皆で一緒にご飯を食べるという楽しい食

体験ができることから、栄養を取れるということ以外の成果もあります。勉強は教えられないがご飯は作ることができる、食品を届けることならできるという理由から、地域住民がボランティアとして参加しやすいというメリットもあります。そうしたことから、貧困や困窮する子育て家庭の実態等が地域の中で理解され、地域での見守りが進むことも期待できます。食の支援と学習・生活支援を一緒に行うことは効果が高いため、よい形で加速していくことが望めます。

さらに近年では、日本語を母語としない外国人が日本にも多く住むようになり、そういった家庭では、子どもが日本語がわからないために、学校の授業についていけなくなる場合があります、学習支援が必要となっています。

また、町内会、町会長等をはじめとした地域住民の理解が得られると、地域のお祭りに参加できたり、地域の方でも子ども・若者の参加が祭りの活性化につながるなど、互いにとって良い効果が生まれることがあります。

企業は人材確保が困難な時代の中で、人材の確保に向けた職業体験を実施したり、地域への社会貢献活動として、キャンプやバーベキュー等の体験学習を提供するなど、企業にとっても有益な機会となることがあります。さらには、地域の大学や専門学校等でも地域貢献活動が取り組まれており、ボランティア等の担い手として学生が活躍している自治体が多々あります。

このように、事業と民間機関を連携し、支援を組み合わせることで、より効果的な取組にすることが求められます。

アンケート調査結果をみると、地域（社会福祉六法外）の民間の連携先と連携している自治体の割合は、他の連携先と比較して低くなっています。その中でも連携先としては、「NPO法人・認定NPO法人」「子ども食堂」「フードバンク」が他の連携先と比較して、多くなっています。子どもや養育者（親等）、世帯員・世帯全体の情報共有を行っている自治体が多く、連携することにより、連携先の団体においては、食事や食材の提供という本来の役割を果たすとともに、学習・生活支援事業においては、事業の周知やレクリエーションの実施等、事業の充実につながっています。

■自治体での取組事例

- 京都府京丹後市では、NPO 法人と連携し、子どもたちが生活習慣を身につけるための取組を行っています。日常生活の中で、食事や調理、清潔を保つ習慣を十分に身につけられていない子どもが多く、その背景には、親もそれを教えることが難しい状況があります。そこで、長期休みの居場所や宿泊体験、調理実習などを通じて、食事を作る・食べる・歯磨きをする・お風呂に入るといった基本的な生活体験を提供し、生活習慣を身につける機会としています。
- 埼玉県川口市では、包括連携協定を活用した民間企業の職場体験を行っています。職業体験を通じて、将来の就労について考える機会を提供し、自立を促す意識を育成しています。これにより、現在の学習と将来の就労がどのようにつながるのかを予測し、学ぶ

ことの重要性を理解する意識が高まっています。

- 鹿児島県志布志市では、市内民間企業と連携し、現場見学の機会を設けています。企業の努力や地域貢献について話を聞くことで、子どもたちが夢を持ち、向学心を高める姿勢を育むことができます。さらに、具体的な企業の現場を見学・体験することで、自分の将来についてより具体的にイメージし、夢を描く手応えを感じるようになっていきます。
- 鳥取県鳥取市では、市内の子ども食堂と連携し、利用者への事業案内や相談先の紹介を行っています。子ども食堂で保護者が生活困窮について相談し、支援につながったケースや、子ども自身が配架されたチラシを持ち帰り、親に相談して参加を決めたケースなども複数見られます。
- 埼玉県越谷市では、学習教室やイベント時において、フードバンクから食品を受領し、子どもたちに提供しています。特に、家庭で十分な食事が取れていない生徒には軽食を提供することができます。また、学習教室に参加できていない生徒に対しては、家庭訪問の際にお菓子を配布することで、関係構築に役立っています。

〈過年度調査結果〉

- 佐賀県佐賀市では、連携先となりうる関係機関に対し、支援を希望する子どもや養育者（親等）が持っている相談ニーズに直結する内容を伝え、段階的に生活困窮者自立支援制度について理解してもらう工夫を行っています。
- 東京都足立区では、事業開始時に町会の会合や民生委員の集まりに担当職員が出席し事業の説明を行うことで、協力を呼び掛け、連携につながっています。また、委託先のNPO法人のネットワークを通じて、ライオンズクラブ、ロータリークラブより、食事提供のボランティアや体験活動の支援等の協力を得ています。
- 千葉県松戸市では、ガス会社と連携し、ガス検針票の裏面に松戸市自立相談支援センター（学習・生活支援事業の受付窓口）の案内を掲載しています。
- 埼玉県では、日本を母語としない世帯に対し学校の3者面談に委託事業者が同行したり、委託事業者が有するネットワークのNPO（日本語を母語としない子どもの支援団体）や夜間中学校、国際交流センターと連携し、子どもや養育者（親等）が情報入手や話をすることのできる場所を提供したりするなどの支援を行っています。千葉県八千代市においても、日本語が話せない外国籍の子どもを大学が行う学習支援につなぐ、横のつながりでの支援を行っています。
- 山梨県中央市では、教育委員会を通じて就学援助世帯に対し事業の参加を呼び掛けていることから、学習・生活支援と食料支援、就学援助が連動した支援が提供されています。支援が終了した子どもがフードバンクの調理ボランティアとして参加するなど、支援終了後のつながりの場ともなっています。また、外国人の人口割合が高い地域であり、対象者に占める外国人の割合も高くなっていることから、通訳を介して養育者（親等）と連絡をとり情報共有をするなどの支援を行っていますが、外国人が多いという土

壤があることから特別な支援を行っているという認識ではなく、通常の支援として実施されています。

○沖縄県名護市では、支援対象の子どものアルバイト先（ガソリンスタンド等）と連携し、世帯の状況や支援対象の子どもの特性をアルバイト先と情報共有することで、トラブル時の対応や子どもの金銭管理力を身につけることにつながっています。また、町内会や民生委員・児童委員、民間企業等に事業の周知依頼をすることで、事業の情報に触れた周囲の人が、インターネットや広報誌等の市役所の情報が届いていない生活困窮者世帯に情報を伝達することで、支援につながったことがあります。

④ 行政機関との連携

【想定する行政機関】

母子保健担当部署、児童福祉担当部署、教育委員会、生活保護担当部署、住宅施策担当部署、障害福祉担当部署、商工労働担当部署、多文化共生担当部署、児童相談所、警察署、保健所、児童館・児童遊園、図書館、公民館、コミュニティセンター、他自治体 等

前述のとおり、行政内部で関連する部局は、母子保健、児童福祉、教育、生活保護、住宅、障害福祉、雇用などがあります。また、警察署や児童相談所、保健所、公民館、図書館なども連携先として考えられます。

行政の連携先は、支援対象となる子どもや養育者（親等）の情報だけでなく、事業の担い手となりうるNPO法人の情報、支援効果を高める可能性を持つ民間企業等の情報が集まることから、その取扱いに留意しながら、積極的な連携、情報共有・情報交換が望まれます。

アンケート調査結果をみると、行政の連携先と連携している自治体の割合は、他の連携先と比較して高くなっています。連携先の多くは、学習・生活支援事業と密接に関連する「生活保護所管部署」「教育委員会」「児童福祉部署」となっています。「コミュニティセンター」「公民館」等の庁舎外に拠点を持つ行政の連携先と連携することで、事業実施場所の確保が可能となっている自治体も見られました。一方で、行政の関係部署・機関との情報共有の手法や学習・生活支援事業の周知、理解等の面で苦慮している自治体が多く見られます。

■自治体での取組事例

- 愛知県豊川市では、生活保護受給世帯を含む困窮世帯やひとり親世帯への支援を充実させるため、母子保健部署と連携し、個別に事業を周知することで、事業への参加につながった子どもがいます。本事業は家庭への支援の一助ともなっており、連携により世帯状況の把握が容易になりました。また、担当者同士で適宜情報交換を行っています。
- 宮城県では、各町村の児童福祉部署と連携し、困難な状況にある家庭への支援方針を共

有することで、利用中の子どもや家庭の状況を把握し、状態の悪化や再発を予防することができています。また、定期的な連携に限らず、必要時に迅速に対応できるよう、日頃から顔の見える関係づくりを実施しています。

- 練馬区では、不登校や学校生活に課題を抱える子どもを早期に発見し、支援するため、学校教育支援センター（スクールソーシャルワーカー主管課）と連携した取組を進めています。年に1回、事業説明を行うことで、スクールソーシャルワーカーが事業対象者を発見し、本事業につなげることができ、必要な支援を届けることができています。
- 神奈川県座間市では、支援を必要としている世帯への周知・参加を図るため、教育委員会と連携し、チラシの配布やイベントでの周知、小中学校校長会、教育相談コーディネーター会議への参加などを通じて、参加者の増加につなげています。また、毎年、教育長へ事業の状況や効果を報告しています。
- 墨田区では、生活保護所管部署（福祉事務所）と連携し、事業対象の子ども等の情報を共有するとともに、効果的な支援を実施するため、生活保護受給者のうち事業対象者の情報を提供し、参加者の状況を共有しています。これにより、学習会では把握しきれない家庭での問題や状況を把握することができます。また、子どもの変化（学習会への参加が減少する、体調が悪い日が多いなど）が見られた場合には、情報提供を行い、その理由や状況を確認し、保護者や子どもに対して早期に適切な支援を実施できるよう努めています。

〈過年度調査結果〉

- 栃木県では、町の教育委員会と連携するにあたり、県の教育委員会から町の教育委員会、町の福祉課から町の教育委員会へと双方向からアプローチすることにより、スムーズな連携が図られています。
- 奈良県では、県の福祉関係部署が県教育委員会と連携し、県教育委員会から管内教育機関に通知を発出することで、事業における現場での連携が進んでいます。教育機関との連携においては都道府県単位での連携体制の構築が望まれます。
- 石川県金沢市では、アドバイザーとして学習・生活支援事業へ教育委員会と連携する体制を取っています。事業を利用する子どもから進路相談があった場合に速やかに教育委員会につなげることができています。
- 兵庫県加古川市や沖縄県名護市では、税務関係部署や水道関係部署にも事業のチラシを配架するだけでなく、関係部署の窓口を利用した生活困窮者が事業につながるよう、関係部署職員から事業に誘導するような体制を取っています。
- 千葉県八千代市では、日本語を母語としない子どもを、多文化交流センターを通じて大学が行う学習支援につなぐ連携を図っています。また、新任のケースワーカーや担当課の新規採用職員に対し、事業の説明資料を作成して配布し、支援対象となる子どもへの声掛けを行っています。加えて、支援対象となる世帯が他の制度・事業に関連する場合は、相互に情報を共有し、利用できる事業の案内を行っています。支援終了後の段階に

においても、関係部署と世帯との関わりが継続している場合に、世帯の状況確認や相談対応を行っています。

⑤ 福祉関係機関との連携

【想定する福祉関係機関】

社会福祉協議会、社会福祉施設・事業所、児童養護施設、就労支援機関 等

福祉関係機関は、子どもとその保護者の人権を守り、生活を支援する機関であり、生活環境の改善に向けて、連携していくことが求められます。学習・生活支援の実施を通じて、必要な機関に適切につないでいくことが必要です。

福祉関係の連携先においては、支援対象者である子ども・世帯が抱える課題に対してそれぞれの領域で支援を行いますが、各機関が個別に各対象者・世帯と関わるのではなく、連携機関で情報を共有し、相互に連携を図りながら、総合的な支援を行うことが重要となります。

アンケート調査結果をみると、福祉関係等の連携先においては、「社会福祉協議会」と連携している割合が高い一方、「社会福祉施設・事業所」「児童養護施設」「就労支援機関」は少なくなっています。

連携内容としては、子どもや保護者への「相談・助言」、そして支援の充実に向けた「子ども、保護者（親等）、世帯員・世帯全体の情報共有」「事業の周知」が多くなっています。

■自治体での取組事例

- 北海道千歳市では、社会福祉協議会の登録ボランティアの協力を得て、年に1～2回、学習会や食事会を開催していました。しかし、コロナ禍の影響を受け、現在はミニ行事としてレクリエーションを実施し、食事会の代わりに手作り弁当や雑貨などを配布する形式で継続しています。地域の大人との交流や地域社会の支えを感じる機会とするとともに、楽しみを提供しています。
- 大田区の連携先である大田区社会福祉協議会では、各種福祉制度の紹介を行っています。具体的には、チャレンジ助成金（塾代助成）や各種奨学金制度の紹介および申請サポートを実施しています。また、子ども食堂ネットワークやフードバンクの窓口として、生活に困難を抱える家庭への情報提供も行っています。
- 東京都三鷹市の連携先である三鷹市社会福祉協議会では、子どもおよび世帯全体の状況を共有するとともに、大学進学における奨学金などの情報提供を行っています。これにより、それぞれに関わる子どもや保護者の状況を把握し、きめ細やかな支援が可能となります。また、奨学金などの情報共有を通じて、必要な情報を適宜提供できるように準備を整えています。

●埼玉県越谷市では、学習支援を利用している高校生（卒業学年）の進路相談および就職サポートを目的に、就労支援機関と連携しています。就労支援機関が主催する就活セミナーへの参加を通じて、生徒のモチベーション向上につなげることができました。また、同機関が実施する就労準備プログラム（パソコン操作）にもつなげることができました。

〈過年度調査結果〉

- 福島県いわき市では、課題のある家庭の訪問・相談を行う家庭相談員が関わりを持つ中で得た情報と、学習支援の面から得られる情報を合わせて課題の洗い出しができ、密に連携をとることで事業の効果の向上につなげています。また、家庭相談員が日頃訪問する中で、生活保護には至らないが不登校や生活困窮となっている世帯の情報を有しており、そこから支援につながるなど潜在的なニーズの把握につながっています。
- 千葉県松戸市では、児童養護施設に入所している子どもの利用や、退所後の居場所の一つとしての利用等のつながりがあります。
- 埼玉県では、学校を卒業した後も、どこかの機関や人が子どもと関わりを持ち、支援が途切れることがないよう、社会福祉施設、児童養護施設、就労支援機関等と連携を図っています。

⑥ 専門職等の連携先

【想定する専門職等】

ケースワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、民生委員・児童委員、公認心理師・臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、キャリアコンサルタント、医師、看護師、保健師、栄養士、自治体独自に配置している専門職 等

学習・生活支援事業を進めるにあたっては、専門的な知識・技術を有する専門家との連携が必要不可欠になってきます。子どもやその保護者の状況に応じて、必要な専門家と連携していくことが求められます。特にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、子どもの学校での状況を踏まえた適切な支援が期待できます。また、ケースワーカーはその家庭の状況を踏まえた支援が期待できますので、連携を進めていくことが求められます。

継続支援においては、個人的なつながりがとても重要となってきます。必ずしも組織的な連携につながるものが最善とは限らず、地域の特性や利用者の状況、事業の運営方法等によって連携のあり方が異なり、個別の関係性によってつながることが、むしろ専門職の活用や支援につながる場合も考えられます。

アンケート調査結果をみると、専門職等の連携先は、学習・生活支援事業と密接に関連する「ケースワーカー」「スクールソーシャルワーカー」が多くなっています。また、「ケ

ースワーカー」「スクールソーシャルワーカー」といった専門職等以外であっても、連携を実施している自治体の多くで学習・生活支援事業の支援効果の高まりが見られます。支援対象となる子どもや養育者(親等)のニーズを把握するとともに自治体の課題を検討し、支援方針にあった知見を有する専門職等との積極的な連携が望まれます。

■自治体での取組事例

- 山形県では、子育てをしている被保護世帯に対し、学習・生活支援事業の活用を促進するため、ケースワーカーが該当する世帯に事業の説明を実施しています。世帯の承認が得られた場合は、学習・生活支援事業の実施事業所へ紹介します。なお、保護者から事業活用の上承を得ることが難しい場合もあるため、適宜機会を見て継続的に説明を行っています。
- 福島県いわき市では、市内7か所の地区保健福祉センターにケースワーカーや保健師を配置し、福祉に関する相談支援を居住地区のセンターで完結できるワンストップ体制としています。事業利用世帯の困りごととはセンターと共有し、連携して対応しています。また、虐待やDVの疑いなど、事業受託者だけでは対応が難しいケースについては、ケースワーカーと連携し、適宜介入(支援)を行うことで、適切な役割分担を図り、受託事業者の負担を軽減しています。
- 群馬県伊勢崎市では、生活保護受給世帯のケースを発掘し、支援につなげるため、毎年度ケースワーカー向けに事業説明を行い、対象となる子どもがいた場合には声をかけてもらうよう促しています。支援を希望する子どもがいた場合は、ケースワーカーから情報提供があり、支援員とケースワーカーが同行訪問し、支援を開始します。
- 千葉県佐倉市では、様々な支援機関へのつなぎ役として、一部の民生委員・児童委員が学習支援ボランティアに参加しています。学習支援に参加している子どもの様子や、親からの相談をもとに助言を行い、必要に応じて支援機関へつなぐ役割を担うことで、困窮者へのスムーズな支援提供が可能となっています。また、学習支援に限らず、民生委員・児童委員の会議に委託先の職員が参加することで、日頃から密な連携を図っています。
- 宮城県では、各町村教育委員会のスクールソーシャルワーカーが、事業利用者や家庭の情報提供を目的にケース会議などに参加し、本事業を利用している子どもの様子や、家庭訪問時に得た保護者・家庭の情報を共有しています。教育現場では把握しにくい家庭環境などの情報を共有し、役割分担をしながら支援を行うことで、より効果的なサポートが実施できています。
- 長野県松本市では、スクールソーシャルワーカーと不登校などの問題を抱える児童・生徒の情報共有を行い、有効な支援につなげています。具体的には、スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、児童・生徒と関わりを持つことで把握した課題を、家庭訪問時の学習・生活支援に活かしています。

〈過年度調査結果〉

- 兵庫県加古川市では、民生委員・児童委員と連携し、事業を周知しています。
- 東京都足立区では、生活支援の一環として歯科衛生士による歯磨き指導を実施しており、その実施を仕様で定めています。
- 千葉県松戸市では、事業の三本柱を「学習支援」「居場所の提供」「心理カウンセリング」と定め、事業実施場所に「臨床心理士」や「精神科医」等の専門職を配置することを仕様で定めています。
- 石川県金沢市では、事業の担い手となっている大学生ボランティアが抱える、事業に関する悩みごとに対して、教育委員会に所属する臨床心理士がカウンセリングを行っています。
- 千葉県松戸市では、「臨床心理士」や「精神科医」等の専門職の配置を定めることで、子どもや養育者（親等）が抱える不安やストレスへの対応ができるだけでなく、事業の担い手の子どもへの接し方や関わり方のアドバイスを行うことができています。
- 神奈川県では、子どもの教育や児童福祉に関する専門知識や経験を有する「子ども支援員」という自治体独自の支援員が、各郡部保健福祉事務所に配置されています。支援員は、事業の対象世帯の自立支援について、ケースワーカーと連携し、その知見を活かした寄り添い型の支援を行うことで、ケースワーカーの業務を質的に補強する形となり、重層的な支援が実施されています。
- 沖縄県名護市では、保健師や看護師を配置することで、体調が悪いにも関わらず病院に行けない子どもや養育者（親等）の状態を確認したり、相談に乗ったりすることができるとともに、病状把握のためにケースワーカーと同行することが可能になっています。

（３）他の学習・生活支援事業との連携

子どもの貧困対策としての学習・生活支援については、関係府省が様々な取組を行っています。主なものとして、こども家庭庁の「ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業」、文部科学省の「地域未来塾（地域学校協働活動推進事業）」があります。これらの事業については、異なる目的や対象者像が設定されているところですが、地域人材の活用や関係機関の情報共有などが効率的・効果的に行われるよう、有機的な連携を進めることが必要です。

また、令和６年４月に児童育成支援拠点事業^{*}が創設され、生活困窮者自立支援制度の各事業との連携が、自治体の努力義務とされました。学習・生活支援事業においては、使用する会場（拠点）や支援者等に重複があることが想定されるため、学習ボランティアなど事業に関わる人材を確保するにあたっては、担当者間で連携して募集を行うなど、両事業を効果的・効率的に実施することが考えられています。

沖縄県では、面積が広い町村において、地域未来塾等の他の事業とエリアによって棲み分

けを行うといった工夫が行われています。

なお、自治体によっては、学習・生活支援事業と連携して他の学習・生活支援事業を実施しているところがあれば、他の部署がそれらの事業を行っていること自体を知らずに別々に行っている場合も見られます。事業実施にあたっては、他の部署に確認をしながら事業を実施していくことが重要です。

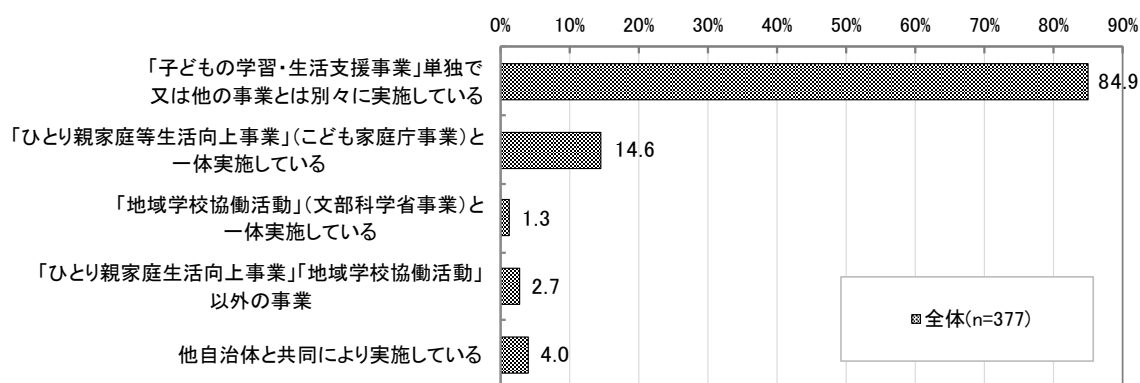
【児童育成支援拠点事業】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業のこと。

【アンケート調査結果】

◎学習・生活支援事業の実施方法（都道府県・市町村）

「「子どもの学習・生活支援事業」単独で又は他の事業とは別々に実施している」が8割半ばで最も多くなっています。



8 事業実施にあたってのポイント

学習・生活支援事業を効果的に実施していくためのポイントは以下のとおりです。

(1) 学習支援と生活支援の一体的実施

学習・生活支援事業を効果的に実施するには、学習支援と生活支援を連携させ、一体的に提供することが重要です。学力の向上だけでなく、生活環境の改善や家庭・社会との関わりを強化することで、子どもがより良い未来へとつながり、自立できるよう支援することが求められます。

学習環境が整っていない子どもには、学習の場を提供したり、家庭訪問を実施したりすることで、学びやすい環境を整えます。また、生活環境に課題を抱える子どもには、適切な支援を行い、基本的な生活習慣の確立を支援することが重要です。次に、保護者への支援の充実が求められます。進学や就職に関する情報提供、奨学金制度の案内などを通じて、保護者が子どもの将来を支えられる環境を整えることが必要です。保護者が教育やキャリア形成の重要性を理解し、家庭での支援ができるよう促すことが、子どもの成長に大きく影響します。さらに、関係機関との連携も欠かせません。自立相談支援機関に加え、教育機関、民間団体、行政、福祉機関などと協力し、学習・生活支援の充実を図るとともに、多様な体験活動を提供することで、子どもの進路選択の幅を広げることができます。

このように、学習支援と生活支援を一体的に実施することで、子どもの可能性を広げ、貧困の連鎖を断ち切ることが求められます。

■自治体事例

- 長野県では、学習に至る以前の状況にある子どもも多いため、まずは子どもと話す、遊ぶ、さまざまな経験をするなど、人に慣れることに重点を置いて支援を実施しています。支援員が子どもにとっての安心できる居場所となり、不登校やひきこもりになる前に、継続して関われる大人とつながることができています。支援員に慣れてきた段階で、本人の希望や学習の習得度に応じて学習支援を進めていきます。学習の仕方が分からず勉強に対して意欲がなかった子どもも、じっくり教わることで理解が深まり、その結果、勉強に意欲的に取り組み、高校進学を果たした子どももいます。
- 富山県富山市では、個々の学習支援の中で、学校の勉強だけでなく、学校生活の状況や友人関係に関する悩み、心配事を聞き取り、相談にのっています。また、将来についての話をする機会を設けることで、自立への意欲を高める支援も行っています。その結果、子どもの実態に応じた学習支援を進めることができています。
- 山梨県山梨市では、生活支援を重視した対応を行うことで、子どもたちにとって安心できる居場所がつくられています。仲間同士のつながりが生まれ、成長することで、勉強

が苦手な子どもも一緒に学習に取り組むようになっていきます。また、他者への気遣いや思いやりを持てるようになっていきます。

- 鹿児島県曽於市では、学校や家庭以外の居場所づくりを進めるとともに、小学校低学年から日々の学習習慣を定着させるための支援を継続し、個々の学習能力に応じた助言・支援を行っています。また、生活習慣や社会性が十分に身につけていない子どもに対しても、適切な支援・助言を行い、成長を促しています。こうした取組の結果、以前は自席で集中が続かず、教室内を走り回っていた子どもが、学習時間内に自席を離れることなく学習に取り組めるようになりました。また、中学3年生の利用者の約6割が高等学校へ進学し、高校3年生の利用者の約3割が大学または短期大学へ進学するなどの成果がみられます。

(2) アセスメントシート・プランシートによる支援

アンケート調査結果をみると、アセスメントシートがある自治体は5割、プランシートがある自治体は4割弱にとどまっていた。

アセスメントシートとプランシートは、子ども一人ひとりの状況を的確に把握し、効果的な支援を実施するために有用なツールです。子どもが抱える課題は、学習の遅れ、生活習慣の乱れ、家庭環境の問題など、複数の要因が絡み合うことが少なくありません。そのため、支援の出発点として、アセスメントシートを活用し、子どもの学習状況や生活環境等を詳細に把握することが重要です。これにより、個々の課題を明確化し、支援の方向性を適切に設定することができます。その上で、プランシートを用いて、支援の具体的な目標や実施方法を計画することが求められます。プランシートには、短期・中期・長期の目標設定や、子どもへの学習支援、生活支援、そして保護者への支援の内容・進め方を記載します。また、作成したシートは学習・生活支援事業の従事者だけでなく、関係機関と情報を共有することで、包括的な支援の実現につながります。さらに、支援のプロセスを可視化することで、子ども自身の成長を実感しやすくなり、学習意欲や生活改善のモチベーション向上にも寄与することが期待されます。特に、自己肯定感が低い子どもに対しては、達成したことを振り返り、小さな成功体験を積み重ねることで、自信を育むことができます。

このように、アセスメントシートで課題を整理し、プランシートで具体的な支援方針等を決定することで、一貫性のある支援が可能となります。そのため、これらのツールの導入を促進し、より効果的な支援体制を整えることが望ましいと考えられます。

■自治体事例

- 宮城県では、支援対象の子どもの学習面の課題、生活環境（親子関係や進学意欲など）、保護者の健康・就労状況をアセスメントシートに記録しています。プランシートでは、特に進学を長期目標に設定し、1年ごとの目標や必要な支援を明確化しています。また、生活習慣の改善や、進学希望を保護者に伝えるための支援など、子ども一人ひとりの状

況に応じた個別支援計画を策定しています。

- 熊本県では、支援対象者の学習状況や生活環境を包括的に把握し、適切な支援計画を立案するために、アセスメント・プランシートを活用しています。このシートには、支援対象の子ども本人の情報だけでなく、家族構成、家庭の経済状況、保護者の就労状況、健康状態などの生活背景も記載しています。特に学習支援においては、現在の学力レベル、学校での授業の理解度、苦手科目、宿題の取組状況などを詳細に記録し、それに基づいて個別の学習支援計画を策定しています。また、生活支援に関しては、日常生活の習慣（食事、睡眠、自己管理）、対人関係の状況、学校や地域との関わり方などを評価し、必要に応じて家庭訪問や相談支援の方針を決定します。さらに、支援の進捗を追跡するため、定期的にシートの内容を更新し、子どもの学習習慣や生活状況の変化を記録することで支援の効果を可視化しています。これにより、学習面および生活面の課題をより具体的に把握し、適切な対応策を講じることが可能となっています。
- 北海道石狩市では、直営と委託で求める視点が異なるため、それぞれ独自の様式を使用しています。学習・生活支援（直営・訪問）では、申込相談時に住所、保護者氏名、保護者連絡先、子の氏名、年齢、学年、学校、支援を受けたい理由、苦手教科、得意教科、希望する支援場所等を記載したシートを作成しています。また、担当教官が利用者ごとに各支援日の支援内容や支援時の様子等を記録しています。学習支援（委託・集合）では、アセスメントやプランを含めた一人ひとりの記録を個別に作成し、その情報に関わるスタッフで共有しています。記録には、学習に必要な情報について保護者面談と本人から聞き取った内容、学習場面で得られた情報を元に行ったアセスメント、本人・保護者にも確認の元で決定・共有した学習室での目標や支援内容、毎回の学習の様子と内容を記載しています。
- 東京都国分寺市では、相談員が保護者から相談を受け、家庭訪問や面談を通じて、支援の必要性を評価し、個別の支援計画を策定しています。具体的には、生活困窮者自立支援制度で定めているインテーク・アセスメントシートを活用し、家族、地域関係、住まい、健康、障害、収入、支出、職業、ジェノグラム、課題のまとめと支援方針等の項目を記載しています。また、プランシートについても同制度のプラン兼利用事業等申込書を利用しています。「解決したい課題」「長期目標」「短期目標」「実施内容」を記載しており、半年に1回程度の頻度で保護者と面談し、必要に応じて更新しています。

(3) 体験活動等の充実

学習・生活支援事業における体験活動の目的は、子どもの学習意欲を高め、社会性を育み、将来の進路選択に役立てることです。特に、生活困窮世帯の子どもは、経済的な理由や家庭環境の影響により、学校外での学びや社会体験の機会が限られている場合があります。体験活動を通じて、学ぶ楽しさや社会とのつながりを実感することで、自己肯定感を育み、将来に対する希望を持つことが重要です。

体験活動の充実は、子どもの成長に多方面で効果をもたらします。例えば、農業体験や職場見学、大学生との交流などを通じて、働くことの意義や社会の仕組みを学ぶ機会を提供し、大学生活を具体的にイメージできることで、進路に対する意識が高まります。さらに、地域イベントへの参加やボランティア活動は、地域とのつながりを強化し、子どもが社会の一員としての自覚を持つきっかけとなります。こうした体験が、進学や就職への意識向上につながり、貧困の連鎖を断ち切る一助となることが期待されます。

体験活動の機会を充実させるためには、地域資源を活用し、NPOや民間企業、地域住民との連携を強化することが不可欠です。企業の協力による職業体験や、大学との連携によるイベントの実施など、多様な機会を提供することで、子どもの視野を広げることができます。

アンケート調査の結果を見ると、居場所でのレクリエーションが最も多く、約5割を占めていますが、それ以外の活動は3割未満にとどまり、十分に実施されているとは言えません。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、体験活動を中止したまま再開できていない自治体も見受けられます。体験活動がもたらす効果や成果を踏まえ、感染対策を講じながら積極的に実施することが求められます。

■自治体事例

- 宮城県では、委託先であるNPO法人内の保育園や地元企業の協力を得て、定期的に「企業体験プログラム」を実施しています。対象世代はプログラムによって異なりますが、小学校高学年から高校生まで幅広く対象としています。主な目的は、就労支援ではなくキャリア教育であり、特に親が働いていないなどの事情がある子どもたちに仕事を知る機会を提供することです。また、高校生年代には、特定の職業に興味を持つ生徒向けに、個別に協力事業者を探し、少人数での見学ツアーを実施することもあります。
- 茨城県では、個別の学習支援にとどまらず、季節ごとのイベントや学習支援後のレクリエーションを実施しています。これらの多様な活動を通じて、利用者同士や支援員との関係構築ができています。
- 兵庫県では、学習や調理実習の時間に異年齢交流を取り入れることで、子どもたちは学習や生活習慣だけでなく、社会性も身につけることができます。この取組により、学習・生活支援の場に活気が生まれ、子どもが活動に積極的に参加するようになり、学習や生活習慣の定着につながっています。
- 熊本県では、社会性の育成を目的として、体験学習や地域交流イベントを企画し、子どもたちが多様な人々と関わる機会を提供しています。特に、夏休みや冬休みには、職場

見学やボランティア活動の機会を設け、将来のキャリア形成にもつながるような支援を行っています。

- 東京都国分寺市では、バーベキューやボウリング大会、就業座談会などの体験活動を通じて、社会性の育成や将来のキャリア形成への意識向上を図っています。
- 大阪府堺市では、経済的な理由や不登校などにより、野外活動やさまざまな体験活動の機会が少ない子どももいます。そこで、子どもたちに文化的な体験や社会的なつながりを持つ機会を提供するため、年間12回のイベントを実施しています（スポーツ観戦、大学祭への模擬店運営、ウィンターパーティ等）。これらの取組により、子どもたちの他者とのコミュニケーション能力が向上し、進路の選択肢が広がるなどの効果がみられます。
- 兵庫県明石市では、普段の学習支援とは別に、将来のキャリア選択や進路に関するイベント、野外活動などを実施しています。これにより、学力の向上だけでなく、子どもたちの主体性や意欲を育むことができます。また、進学や就職といった将来の目標を考える機会を提供するとともに、普段とは異なる環境下での学習の場を設けることができます。
- 京都府京丹後市では、NPO 法人が実施する宿泊体験や調理実習などの活動を実施しています。これは、親に養育力や基本的な生活習慣がなく、子どもにもそうした習慣が身についていないケースが多いためです。こうした生活体験が基本的な生活習慣を身につけるきっかけとなっています。

（４）小学生への効果的な支援

小学生は、学習習慣や規則正しい生活習慣を身につける重要な時期です。貧困の連鎖を断ち切るには時間を要するため、すでに何らかの習慣が定着している中高生の段階で支援を始めるよりも、まだ習慣が形成されていない小学生の段階から支援を行うことが効果的と考えられます。また、中学生になった際に支援を受けやすくするため、小学生のうちからイベントに招待するなどして情報提供を行うことも有効です。

支援の体制については、例えば、中学生が定員7人に対して支援員1人の配置であるのに対し、小学生には定員5人に対して支援員1人を配置するなど、より手厚い支援を行うことが望ましいです。これにより、自己肯定感を高め、大人への安心感を醸成することが期待できます。さらに、遊びを取り入れながら学習を進めることで、子どもの興味や意欲を引き出す工夫も重要です。加えて、送迎を活用した家庭訪問を実施し、保護者に対する生活支援を行うことも効果的です。

このように、小学生への支援は、学習習慣や生活習慣の定着を促すとともに、中長期的な視点から取り組むことが求められます。

■自治体事例

- 北海道では、1対1での個別対応を行うことで、子どもそれぞれの状況に合わせた指導が可能となっています。その結果、低学年では雑談や日常生活の話から学習へとスムーズに移行できるよう支援ができています。集中力が続かない子どもには、ゲーム形式で計算を練習したり、会話を挟みながら学習を進めることで、最後まで時間を過ごすことができています。また、学年に応じた教材を選択しています。特に小学生にはプリント学習に飽きてしまうため、みんなで楽しみながら学べる交流型の学習内容を考えています。これにより、学習の継続性が高まり、利用者の集中力維持にもつながっています。
- 宮城県では、16:30-17:30を小学生クラスとしていますが、家庭の都合やきょうだいがいる場合、併せての送迎が可能なように18:00-20:00の中高校生クラスに参加も可能としています。町村部の拠点となると交通手段が限られることから、交通事情等により、利用したいが利用できないという家庭があります。そういった家庭が保護者の送迎が可能な時間に参加することができ、利用の増加につながっています。また、遊びや体験プログラム等を通じて学習意欲を引き出すように意識しています。
- 長野県では、一回あたりの支援を原則2時間以内としており、そのうち1時間は宿題、もう1時間は支援員と遊ぶ時間とするなど、すべてを学習に充てるのではなく、子どもが好きなことを一緒に取り組む時間を設けています。この取組により、子どもたちは「やってみたいこと」や「好きなこと」が増えるなど、前向きな姿勢が身についています。
- 千葉県袖ヶ浦市では、勉強に積極的になれない子どもも多いため、まずは毎週きちんと出席できるよう、レクリエーション活動を取り入れるなどの工夫をしています。また、保護者が不在の場合でも対応できるよう、自宅から実施会場まで送迎を行うことで、出席しやすい環境を整えています。

(5) 中学生への効果的な支援

中学生は義務教育を終え、高校生世代へと移行する転換期にあり、学力の向上とともに、進路選択や社会性の形成が重要となる時期です。特に生活困窮世帯の子どもは、家庭環境の影響を受けやすく、適切な支援がなければ将来の選択肢が限られ、貧困の連鎖につながる可能性があります。そのため、学習支援と生活支援を一体的に実施し、子どもが将来に希望を持ち、自立できる力を養うことが必要です。

中学生になると学力の個人差が大きくなるため、画一的な指導ではなく、一人ひとりの理解度に応じた学習支援が求められます。また、高校受験を見据えた試験対策を行うとともに、家庭で集中できる環境が整っていない子どもには、学習の場を提供し、安心して勉強できる環境を整えることが重要です。

さらに、生活困窮世帯では保護者が進学や就職に関する知識を十分に持っていない場合が多いため、奨学金制度や学費支援の情報を提供し、進学のハードルを下げる必要があります。

す。そのため、保護者向けの説明会などを実施し、教育の重要性を伝えることで、家庭内のサポート体制を整えることが求められます。

■自治体事例

- 大阪府豊中市では、職員が記入する記録とは別に、生徒自身が当日の学習内容や学習に関する感想を、指定の書式に記入する時間を設けています。「中3まなびの場」という専用ノートに、当日の学習内容について生徒本人だけでなく、職員や学習支援員も書き残すようにしています。これにより、生徒は自身の学習に関するPDCA（計画・実行・評価・改善）を実践し、学習の振り返りや改善に活かすことができます。
- 東京都調布市では、学習支援のボランティアに、中学生と年齢が近い大学生などの学生に協力してもらっています。学生ボランティアが身近なロールモデルとなることで、生徒たちは将来や進学に対して希望を持てるようになります。

（６）高校生世代への効果的な支援

高校生世代への支援では、進学や就職など将来の選択を具体的に考える時期であることを踏まえた対応が必要です。

まず、大学や専門学校への進学を目指す子どもには、受験対策講座や個別指導など、進路に応じた学習支援が必要です。一方で、進学以外の道を考える子どもには、資格取得支援や職業訓練の機会提供が重要です。

また、高校生世代には、中退防止や学び直しの支援も必要です。アンケート調査結果によると、高校生世代になると学習支援の利用者が中学生に比べて4割以上少なくなり、学習・生活支援事業とのつながりが途切れていることが懸念されます。さらに、教育関係の連携先として、高校は中学校に比べて約5割も少なくなっていることから、中退防止等のための高校との連携を進めていくことが求められます。

生活支援については、金銭管理など実社会で求められるスキルを学ぶ機会や、職業体験などを通じて将来の自立した生活をイメージできる支援が重要です。高校生世代は、大人への移行期にあり、まだ子どもであることを理解した上で、周囲の大人が見守り、支えることが大切です。

このように、高校生世代への支援は、進学や就職、自立支援を総合的に組み合わせ、個々の進路に応じた支援を提供することが大切です。

■自治体事例

- 山形県では、就労支援事業との連携により、アルバイト体験や見学などを実施し、卒業後の進学や就労について具体的にイメージできる機会を提供しています。通信制高校の中には卒業後の進路指導がほとんどない学校もあるため、これらの取組が進路選択の貴重な機会となっています。

- 長野県では、高校の中退を防止するため、月に1回程度、支援員との面談や進路相談の機会を設けています。また、高校卒業後の進路として、就職や進学、高校卒業程度認定試験の受験など、それぞれの目標に向けた道筋を立て、支援の終了まで計画的に取り組むことができるようにしています。さらに、高校生世代については、就労支援機関との連携を図り、プチバイトの紹介などを通じて、自立に向けた支援を実施しています。義務教育が終わると支援機関の関与が手薄になるため、この事業を通じた支援は、自立にとって重要な役割を果たしています。
- 長野県松本市では、高校進学時から生徒の学習状況を常に把握するとともに、進路希望についても継続的に確認し、気持ちの変化を把握するようにしています。また、進学希望者には給付金や奨学金の情報を一緒に調べ、必要な支援を提供することで、進学に対する意識を高めています。これにより、高校生が経済的な問題で進学を諦めることがなくなり、学業に専念できる環境が整っています。
- 埼玉県越谷市では、通信制高校の生徒に対して、レポート作成の補助や学習教室の居場所としての利用を支援しています。特に、自力での作成が難しいレポートの補助や、提出スケジュールの相談を通じて、単位取得につなげるサポートを行っています。また、ボードゲームなどの遊びをきっかけに、学習面に課題のない生徒も定期的に教室に参加するようになっていきます。
- 大阪府堺市では、高校生が大学祭へ参加することで、卒業後の選択肢の一つとして大学進学を具体的にイメージできるようになります。特に、身近に大学進学者がおらず、大学生活のイメージが湧かない子どもにとっては、大学祭の体験を通じて、より具体的に大学進学を考えるきっかけとなっています。

(7) 担い手の確保

学習・生活支援事業における担い手については、資格要件等の特段の定めはありませんが、子どもが日常的に接している家族や先生以外の「大人」として、子どもとの信頼関係を築き、子どもと社会との接点になる存在であることが期待されます。そのため、各自治体の事業目的にあわせて、資格や人数等の設定を行うことが適切な場合も考えられます。

とりわけ、大学生のように年齢に近い者からの支援は、身近に感じられて相談しやすいだけでなく、自分の将来を想像しやすく、目標ともなりうる関係を築きやすいといえます。管内に大学を有する場合は、そのボランティアサークルに声かけを行うことで大学生ボランティアを確保する事例が多数あります。また、学生だけでなく、地域の学習指導経験者や福祉関係業務経験者などの地域の人的資源を活用することも有効であり、こうした人材も含め、学習支援や生活支援に携わる担い手を幅広く確保していくことが重要です。具体的には、教育委員会や教員OB団体にアプローチすることで、元教員を担い手として確保することが考えられます。元教員を活用することにより、教育委員会との連携がスムーズになることも期待されます。また、社会福祉協議会や管内で子どもへの支援を行っている団体に声をかけ、担

い手を確保することも考えられます。

さらに、子どもや保護者と直接接する担い手は、学習状況の把握だけではなく、子どもやその世帯が抱える課題にいち早く気づくことのできる存在です。そのため、個人情報の取扱いに留意しつつ、生活困窮者自立支援担当部署内での情報共有を図り、必要な支援につなげていくことが重要です。

「担い手がない」と諦めるのではなく、まずは管内の社会資源にアプローチし、思いを伝えることが大切です。同じ地域に住む子どもを支えたいと考える大人は、必ず見つかります。

■自治体事例

- 熊本県では 12 市と 31 町村による共同実施とし、一括委託を行うことで担い手の確保に取り組んでいます。
- 福島県福島市では、教員 0B を学習支援員として委嘱し、普段の学校に近い生徒指導を実現可能としています。
- 愛知県刈谷市では、愛知教育大学の学生に支援サポーターとして協力してもらい、教室を実施しています。参加する子どもたちにとっては、身近な「お兄さん・お姉さん」として親しみやすく、話しやすい関係性を築くことができます。また、愛知教育大学の学生にとっても貴重な学びの機会となり、教育や支援の実践的な経験を積む場ともなっています。
- 京都府長岡京市では、市と包括協定を結んでいる京都府立大学に事業を委託して実施しています。

〈過年度調査結果〉

- 沖縄県名護市や石川県金沢市では、地域の大学と連携・協働することで、事業の担い手となる大学生ボランティアを確保しています。
- 市内に大学が無い千葉県八千代市では、近郊の大学訪問を行い、大学生ボランティアの募集の依頼を行っています。
- 奈良県では、広い圏域で事業を行うため、社会福祉協議会の人脈を活かし、地元で子どもの支援を行っている団体と協働して事業を実施しています。

(8) 個人情報への配慮

生活困窮者であることを知られたくないという保護者が大多数であり、その思いに寄り添わない限り、この事業には参加してくれません。そのため、事業実施については、周囲に生活困窮者であるということがわからないように、進めることが求められます。

一方、事業を実施する上で、多くの自治体が個人情報の取扱いについて苦慮している状況が見られます。実際に、生活困窮者自立支援法においては、学習・生活支援事業を委託により実施する場合、受託者並びにその役員及び職員並びに過去に役員等であった者に守秘義

務がかけられています。また、個人情報保護法では、個人情報の定義やその取扱いに関する義務が定められています。また、社会福祉分野においても、社会福祉士及び介護福祉士法第46条や精神保健福祉士法第40条等の資格法や各資格の倫理綱領、民生委員法第15条や地方公務員法第34条、国家公務員法第100条等の各種法律によって、守秘義務が規定されています。以上のように定められてはいますが、関係機関等との連携のもとで効果的な支援を実施していくためには、個人情報を活用することが必要となってきます。

生活困窮者自立支援法では「支援会議」が法定され、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的参加や情報交換、連携が可能となりました。資格や身分によって規定される守秘義務と、会議体によって規定される守秘義務を理解した上で、支援会議等で共有された情報を活用することにより、構成員がそれぞれの役割を担って対象となる世帯へアウトリーチ等を行うことができ、生活困窮者等を早期に発見、早期に支援できるようになります。一方で、支援会議で得られた情報は、本人（保護者）の同意を得ていない場合があることを十分に認識し、生活困窮者が負担感や抵抗感を感じないようなアプローチや支援手法を慎重に検討し、一定の時間をかけて信頼関係を構築するプロセスも重要になることを、留意する必要があります。

関係機関や関係者と個人情報を共有する場合は、本人（保護者）から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏む必要があります。行政以外との連携においては、協定や契約等に個人情報の取扱いについて規定を盛り込むほか、行政内部においても対応方法を明確にすることが求められます。

■自治体事例

- 千葉県習志野市では、生徒のプライバシー等に配慮し、開催場所を非公開としているほか、開催場所の選定においても生徒たちが目立たないよう配慮しています。また、事業の周知の際にも対象者に手紙を渡すかたちで参加を促しています。講師に対しても、個人情報の取り扱いについて研修を行い、生徒及び保護者の個人情報の保護を徹底しています。
- 三重県松阪市では、申込時に個人情報に関する同意書を提出してもらい、学校との連携に活用することで、学習指導に役立てています。学校との連携により指導方法を改善した結果、対象の子どもたちはいきいきと当事業に参加するようになりました。

〈過年度調査結果〉

- 千葉県松戸市では、「事業利用申込書兼同意書」を事業利用時に利用者が提出しています。「事業利用申込書兼同意書」は利用者が市役所窓口に出しますが、その場でコピーを利用者に返し、子どもと養育者（親等）と委託事業者の三者で実施する面談の際に利用者から委託事業者へ手渡しすることになっています。利用者本人から委託事業者へ個人情報を手渡しする形をとることで、利用者本人の抵抗感を軽減する工夫をしています。また、事業担当課、子育て支援課、委託事業者（3社）、自立相談支援機関、教育

委員会で事業の連絡会議を開催しています。開催にあたっては、会議の場で個人が特定されるようなことは一切せず、支援に関わる者同士が個別に情報共有することとしていますが、これらは「事業利用申込書兼同意書」の記載範囲内（「必要となる関係機関（学校等）が情報共有すること」）のこととなります。

○佐賀県佐賀市では、生活困窮者が関わる可能性がある事業について、利用希望者が申込書や同意書を複数回記載する煩雑さを軽減させるため、国、県、市、関係各課と連携し、「一括同意方式」を実現しています。

（９）他自治体との共同実施

学習・生活支援事業の実施においては、地域に密着した基礎自治体の役割が大きくなっています。一方、小規模自治体は、支援対象者数が少なく、また支援するための社会資源の確保においても単独での取組が難しい場合も想定されます。そのため、近隣の他自治体と連携して実施することも考えられます。近隣の自治体と委託先が同じという特徴を活かし、利用者が他自治体の施設を相互利用できる体制を取っている事例があります。同じ学校の児童・生徒に知られたくないという心情的な配慮や、事業実施曜日以外の利用を希望する利用者の利便性の向上に役立つなど、自治体側だけでなく、事業対象者側にもメリットがあります。また、1自治体で実施するよりも事業費が削減できるとともに、人材の確保が容易になったり、支援の質の均等化を図ることができたり、ノウハウの蓄積ができたりといった様々なメリットがあります。一方で、デメリットとしては、事業への関わりが薄くなることから、自治体間での支援に対して温度差が生じやすいことや、自治体の主体性が低下する可能性があります。そのため、関係自治体が連携して、それぞれ実施主体として主体的に携わることが求められます。

■自治体事例

●熊本県では、県が主体となり 12 市と 31 町村による共同で事業を実施しています。市町村単独での実施は困難であると考え、県が一括して委託先と契約し、各自治体が人口規模に応じた負担金を拠出する形で運営されています。

〈過年度調査結果〉

○越谷市では三郷市、八潮市、吉川市と連携し、他自治体の学習教室を相互利用ができる体制をとっています。相互利用のメリットとしては、他市の高校に通っている子どもが近くにある他市の学習教室に通うことができることが挙げられます。また、同じ学校の生徒に学習教室を利用していることを知られたくないという子どももあり、利用する学習教室を選択することができるなど、プライバシーの保護にも配慮しています。

(10) 目標設定、効果測定

アンケート調査結果をみると、都道府県では6割半ば、市区町村では約6割が事業の効果測定を行っていないと回答しています。その理由として、指標の設定や数値化が難しい、利用者ごとに状況が異なる、評価になじまないなどが挙げられています。

学習・生活支援事業の目的は貧困の連鎖を防ぐことにあります。そのためには、事業の効果を適切に測定し、支援の方向性を明確化することが重要です。目標を設定することで、支援の効果・成果を可視化し、必要な改善を加えることが可能となり、PDCAサイクルを回すことができるようになります。

具体的には、支援を受けた子どもたちの学習習慣の定着や学力向上、進学率や就職率の向上、生活習慣や自己肯定感の変化を指標として捉え、継続的に評価することが求められます。これにより、単なる学習機会の提供にととまらず、子どもたちが将来に向けて自立できる支援が行われているかを確認できるようになります。また、目標を設定することは、自治体と関係機関の連携を強化し、支援の方向性を統一する重要な手段となります。明確な目標を設けることで、関係者が共通の理解を持ち、効果的な支援を展開しやすくなります。

さらに、定量的な数値や定性的なデータを活用することで、事業の成果を可視化し、政策決定や予算確保の根拠とすることも可能です。また、委託により事業を実施する場合は、地域の担い手を育成する視点を持ち、事業者の評価も含めた事業評価を行うことで、事業内容を充実させていくことが求められます。

加えて、目標の設定は、支援を受ける子どもたち自身のモチベーションの向上にも寄与します。学習目標を持つことで達成感を得られ、自ら学ぶ意欲が高まり、「自分にもできる」という自己肯定感が育まれます。これにより、将来の進路選択に前向きに取り組む姿勢が促されます。

このように、効果的な支援を実施するためには評価指標を適切に設定し、効果測定を行い、事業の継続・改善を図っていくことが望ましいと言えます。

実際に設定されている指標は次のとおりです。

■評価指標例（アンケート調査結果をもとに分類・整理）

区分	指標	詳細指標
学習・学力向上	学習意欲	・学習意欲の向上 ・家庭学習時間の増加
	学力向上	・支援開始時と年度終了後の確認テスト ・年度当初と年度末の習熟度テスト ・学力調査（定期テスト、模擬試験、オリジナルテスト） ・学習支援への参加による授業理解度向上率
	学習支援の実施状況	・参加者数、登録者数、通所日数、訪問回数 ・参加率、出席率 ・学習支援会場数
精神・生活面の変化	非認知能力の向上	・自己肯定感 ・忍耐力、社会性、感情抑制力 ・「自尊感情測定尺度（東京都版）」「児童用ソーシャルスキル尺度」「未来展望尺度」など
	生活環境の改善	・相談件数 ・家庭内のコミュニケーションの改善 ・身辺自立、養育環境の整備 ・相談できる環境の有無 ・生活面の改善
進学・進路	高校進学率	・進学者数、進学実績 ・進学希望者のうち進学できた人数、割合 ・高校進学率 ・進学後の定着状況、フォローアップ
	大学進学率	・事業利用者（生活困窮世帯）の大学進学率
	その他	・進学、就職実績 ・進学率、就職率 ・高卒認定試験等資格合格情報
満足度	対象者・保護者向けアンケート	・学習会の満足度調査（点数評価、意識の変化） ・事業利用前後の変化 ・進学状況や満足度に関するアンケート ・参加者、保護者、支援員への意見収集
	委託事業者の報告	・委託事業者からの実績報告（年2回等）

■自治体事例

- 宮城県では、高校進学率の向上、保護者の精神的負担の軽減、生活困窮世帯の生活安定などを把握するために、アウトプット、アウトカム指標を設定しています。具体的には、子どもや保護者へのアンケートを年1回実施するとともに学力テストを年2回行い、進学数、高校中退数、学力面での効果、意欲等精神面への影響等などの指標を測定し、事業の効果測定・改善に活用しています。
- 千葉県習志野市では、中学生を対象として、高校進学率(合格率)、学習支援参加率等を設定しています。進学希望の生徒をどれだけ希望の進路につなぐことができるか意識し、学習支援に参加しやすくなるような声掛けなどを積極的に行ってもらえるように、設定しています。また、生徒を対象にアンケートを実施し、満足度を確認しつつ今後の活動に役立てています。
- 東京都国分寺市では、全体的な事業評価は実施していませんが、国が定める自立相談支援の評価シートを個々の振り返りとして活用しています（定性的評価）。評価項目には、目標の達成状況、生活面・社会面での変化、自立意欲、自己肯定感、社会参加などが含まれます。また、半年ごとの面談やプランの更新、さらには市・社会福祉協議会・NPOによる三者会議を通じて、事業の改善を図っています。

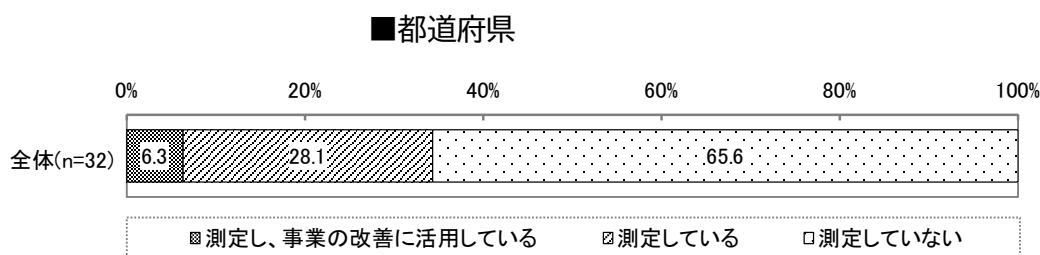
〈過年度調査結果〉

- 沖縄県では、目標値の設定や成果測定により、事業実施者のモチベーションを上げることにつながっています。
- 静岡県静岡市や三重県鳥羽市では、利用者や保護者に対してアンケートを実施し、成果測定や満足度の調査を行っています。また、広島県東広島市においては学校の担任に対してアンケートを実施し、事業の効果を測定しています。
- 神奈川県や埼玉県、東京都板橋区では、評価指標を設け事業評価を行っています。

【アンケート調査結果】

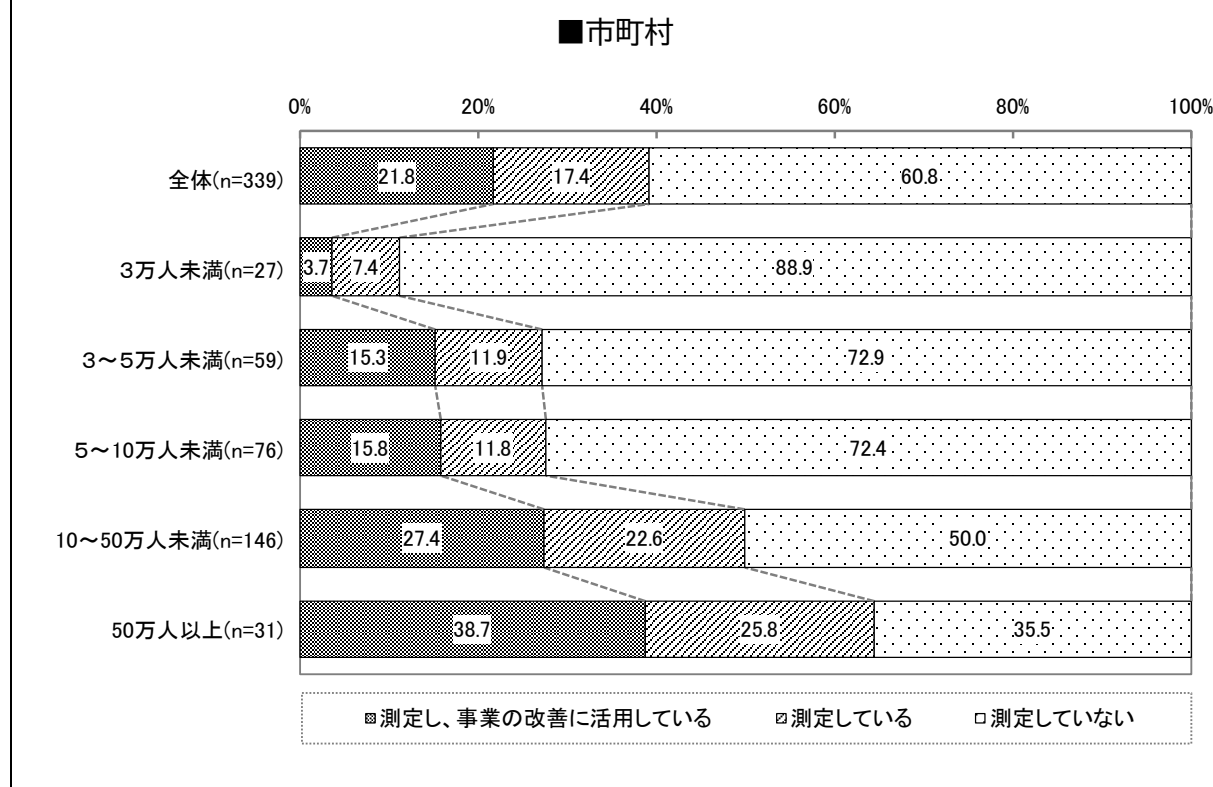
◎学習・生活支援事業の効果測定

都道府県では、「測定していない」が6割半ば、「測定している」が3割弱、「測定し、事業の改善に活用している」が5%強となっています。



市町村では、「測定していない」が約6割、「測定し、事業の改善に活用している」が2割強、「測定している」が1割半ばとなっています。

人口規模別にみると、規模が小さくなるにつれて「測定していない」の割合が多くなっています。



(11) 保護者支援の充実

保護者が就労していない生活困窮者世帯では、生活リズムや生活習慣が整っていない場合が多く、保護者への支援が不可欠です。また、子どもに向けた支援のみでは保護者へのアプローチができず、子どもが暮らす家庭の学習・生活環境の改善には限界があります。そのため、子どもだけでなく、保護者支援を充実させることが、事業効果を高めるためにも重要です。

また、家庭に対する支援では、子どもへの働きかけ、保護者への働きかけ、子どもと保護者の関係性の改善に向けた働きかけが必要です。そのためには、専門性を持つ人材が対応するとともに、一連の働きかけを管理する人材も必要です。児童相談所、子ども家庭支援センター、家庭児童相談員、民生委員・児童委員、学校の担任、養護教諭など、制度上の関わりがあり、かつ能力を有する人材を充実させていくことが求められます。また、保護者の状況等によっては、土日祝日や夜間の対応も検討する必要があります。

アンケート調査結果からも、訪問型の支援を通じて保護者と対話することが有効であることが明らかになっています。子どもの自立を目標に学習・生活支援事業に取り組む中で、貧困の連鎖を防ぐという観点から積極的な支援を行うためにも、保護者支援にどのように取り

組むかが重要な視点です。

■自治体事例

- 神奈川県では、養育相談や子どもの進路相談、学校手続きに関する相談、奨学金の情報提供などを行っています。これにより、母親の不安を解消し、必要な支援を提供することで、子どもが学習支援に参加するきっかけや継続的な定着につながっていると考えています。
- 宮城県大崎市では、対面やメール、電話に加えて専用のアプリを導入し、保護者が相談しやすいタイミングで対応できる体制を整えています。これにより、フルタイムで勤務している保護者などからも、平日夜間や土日・休日に相談ができる点が高く評価されています。
- 愛知県豊田市では、送迎時の面談や定期的な面談を通じて、保護者とのコミュニケーションを図っています。特に、週1回の面談の機会を設けることで、育児や家庭の些細な悩みについてもコーディネーターと話すことができ、保護者の精神的な安定にもつながっています。

〈過年度調査結果〉

- 静岡県静岡市では、送迎を行うことで、保護者と顔をつなぐことになり、最初は挨拶もない状態から徐々に会話につながり、相談にまで至ったケースがあります。
- 沖縄県では、保護者向けの講演会を行い、事業内容の説明だけでなく、高校授業料や奨学金制度の講演も行っています。

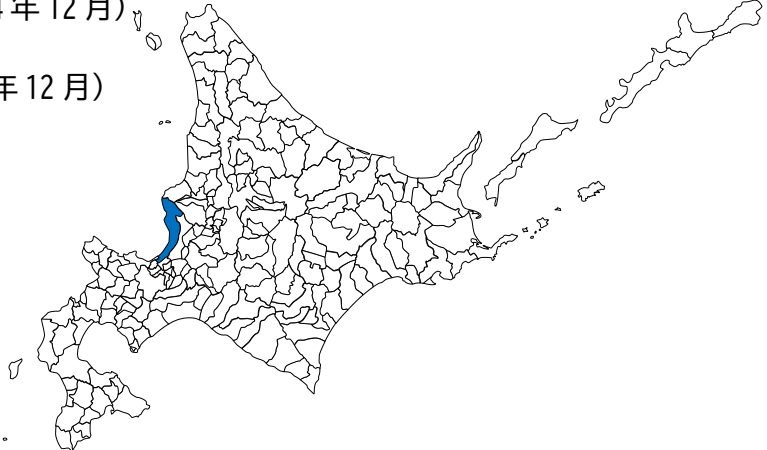
9 学習・生活支援事業の取組事例

No.1 北海道石狩市

5～10万人・直営＋委託・集合型＋訪問型

対象者に合わせた直営（訪問型：学習・生活支援）と委託（集合型：学習支援）の使い分けによる効果的な支援

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	5.7万人（2024年12月） 722.23km ² 12.5‰（2024年12月） 
開始時期	学習支援：2016年度 生活支援：2016年度
対象世帯	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯、不登校・ひきこもり等の児童・生徒のいる世帯
対象年齢	直営：小学生～中学生が基本、必要に応じて高校世代まで 委託：小学生～高校生が基本、必要に応じて高卒者や成人の利用も可能
運営形態	直営・委託
実施形態	学習支援（集合型：委託）（訪問型：直営） 生活支援（訪問型：直営）
事業内容	生活困窮世帯：訪問による学習支援、生活習慣の習得 不登校・ひきこもり：集合による学習支援、居場所事業等
実施場所	直営：子どもの自宅や公共施設、学校等 委託：委託先の拠点（ひきこもりサポートセンター）
事業予算	直営：約1,100万円 委託：約200万円（2024年度）
所管部署	福祉部福祉総務課・子育て推進部子ども相談センター

2. 事業の実施背景

石狩市では、生活困窮世帯の子どもたちが十分な学習環境を確保できていないことが課題となっており、経済的な困難が子どもの学習機会や進学選択肢を狭める要因となっていた。そのため地域社会全体での支援体制の強化が求められていた。そこで2016年度から「生活困窮者自立支援法」に基づく施策の一環として、本事業を開始することとした。また、不登校やひきこもりの子どもは、学習機会の喪失や社会的孤立が進行しやすく、将来的な自立が困難になる可能性があることから、これらの子どもへの支援もあわせて実施することとした。

事業の実施にあたっては、訪問型と集合型の二つの支援方法を採用した。訪問型は、家庭環境に応じた柔軟な支援が可能であり、生活困窮家庭に適した形態であるため導入した。一方、集合型は、家庭や学校とは異なる小集団の中で、不登校やひきこもりの子どもたちが安心して学習で

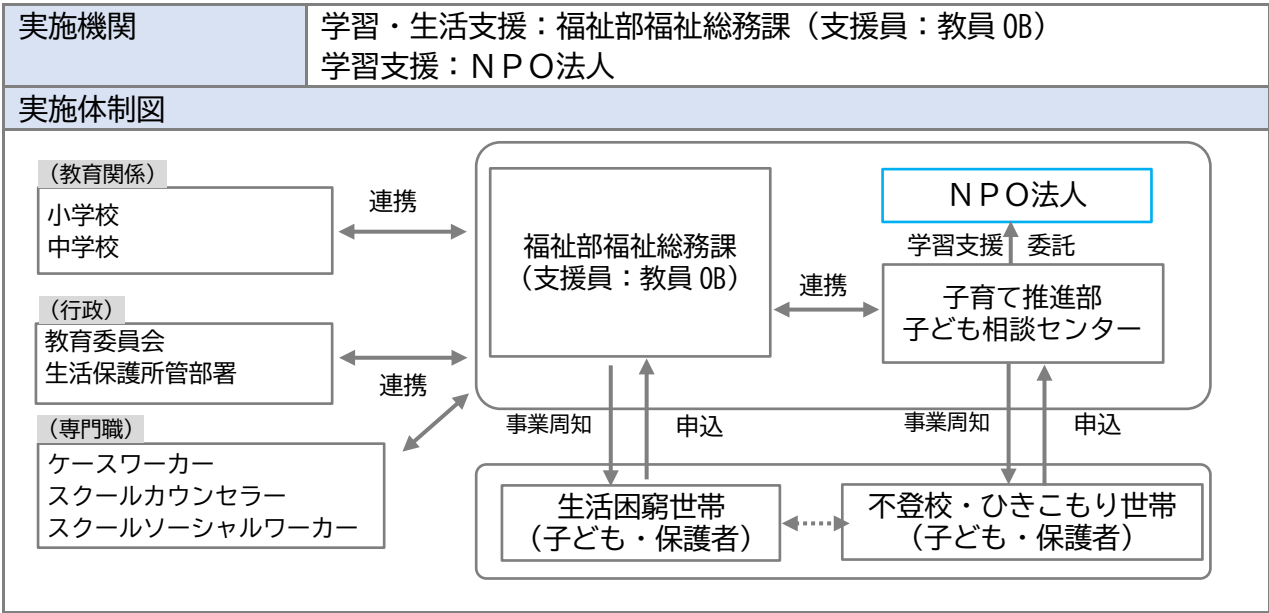
きる場の提供を想定して採用した。対象世帯の状況に応じて、これらを使い分け、より適切な方法で支援を行うこととした。

なお、不登校・ひきこもり支援については、以前から NPO 法人に委託していた経緯があったため、本事業についても同法人に委託し、効果的な運用を図ることとした。

3. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

生活保護世帯を含む生活困窮世帯への支援については、福祉総務課が教員 0B を会計年度任用職員として雇用し、直営で訪問による学習・生活支援を実施している。不登校やひきこもりの子どもがいる世帯への支援については、子育て推進部子ども相談センターが NPO 法人に委託し、集合型の学習支援を行っている。

なお、申込窓口はそれぞれ設置されており、相談者のニーズに合わせ、適切な支援をしている。



4. プログラムの内容

(1) 訪問型（直営）による学習・生活支援

生活困窮世帯の子どもを主な対象とし、学習支援に加えて生活習慣の改善や進路相談を行っている。特に、学校での学習に困難を抱える子どもや、学習の遅れを取り戻したい子どもが多く利用している。

(2) 集合型（委託）による学習支援

対象には、不登校やひきこもりの子どもも含まれ、学習支援や必要に応じた心理的サポートを行っている。年齢を問わず、個別のニーズに応じた柔軟な支援を実施している。また、近隣大学と連携し、レクリエーションや大学見学などの体験学習を実施している。さらに、学校という場を持たない子どもにとっての居場所として重要な役割も果たしている。

実施頻度	直営：子ども 1 人につき週 1 回 委託：週 3 回
利用実数 (2024 年 9 月時点)	学習・生活支援（直営・訪問）：小年生 12 人、中学生 15 人 学習支援（委託・集合）：小学生 6 人、中学生 6 人、高校等 6 人
その他	支援者と利用者がマンツーマンで週に 1 回 1 時間の個別支援ができるよう、直営分の事業利用者を各年度 30 人としている。

5. 連携先との連携内容・工夫、連携による効果

学習・生活支援をより効果的に行うため、必要に応じて関係機関と連携している。

連携先	スクールソーシャルワーカー	子ども食堂
連携の目的・理由	子どもの学校での学習状況の把握	食支援
連携の内容と効果	情報を共有することで適切な支援計画、支援の実施ができる。	拠点型学習支援利用者で子ども食堂の利用を希望する場合、本人の健康面と共に家庭支援にもなっている。
連携の工夫	心配な相談は、学校や保護者に連絡する。	本事業を実施しているNP0法人が別事業として実施しているものを活用している。

6. 工夫している取組内容とポイント、効果・成果

●学習支援・生活支援

不登校の児童生徒の利用も多いため、安心して勉強に取り組める環境づくりを心がけている。活動時間の中で、子どもによって集中できる時間には個人差があるため、実験など体験的な学習機会を通じて興味を引き出すほか、スタッフや子ども同士で遊ぶ時間も取り入れながら、無理なく学習を進めている。また、わからないことがあっても自分から質問するのが難しい子どもも多いため、支援員が様子を見ながら積極的に声をかけ、少しずつ学習に取り組んでいけるようサポートを行うようにしている。特に、学習室の利用を始めたばかりの時期は、保護者へのフィードバックを多く実施し、保護者にも安心して子どもの学習を見守ってもらえるよう努めている。

そのような支援を通じ、最初は自分から質問できなかった子どもが、少しずつわからないことを聞けるようになり、より自然な双方向のコミュニケーションにつながることが増えている。また、学習室が自宅以外で安心して過ごせる居場所になっている子どもも多いと感じている。

●小学生、中学生、高校生への支援

勉強だけでなく遊びの時間も取り入れるなど、子どもの状態に応じて学習の時間や内容を柔軟に設定することで、無理なく継続的な参加につながっている。

小学校低学年では、学習習慣の形成や生活リズムの確立を重点的に支援し、小学校高学年から中学生にかけては、基礎学力の向上や進学に向けた支援を強化している。

高校生には、学習の継続や進学に向けた支援に注力している。学習室の環境に慣れ、安心して学習に取り組めるよう、スタッフが積極的に歩み寄りながら関係性を構築することで、子ども自身が次第に主体的・積極的に学習に取り組めるようになっている。

●保護者への支援

学習支援（委託・集合）では、必要に応じて保護者への連絡やフィードバックを行い、安心して子どもの学習を見守ってもらえるようにしている。保護者の学習室への信頼が高まることで、子どももより安心して学習室を利用できるようになると感じている。また、子どもの学習室利用は保護者の負担軽減にもつながり、子どもと保護者双方のサポートにもなっている。

●直営、委託における工夫・ポイント

生活困窮世帯への支援は直営で実施し、学習支援員（教員 0B）が家庭等を訪問し、学習支援と生活支援をマンツーマンで行っている。学習の補助だけでなく、生活習慣の確立や家庭環境の改

善も視野に入れた包括的な支援を提供している。また、学校での学習の補完や進路相談なども支援内容に含まれる。

一方、不登校やひきこもり等の児童・生徒への支援は委託事業として NPO 法人が実施し、学習の場の提供とサポートに特化し、心理的な安定を確保するための居場所づくりを重視している。委託要件として、教員資格を持つ学習支援員 1 名の配置を求めている。

●アセスメント・プランシート

学習・生活支援（直営・訪問）は生活支援を含むため、家庭環境や保護者の関与を重視したアセスメントが求められる。一方、学習支援（委託・集合）は学習環境の整備に重点を置いているため、学校での適応状況や学習継続の可能性を中心に計画する必要がある。このように求められる視点が異なるため、目的や対象者の状況に応じて適切な形でアセスメントを行えるよう、それぞれ独自の様式を使用している。

学習・生活支援（直営・訪問）では、申込相談時に住所、保護者氏名、保護者連絡先、子の氏名、年齢、学年、学校、支援を受けたい理由、苦手教科、得意教科、希望する支援場所等を記載したシートを作成している。また、担当教官が利用者ごとに各支援日の支援内容や支援時の様子等を記録している。

学習支援（委託・集合）では、アセスメントやプランを含めた一人ひとりの記録を個別に作成し、その情報に関わるスタッフで共有している。記録には、学習に必要な情報について保護者面談と本人から聞き取った内容、学習場面で得られた情報を元に行ったアセスメント、本人・保護者にも確認の元で決定・共有した学習室での目標や支援内容、毎回の学習の様子と内容を記載している。

●子ども・保護者の要望に基づいた場所で学習・生活支援を実施（直営）

自宅、公共施設、学校など各家庭に合わせて活動場所を選択している。

●連携体制の構築

市では、学校や福祉機関とも連携し、必要な子どもたちに支援が行き届くよう努めている。

7. 事業の効果測定

事業実績は把握しているが、効果・成果については数値での評価が難しいため、指標は設定していない。

8. 今後の課題・展望

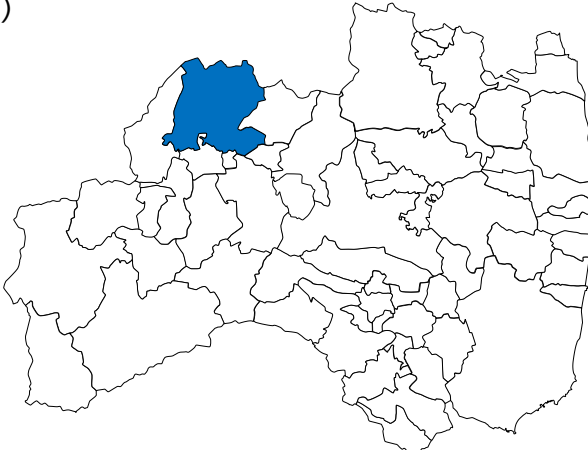
生活困窮世帯の子どもは学習機会の不足だけでなく、生活習慣、家庭環境の問題もあり、ベテランの先生でも対応が難しいケースがある。支援方法についても、現在の訪問型が最適かどうかを模索する必要がある。成果指標の設定も難しく、学力向上を目標とするのではなく、学習習慣の定着や勉強への興味を促すことが重要と考える。また、特に不登校やひきこもり等の児童・生徒にとって学習支援室の利用が現時点のその子どもにとって最適な選択肢かを見極め、場合に応じて医療的支援など他の優先事項とのバランスも考慮する必要がある。引き続き、より有意義な支援の在り方を検討していきたい。

No.2 福島県喜多方市

～5万人・委託・集合型

スクールソーシャルワーカーを中心としたボランティア団体による 子どもの居場所の提供

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	4.1万人（2025年2月） 554.63km ² 9.7‰（2025年1月） 
開始時期	学習支援：2018年度 生活支援：2018年度
対象世帯	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当受給世帯、市町村民税非課税世帯、ひとり親世帯、その他の世帯 ※対象を限定していない
対象年齢	主に小学生 ※どの年代でも利用可能
運営形態	委託 市⇒任意団体（学習支援・生活支援）
実施形態	学習支援：集合型 生活支援：集合型
事業内容	会場での個別の学習支援、居場所の提供、進路・就労相談等、食材の提供
実施場所	市内2か所 民間施設
事業予算	約630万円（2024年度）
所管部署	保健福祉部こども課

2. 事業の実施背景

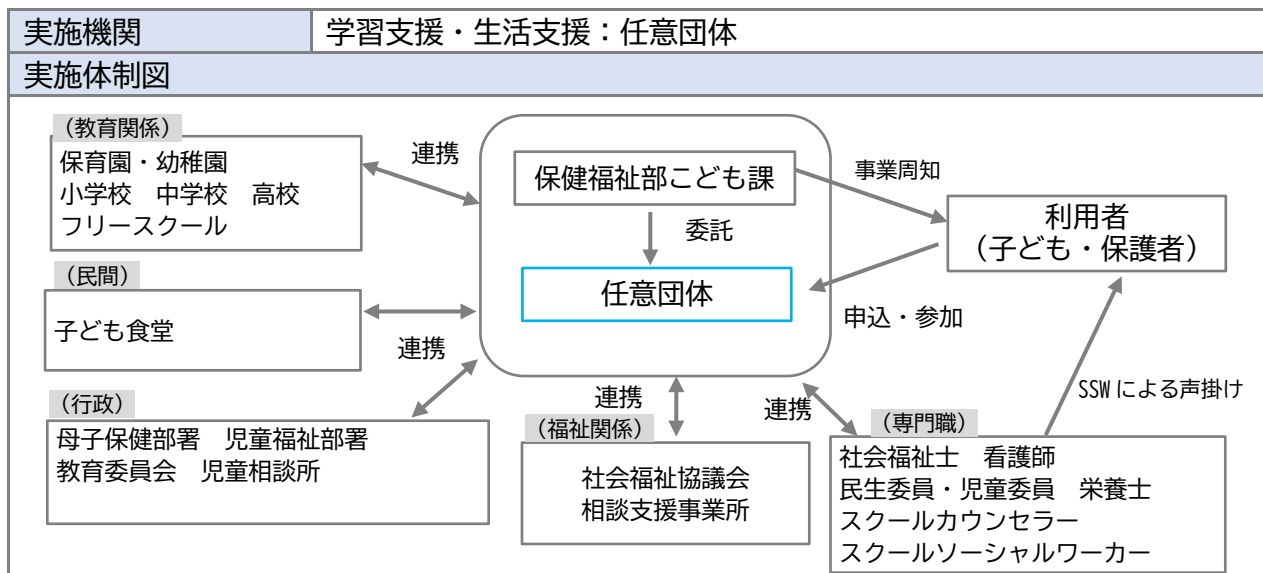
喜多方市における子どもの学習・生活支援事業は、2018年から学習支援、生活支援ともに、任意団体である「子どもの居場所「れんが運営委員会」」によって実施されている。

もともと、スクールソーシャルワーカーが中心となって、喜多方市内でボランティアとして子ども食堂を実施していた組織が、市から子どもの学習・生活支援事業の実施を打診され、任意団体を設立して事業を受託したという経緯がある。事業を受託する前から、不登校児生活困窮家庭やひとり親家庭の支援を実施していた。

事業開始当初は1か所で実施していたが、2021年からは2か所での実施となっている。

3. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

本事業は、学習支援および生活支援を一括して任意団体に委託して実施している。任意団体には元スクールソーシャルワーカーや現スクールソーシャルワーカーが所属しており、学校や社会福祉課、社会福祉協議会との連携体制が構築されている。



4. プログラムの内容

(1) 学習支援

●ひとりひとりに寄り添った個別指導

学習支援では、子どもが学校の宿題等の教材を持参し、ボランティアとともに一人ひとりのペースで進める形式となっている。会場には学習以外を目的としたスペースもあるため、休憩時間も含めて、子どもが自分のペースで過ごせる場所となっている。

●長期休業期間中は大学生による学習会を開催

委託先と関わりのある大学の学生もボランティアとして参加しており、夏休み中は大学生による学習会が開催される。夏休み中の学習会は、中高生が静かに学習に集中できる環境になっている。

(2) 生活支援

●子ども食堂の開催や食事の配布

委託先の任意団体は、地元の農家や社協と連携して子ども食堂や食料配布を行っている。土曜日は、事業自体は午後からとなっているが、午前中から開所して昼食の提供を行っている。また、食料配布の際に保護者ともコミュニケーションを取り、子どもの様子の共有や保護者への相談支援も実施している。

●不登校の子どもへの居場所の支援

平日は13時から事業を実施しており、不登校の子どもも来所している。スクールソーシャルワーカーとの連携などにより事業につながった不登校の子どもは、そこからフリースクールや学校につながるよう支援をする。

実施頻度	2か所（週1回ずつ）
利用実数 （2024年9月時点）	学習支援のみ：小学1～3年生7人、小学4～6年生10人、中学生8人、高校等3人 生活支援のみ：小学1～3年生4人、小学4～6年生3人、中学生6人、高校等3人 学習・生活支援：小学1～3年生2人、小学4～6年生5人、中学生6人、20代6人

5. 連携先との連携内容・工夫、連携による効果

委託先が子ども食堂を実施していることや学校やスクールソーシャルワーカーとの連携体制が構築されている強みをいかし、多角的なアプローチから子どもたちとその家庭を支援することで、より効果的な支援を目指している。また、下記以外にも、市内の他の子ども食堂と連携し、支援家庭の情報共有や食材の有効活用につなげたり、スクールソーシャルワーカーを経由してフリースクールと連携し、子どもの様子を共有したりしている。

連携先	公立小・中学校	子ども家庭支援センター
連携の目的・理由	不登校児の学習支援や外出の支援	生活困窮世帯、ひとり親家庭、地域で孤立している家庭などを把握し、連携した支援を行うため
連携の内容と効果	居場所の提供により、外出の機会を創出している。	子ども・子育て総合相談や、女性相談員に寄せられた相談内容により、家庭全体の支援、または児童の支援など、それぞれ個別に対応することができている。要保護児童対策協議会において連携している。
連携の工夫	児童生徒本人、家庭、学校との状況を踏まえ、個々に対応している。	情報共有を必要時に行っている。
連携先	社会福祉協議会	スクールソーシャルワーカー
連携の目的・理由	生活困窮世帯、ひとり親家庭、地域で孤立している家庭などを把握し、連携した支援を行うため	不登校児の学習支援や外出の支援、学校から寄せられた生活困窮世帯への支援を行うため
連携の内容と効果	生活サポートセンターなどへの相談に伴い、ご家庭全体の支援、または児童の支援など、個別に対応することができている。	不登校児童や、登校しぶり児童、生活困窮世帯の把握ができている。
連携の工夫	情報共有を必要時に行っている。	居場所へ通う子どもと、学校との関係が途切れることのないよう連携し、情報共有を必要時に行っている。

6. 工夫している取組内容とポイント、効果・成果

●学習支援と生活支援の一体的実施

学習を自らすすめていきたい子どもには、学校との連携を図りながら学習を進めている。一方で学習にはなかなか目が向かない子どもに対しても、得意なことを一緒に見つけたり、異年齢での活動時間を大切にしたりして支援をしている。

子ども同士の関わりが持てるようスタッフが対応している。

●小学生への支援

小学生については、学習も興味が持てるものを少しずつ、自分の意志で決めてもらっている。幅広い年齢が通っていることを活かし、異年齢での活動を実施し、子どもたち同士の学びの場になっている。

●高校生世代への支援

居心地の良い場所になるよう、学習に取り組む、年下の子と一緒に過ごしてくれるなどスタッフの手伝いをする、スタッフに話をきいてもらうなど、それぞれのペースで過ごせる場を提供している。

●保護者への支援

いつでも傾聴、相談を受けられるようにしており、困ったときには連絡が入るなど、身近な場所に感じてもらえる場所を提供できている。

●不登校の子どもへの支援

不登校の子どもについては、学校とスクールソーシャルワーカーが相談し、そのうえでスクールソーシャルワーカーから市と任意団体に相談が入る。子どもの様子はスクールソーシャルワーカーを通じて学校に伝えられるほか、小中学校の教員が会場に足を運び、不登校の子どもと接点をもつケースもある。

事業を通じてまずは外出のきっかけを創出し、フリースクールや学校に通えるようになることを目指しており、実際にそのような事例もある。

■活動の様子（左：学習支援、右：食事提供）（出典：れんが HP より）



●20 代への支援

本事業では対象世帯や対象年齢を制限しておらず、就労につながらない 20 代も支援の対象となっている。たとえば、中学校から不登校になり、保護者の相談で事業につながり、現在就職に向けて準備中というケースがある。また中学卒業後に進学・就職をしていなかった子どもが通信制高校に通うようになった際に学習を支援した。

20 代の対象者にとっては、相談できる場であると同時に、小学生などの年下の子どもとの関りによって活躍の機会を得る場にもなっている。

●集合、訪問の使い分け

集合型を基本としつつ、不登校の子ども等を対象に要望があれば訪問型でも対応している。訪問型の学習支援の場合、家庭ではなく近隣の公民館等で実施し、基本的に保護者は同席しない。

オンラインについては、機材のある家庭が少ないと判断し、これまで実施を検討したことはない。

●アセスメント・プランシート

本事業は、直接もしくは市やスクールソーシャルワーカー経由で委託先に申し込みがあり、その後、面談をして登録という流れになっている。初回面談時に使用するアセスメントシートでは、基本情報に加え、アレルギーの有無や苦手科目などを聞き取っている。また、その後の支援のなかで課題等があり次第、アセスメントシートに上書きし、スタッフ間で共有できるようにしている。

また、月に 1 度スタッフ間で子どもや家庭の情報を共有しており、その記録をスタッフ用としてアセスメントシートとは別に管理している。

7. 事業の効果測定

本事業では、全体的な事業評価は実施していないが、委託先が市に対して月次で利用人数や活動内容、年度末に年間を通した活動報告を実施している。事業の効果測定するための指標を設定することは難しいと感じている。また、逐次スタッフの声を聞き取り、活動の課題の把握や改善を実施している。

くわえて、保健福祉部においても予算当局に対しては利用人数の増加によって事業の効果を伝えられているため、委託先にも数値による効果測定は依頼していない。

8. 今後の課題・展望

当面の課題は、拠点の確保によるエリアの拡大である。現在、市中心部の 2 か所を拠点としているが、10 キロ以上離れた場所からの来所者も多く、保護者が 30 分以上かけて送迎しているケースもあるため、対応が必要だと考えている。また、拠点を増やし、利用者が増加する場合は、それに応じた委託料の確保が課題となる。

また、民生委員や児童委員とも距離が近く連携が取れるため、地域での活動を展開し、子どもたちの活動の機会を創出したいと考えている。

No.3 千葉県習志野市

10～20 万人・委託・集合型＋オンライン型

委託先の生活困窮者支援事業と連携した子ども・保護者に対する包括的な支援の実施

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	17.5 万人（2025 年 2 月） 20.97 km ² 12.39‰（2025 年 2 月）	
開始時期	学習支援：2009 年度 生活支援：2019 年度	
対象世帯	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯	
対象年齢	中学生、高校生	
運営形態	委託 市⇒労働者協同組合（学習支援・生活支援）	
実施形態	学習支援：集合型＋オンライン型 生活支援：集合型	
事業内容	集団による学習支援、居場所事業、保護者の相談会等	
実施場所	市内 1 か所 公共施設	
事業予算	約 875 万円（2024 年度）	
所管部署	健康福祉部生活相談課	

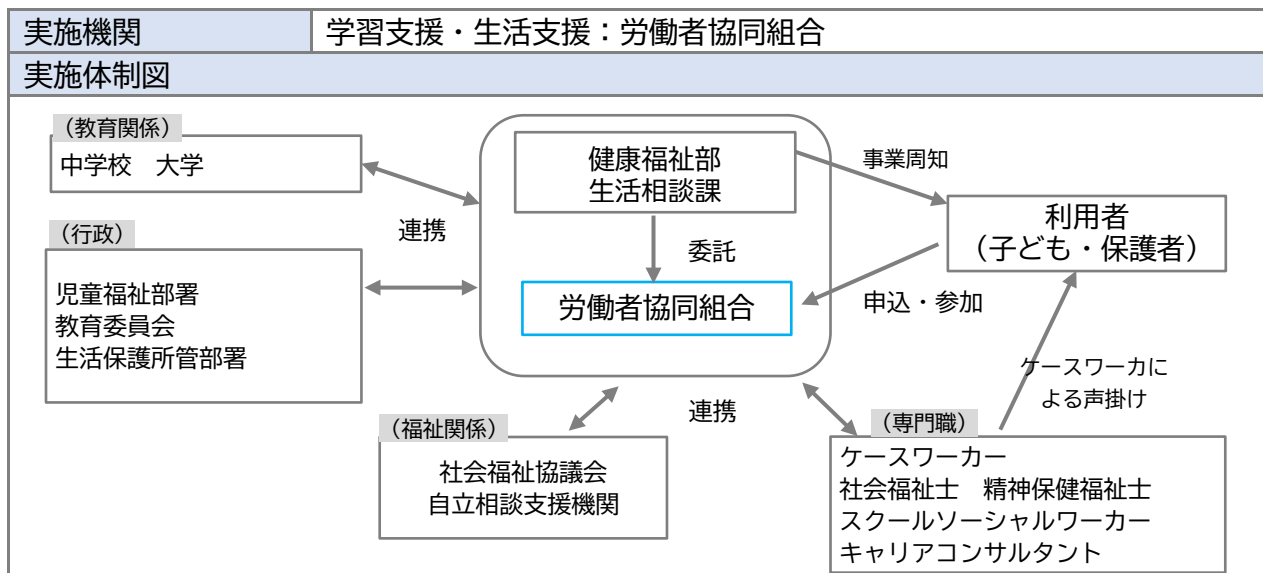
2. 事業の実施背景

習志野市における子どもの学習・生活支援事業（フリー★スタディ習志野）は、ケースワーカーによる高校進学率向上を目的とした、生活保護世帯の中学 3 年生を対象とした活動が前身であり、2009 年から学習支援が開始された。もともと生活保護の相談業務を委託していた労働者協同組合に、子どもの学習支援事業（当時）も委託した。その後の法改正を踏まえ、2019 年から生活支援を実施している。ただ、生活困窮者自立支援制度のなかで生活支援が位置づけられたのが 2019 年であるため、生活支援の開始は 2019 年となっているが、それ以前から学習支援の対象者に対して生活支援は実施していた。

当初は生活保護世帯のこどもの高校進学支援を目的とし、中学 3 年生が対象であったが、2011 年には中学 2 年生、2012 年には中学 1 年生と高校生に対象を拡大した。

3. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

本事業は、学習支援および生活支援を一括して労働者協同組合に委託している。なお、労働者協同組合は習志野市から、自立相談支援機関を含む生活困窮者自立支援制度にもとづく複数事業を受託しており、学習支援と生活支援の一体的な実施が可能となっている。



4. プログラムの内容

(1) 学習支援

●グループを分けたきめ細やかな支援

中学生は、1つの教室のなかで1～3年生を縦割りにした3グループ（1グループ20人程度）で事業を実施している。担当する講師も3つのグループにわけ担当のグループを決め（1グループ5人程度）、グループのなかで4対1程度の割合で学習をサポートしている。生徒と講師を大まかにマッチングすることで、生徒にとっては毎回講師が変わるという緊張感が軽減される。

また、グループのなかで担当の講師が生徒と一緒に計画作成、学習支援、相談、振り返りを実施するため、個々の生徒の状況にあったきめ細やかな支援ができています。

学習内容は生徒が持参する教材を基本とし、講師と相談しながら進めている。

●長期休業期間中は日時を拡大して実施

長期休業期間中は曜日、時間を拡大し、自習時間と特別講習の時間を設けている。学習する教室と居場所として利用する教室の2部屋をわけて用意することで、生徒は自分のペースで学習に取り組むことができる。

(2) 生活支援

●自立相談支援機関と連携した世帯の支援

委託先の労働者協同組合が自立相談支援事業も委託しているため、自立相談支援機関と連携した生活支援が可能となっている。学習支援に参加する生徒から生活に関する悩みを聞き取った場合は保護者に対する支援につなげたり、自立相談支援機関の来所者に子どもがいる場合は、学習・生活支援事業につなげたりすることができる。

●就労準備支援事業等と連携した食事提供や体験活動

委託先が実施する就労準備支援事業と連携し、月2回の軽食提供を実施しているほか、長期休業期間中には昼食を提供している。本事業と就労準備支援事業の実施場所が近いため、食事の運搬も負担なくできている。また、講師の発案による博物館や高校、大学への見学もおこなっている。

実施頻度	中学生：1か所（週2回） 高校生：1か所（週1回）
利用実数 （2024年9月時点）	学習・生活支援：中学生67人、高校生14人

5. 連携先との連携内容・工夫、連携による効果

関係機関との連携体制を構築することで、多角的なアプローチから子どもたちとその家庭を支援することで、より効果的な支援を目指している。また、下記以外にも地元の大学と連携した講師の確保や社会福祉協議会と連携した保護者に対する教育支援資金の説明をおこなっている。

連携先	公立中学校	教育委員会
連携の目的・理由	学習支援・生活支援に通っている生徒に関する情報の共有	準要保護生徒の情報をお願いしている。
連携の内容と効果	学校での様子、学習についてなど支援先と学校とでの違い等を聞き、対象生徒への対応を共通理解するようにしている。	生活保護・準要保護の生徒を対象としている事業のため、効率的に各生徒・保護者に積極的に本事業への参加を働きかけしている。
連携の工夫	年度当初、各中学校に出向き、支援している生徒一人ひとりについて話をしている。また、学校・支援場所で変わったこと、注意したほうが良いことが出てきた場合、学校と学習支援管理者で連絡を取り合っている。	校長会議で直接、事業の説明・参加生徒募集案内をしている。
連携先	自立相談支援機関	ケースワーカー
連携の目的・理由	生活困窮者自立支援事業の一部として、一体実施している。また、保護者等に相談事があった場合、専門相談員が相談を受けることができる。	生活保護世帯児童に対して、学習・生活支援への参加の働きかけをしている。
連携の内容と効果	一体実施しているため、情報連携が早く行われる。また、生徒への軽食の提供等を行っている。	学習・生活支援へ参加している生徒の変化等について、担当ケースワーカーと情報共有し連携を図る。
連携の工夫	各事業の定期的な会議に参加していることにより、他の事業管理者にも情報共有できている。	学習支援管理者より対象生徒に何か変わったこと、困りごとなどが見えた時点で、連絡し、ケースワークに生かしている。

6. 工夫している取組内容とポイント、効果・成果

●学習支援と生活支援の一体的実施

自立相談支援機関等と連携体制が構築されていることや講師と生徒の関係を築きやすい仕組みを導入していることで、学習支援と生活支援を一体的に実施できている。参加生徒の様子を確認しながら、一人一人の生徒に対し、状況に応じた学習または生活支援を行っている。

●保護者への支援

保護者に対しては、自立相談支援機関や社会福祉協議会等と連携して、相談支援や就労支援、情報提供等をおこなっている。4月のオリエンテーションでは、社会福祉協議会の職員による教育支援資金（教育支援費・就学支度費）の貸付について説明の場を設けているほか、11月に行われる中学3年生の三者面談時にも、管理者より教育支援資金、高等学校等就学支援金の説明を実施している。

くわえて、フリー★スタディ習志野通信「紫陽花」を週1～2回程度の頻度で発行し、活動の様子や必要な情報を提供している。

●直営、委託における工夫・ポイント

委託先の選定では、他の生活困窮者自立支援事業と一体実施で行っていることを重視しており、学習支援と生活支援を分けることなく生活困窮者自立支援事業の中で一体実施している。学習と生活支援の一体実施について、どの様に行うことがいいのか、その都度状況を確認しながら工夫して行っている。

●集合、オンラインの使い分け

コロナ禍では、電話相談や教材の郵送なども含めてオンライン対応も実施したが、現在はほぼ集合型に戻っている。特別に配慮が必要で会場に来られない生徒にのみ、オンラインで支援を実施しているが、対面の方が生徒の様子や表情が分かるため集合型を基本としている。

●アセスメント・プランシート

事前に申し込みをし、面談等を経て登録生徒を決定するため、生徒の家族構成・特性等を記載したもの（参加基準書）を作成している。また、4月、夏休み前、9月、1月に生徒が計画表を講師とともに作成し、振り返りを行えるようにしている。

さらに、支援場所に来た際に学習の進捗、苦手なところ等を生徒が記載するファイルがあり、記載内容を講師が確認しているほか、学習に関しては定期テストの結果等を提出してもらい、得手不得手を確認し、今後生徒とどのように学習等を進めていくか話し合っている。

■フリー★スタディ習志野通信「紫陽花」

フリー★スタディ習志野通信
NO. 1
令和6年4月
発行所（〒125-8501）はぎまつたけみ

紫陽花

令和6年度フリー★スタディ習志野
スタートしました

令和6年4月5日（金）午後3時より多くの生徒、保護者の皆さんが参加のもと、令和6年度習志野市子ども会・市民活動協議会「フリー★スタディ習志野」のオリエンテーションを行いました。
市会の方や講師の皆さん、1人1人の参加者の方から、「参加目標を何にする？」の質問を行いました。初めは緊張を覚える人も多かったが、徐々に笑顔がみられるようになっていきました。これから1年間共に活動していく仲間です。これから協力していきませんか？と声をかけました。
各家庭の状況、希望はそれぞれですが、活動に参加したいという声が多く聞かれました。これからフリー★スタディ習志野の活動は、講師・保護者・生徒の協力によって進んでいきます。

見通しをもって学習をしよう

4月5日（金）のオリエンテーションで、一人一人が自分の学習目標を立てました。初めに今年度学習したい目標を立てました。次に、その目標を達成するために、学習・生活・健康・趣味・遊びの5つを記入しました。最後に目標達成のために必要なことを記入しました。
目標や計画を立てると、それだけで安心してしまうことがあります。目標や計画を立てて目標達成のために取り組むのが大切です。

後始末をきちんと！ ゆっくり あせらず

自分の学習目標や計画を立てた後、一人一人が自分の目標や計画を達成するために、後始末をきちんとすることが大切です。ゆっくりと進め、あせらずに目標達成を目指しましょう。

■計画表

フリー★スタディ習志野 計画表

参加者の氏名を記入してください。

目標達成のために、どうしたいのかを考えてみましょう。

学習目標
生活目標
健康目標

目標達成のために、どうしたいのかを考えてみましょう。

学習目標	生活目標	健康目標	達成状況	備考
4月				
5月				
6月				
7月				

●大学生の講師の確保

講師として近隣の大学の学生や事業の卒業生の大学生が参加している。とくに近隣の大学とは、本事業が教員養成課程の実習の場となっているほか、そのつながりを活かして本事業の大学生の講師を確保できている。

●利用者と利用希望者の確保・早期発見

利用者確保や利用希望者の早期発見のために、ケースワーカーや学校との連携を実施している。生活保護担当部署から要保護家庭及び教育担当部署から準要保護家庭の生徒数を提供してもらい、小中学校を通して案内を配布している。また、継続して通えるよう、交通の便を考慮して会場を決定しているほか、子どもと年齢の近い大学生の講師の募集等の工夫もしている。

●個人情報の取り扱いについて

生徒のプライバシー等に配慮し、開催場所を非公開としているほか、開催場所の選定においても生徒たちが目立たないよう配慮している。また、事業の周知の際にも対象者に手紙を渡すかたちで参加を促している。

講師に対しても、個人情報の取り扱いについて研修を行い、生徒及び保護者の個人情報の保護を徹底している。

7. 事業の効果測定

中学生を対象とし、高校進学率(合格率)、学習支援参加率等を、前年度以前を基準に設定している。進学希望の生徒をどれだけ希望の進路につなぐことができるか意識し、学習支援に参加しやすくなるような声掛けなどを積極的に行ってもらえるように、設定している。

また、生徒を対象にアンケートを実施し、満足度を確認しつつ今後の活動に役立てている。

講師に対しても、長期休みや年度末、行事終了後にアンケート調査を実施して、充実した支援活動が行えるようにしている。

8. 今後の課題・展望

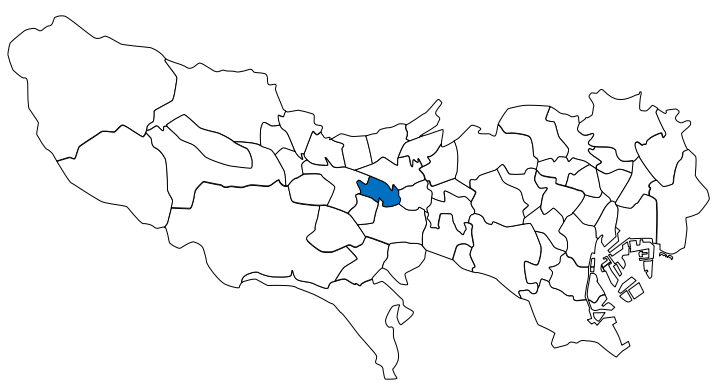
現状は生活相談課が様々な調整をしながら会場を確保しているが、学習場所と居場所を提供する中で、会場（部屋）の確保が課題となっている。学習をベースとしながら、諸事情により学習以外の目的や学習室に入れないといった生徒のニーズにも対応できるスペースが必要である。

No.4 東京都国分寺市

10～20 万人・委託・集合型＋オンライン型

社会福祉協議会（生活支援）と NP0 法人（学習支援）の連携による専門的支援の実施

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	12.9 万人（2025 年 2 月） 11.46 km ² 9.3‰（2022 年度） 
開始時期	学習支援：2015 年度 生活支援：2019 年度
対象世帯	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当受給世帯、市町村民税非課税世帯、ひとり親世帯、障害・不登校・養育困難等の課題を抱えている世帯
対象年齢	小学 3 年生～中学 3 年生まで ※継続支援が必要な場合、高校 3 年生まで
運営形態	委託 市⇒社協（学習支援・生活支援）⇒NP0（学習支援）
実施形態	学習支援：集合型＋オンライン型 生活支援：集合型
事業内容	小・中：個別による学習支援、生活習慣の習得、居場所事業等
実施場所	市内 3 か所（中央・東・西） 公共施設、民間施設
事業予算	約 970 万円（2025 年度）
所管部署	福祉部生活福祉課

2. 事業の実施背景

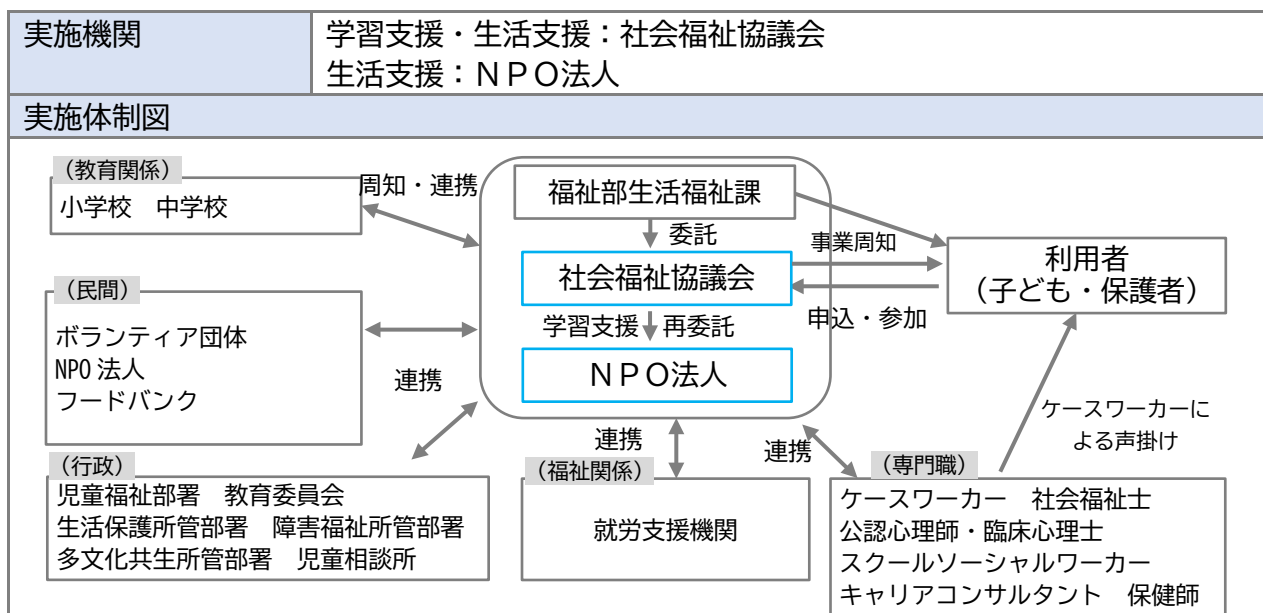
国分寺市で、この事業を取り組み始めた背景として、生活困窮者自立支援法に基づく支援事業の全国モデルとして選定され、また、地域の NP0 法人が独自に生活困窮者への学習支援事業を実施していたことが関係している。

本事業の取り組みは、国分寺市、社会福祉協議会、NP0 法人の三者が連携し、事業開始当初より、子どもの学習支援だけにとどまらず、参加者同士による人間関係の構築によるコミュニケーション力の向上を図るため、イベントの企画運営、地域の行事等参加の実施、社会常識の習得、社会性育成のためのボランティア体験等の支援、将来の進路や日常生活を送る上でのさまざまな悩み等の相談支援を取り入れてきた。

その際、支援対象となる家庭への適切な情報提供や、教育関係との連携における個人情報等の壁といった課題が克服すべき重要なポイントとして捉えていた。

3. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

本事業は、学習支援および生活支援を一括して社会福祉協議会に委託し、そのうち学習支援部分を社会福祉協議会がNPO法人に再委託するスキームとなっている。なお、社会福祉協議会は国分寺市から自立相談支援機関としての委託事業も受託しており、ここが本事業の窓口となっている。



4. プログラムの内容

(1) 学習支援

●個別指導によるオーダーメイド支援

基礎学力の向上を主目的とした個別指導を基本とし、学習塾のような環境で子どもたちに学習機会を提供している。ボランティア講師が生徒一人ひとりの学習状況を把握し、それぞれの苦手科目や得意科目に応じた支援を行っている。また、学校の授業についていけない生徒には基礎学力向上のためのサポートを行っている。

さらに、夏休みや冬休みなどの長期休暇中には特別講習を実施し、学習の遅れを取り戻す機会を設けている。不登校の児童・生徒に対しては、オンライン支援を活用し、自宅でも学習を継続できる環境を整えている。

●適切な進学プランの提供

進路相談では、定時制高校やチャレンジ校の情報提供を行い、各家庭の状況に応じた最適な進学プランを提案している。

(2) 生活支援

●保護者への就労に向けた支援

生活支援では、子どもだけでなく、その保護者も含めた支援を実施している。保護者への就労支援として、ハローワークと連携し、就職相談や職業訓練の機会を提供している。

●様々な社会体験の機会の提供

バーベキューやボウリング大会、就業座談会などの体験活動を通じて、社会性の育成や将来のキャリア形成への意識向上を図っている。

実施頻度	小学3～6年生：3か所（週1～2回） 中学生：1か所週3回
利用実数 （2024年9月時点）	学習支援のみ：中学生4人、高校等3人 学習・生活支援：小学1～3年生1人、小学4～6年生15人、中学生10人

5. 連携先との連携内容・工夫、連携による効果

関係機関との連携体制を構築することで、多角的なアプローチから子どもたちとその家庭を支援することで、より効果的な支援を目指している。また、下記以外にも地元のパン屋と連携した食支援により、食生活の安定を図ることで学習環境の向上に寄与している。

連携先	公立中学校	ボランティア団体
連携の目的・理由	不登校児童の情報や支援方針の共有	発達障害のある子どもや不登校の子どもに対する支援の幅を広げる。
連携の内容と効果	アセスメントや支援方針を共有することができ、支援の方向性を統一することができる。	活動の見学を行い、発達障害のある子どもや不登校の子どもへの支援情報を得ることができる。また、発達障害のある子どもや不登校の子どもへの居場所や学習支援の紹介を行っている。
連携の工夫	世帯状況に変化があった際には、スクールソーシャルワーカーを通じて、学校での様子を確認しながら支援を行っている。	活動内容の見学等を行い、顔の見える関係性づくりを行っている。
連携先	子ども家庭支援センター	ハローワーク立川
連携の目的・理由	世帯についての情報共有や支援方針の確認、役割分担	保護者の就労支援
連携の内容と効果	子どもや世帯についての情報共有を行い、より密に相談支援を行うことができる。	ハローワーク立川の就労支援員と世帯状況について情報共有し、就労支援を行う。
連携の工夫	無料学習塾を利用する際に、必要時には子ども家庭支援センターとの情報共有に了解を得ることにより、円滑に情報共有できる体制を整えている。	事前に世帯の状況や本人の意向を共有し、スムーズな相談につなげている。

6. 工夫している取組内容とポイント、効果・成果

●学習支援と生活支援の一体的実施

学習したい科目や特性に合わせてボランティア講師を選定し、個別支援を実施している。また、プランの更新時などに定期的に世帯状況の聞き取りを行い、世帯全体を対象とした相談支援を行っている。これにより、不登校の子どもが学習塾に通えるようになり、孤立することなく、社会との接点を持てるケースもある。また、DVや虐待、生きづらさ等の兆候を早期にキャッチし、必要な支援につなぐことも可能となっている。

●小学生、中学生への支援

小学生については、遠方への通学が難しいことを考慮し、市内に3か所の拠点を設け、通いやすい環境を整えている。支援内容は、学習習慣の定着を重視し、基礎学力の向上を目的としている。

中学生については、進学を見据えた学習支援に加え、進路相談も実施している。

●保護者への支援

保護者との個別面談を通じて、家庭環境や経済状況を把握し、それに応じた子どもへの支援を実施している。また、ハローワークと連携し、保護者向けの職業訓練や就職相談を実施するとともに、専門の相談員が子育てに関する悩みに対応し、適切な助言を提供している。

さらに、生活困窮者向けの支援制度について分かりやすく情報提供を行い、必要な支援へとつなげている。

●直営、委託における工夫・ポイント

社会福祉協議会が生活支援を担当し、学習支援はNPOに委託することで、それぞれの専門性を生かした支援を実施している。なお、学習支援相談員の配置人数は特に定めていないが、各事業に専任で従事するよう、委託仕様書に明記している。

●集合、オンラインの使い分け

集合型を基本としつつ、集団での学習になじめない子どもや、不登校・ひきこもりの子どもを対象に、オンラインでの個別支援を実施している。

●アセスメント・プランシート

相談員が保護者から相談を受け、家庭訪問や面談を通じて、支援の必要性を評価し、個別の支援計画を策定している（入塾手続き）。具体的には、生活困窮者自立支援制度で定めているインテーク・アセスメントシートを活用し、家族、地域関係、住まい、健康、障害、収入、支出、職業、ジェノグラム、課題のまとめと支援方針等の項目を記載している。また、プランシートについても同制度のプラン兼利用事業等申込書を利用している。「解決したい課題」「長期目標」「短期目標」「実施内容」を記載しており、半年に1回程度の頻度で保護者と面談し、必要に応じて更新している。

■事業利用フロー



●定期的な会議の実施

委託事業者と連携し、課題を共有・解決するため、年に2～3回の会議を実施している。特に、課題解決に向けて予算計上が必要となる場合を考慮し、会議の開催時期を適宜調整している。また、委託先同士で週1回の情報共有会議を実施するとともに、月1回の支援調整会議を開催し、個別支援プランの策定・見直しを行っている。

●個人情報の取り扱いについて

支援対象者のプライバシーを保護しつつ、関係機関との適切な情報共有を心掛けている。例えば、広報やチラシには学習場所の所在地を記載していない。

■事業案内チラシ



7. 事業の効果測定

本事業では、全体的な事業評価は実施していないが、国が定める自立相談支援の評価シートを個々の振り返りとして活用している（定性的評価）。評価項目には、目標の達成状況、生活面・社会面での変化、自立意欲、自己肯定感、社会参加などが含まれる。

また、半年ごとの面談やプランの更新、さらには市・社会福祉協議会・NPO による三者会議を通じて、事業の改善を図っている。

8. 今後の課題・展望

定員やボランティア講師の確保が課題となっており、学習支援の待機者が発生することもある。そのため、受け入れ人数の拡大が課題となっている。また、本当に支援が必要な家庭に情報が適切に届いているか不透明な部分があり、真に支援を必要とする家庭へのアプローチも課題となっている。そのため、学校や地域機関とのさらなる連携を強化していきたい。しかしながら、学校側の理解や協力が十分でないケースもあり、個人情報の壁などにより、学校とのスムーズな連携が難しい状況も見受けられる。

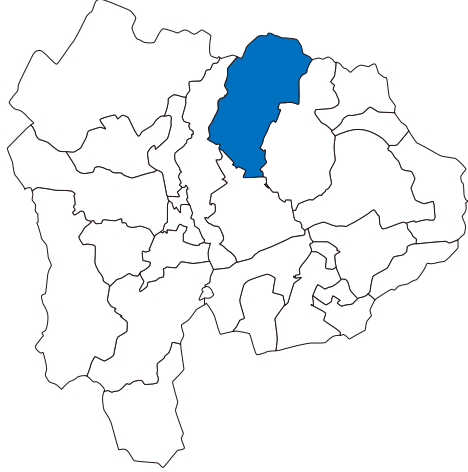
今後は、教育機関との情報共有の方法を整備し、より円滑な連携を模索するとともに、支援の継続と利用者の増加を目指し、事業の拡充を進めていく予定である。

No.5 山梨県山梨市

～ 5 万人・委託・集合型＋訪問型

地域とのつながりを活かした多様な体験活動の展開、ストラクチャー・プロセス・アウトプット・アウトカムの視点からの評価実施

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	3.3 万人（2025 年 3 月） 289.80 km ² 5.3‰（2024 年度）	
開始時期	学習支援：2015 年度 生活支援：2015 年度	
対象世帯	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯、ひとり親世帯、その他市長が認めた者	
対象年齢	小学生、中学生、高校生世代	
運営形態	委託	
実施形態	学習支援：集合型＋訪問型 生活支援：集合型	
事業内容	学習支援（高校中退防止の取組を含む）、生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労（進路選択等）に関する支援、その他子どもの学習・生活支援に必要と認められること	
実施場所	市内 2 か所の公民館等	
事業予算	約 227 万円（2024 年度）	
所管部署	福祉課	

2. 事業の実施背景

2015 年、当時の市の担当者が生活困窮者への支援に関する様々な研修に参加する中で、貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもに対する支援に取り組む必要があるということを強く感じ、「山梨市子どもの学習・生活支援」事業を開始した。当時は山梨県内で子どもの学習・生活支援事業を実施している自治体は無く、県下初の自治体となった。

当時の市の担当者が中学生の学習支援を実施するため、はじめに、生活困窮者への支援に取り組んでいる団体へアプローチを行った。その団体が開催するボランティア活動に参加していた現在の委託団体（NPO 法人）が市の担当者と協議し、事業を実施することとなった。

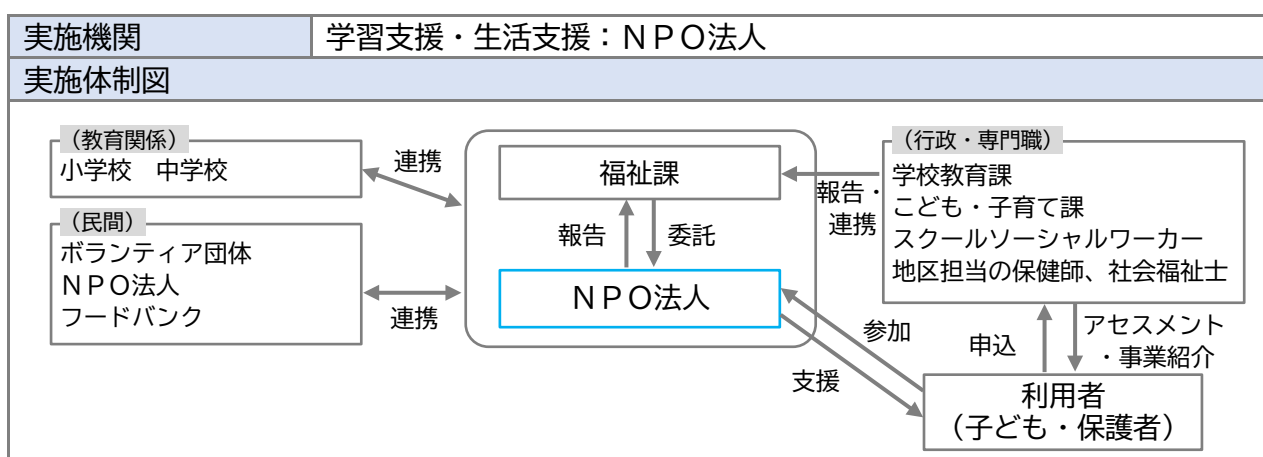
事業開始当初、市の担当者は学習支援について、無料の学習塾とするのではなく、様々な生き方やキャリアがあることを知ってもらう機会とすることが重要であると認識していたため、様々な人材とつながりをもつ NPO 法人に子どもの学習・生活支援事業を委託することとなった。

初年度は「ボランティア派遣事業」という名称で、様々な生き方をしている人材、様々なキャリアのある人材を、子どもの居場所に派遣し、勉強を教えたり話をしたりしていたが、生活困窮者自立支援制度を活用していくという話となり、現在の形となった。

3. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

本事業は、学習支援および生活支援を一括してNPO法人に委託している。NPO法人では、雇用している構成員、ボランティアにより本事業を運営している。ボランティアは、活動に関心をもつ大学生や事業に理解のある地域住民であり、NPO法人が様々な人材とのつながりをもつ強みを活かして人材を集めている。

事業開始のフローとしては、まず地区担当の保健師や社会福祉士が自立相談支援事業のアセスメントを行い、対象者に本事業を紹介している。事業紹介時には、困窮という言葉は出さず、「生活が大変そうなので、保護者の時間を増やすためにも利用するのはどうか」と世帯全体に対する支援の一つとして説明している。



4. プログラムの内容

(1) 学習支援

●安心できる居場所と支援者との関係性の構築

不登校や発達障害等の多様な課題を抱えている子どもが多く、安心できる居場所と支援者との関係性を構築することを重要視している。子どもたちが自由に話をすることや、好きなことができる物的・人的環境を提供することで、徐々にリラックスし、子ども同士の関係も構築されている。その結果、子どもが思いやり、互いに教え合う姿が見られるようになっている。また、学習が遅れている子どもでも恥ずかしがらずに学べる環境となることで、子どもたちが安心できる場所で心を開き、周囲が受け入れることで、本人も自分自身を受け入れ、学習に取り組む姿勢が育まれている。

■学習支援の様子



●学習習慣を身に着けるための支援

夏休みの宿題を面倒に感じてなかなか取り掛かることができない状況において、子どもと支援者が一緒に宿題に取り組み、最終的にはやり切ることができた。この経験が子どもの自信につながり、次回からは自分から学習に取り組む意欲を高めるステップとなっている。

●進路相談

子どもが望む進路を尊重し、それに向けた計画を一緒に立てる支援を行っている。具体的には、子どもの希望を肯定しながら、多様な方法を提案し、進路選択に役立つアドバイスを提供している。

●学校見学

高校や大学の学園祭、オープンスクールに子どもと一緒にやっている。また、最近では通信制高校への進学希望が多く、通信制高校と連携し研修会の開催や見学等を行っている。

●訪問型による学習支援

不登校等の子どもに対し、集合型への参加につなげることを目的として、市の職員やスクールソーシャルワーカー、NPO法人の支援者が継続的に訪問している。具体的には、月に1回程度訪問し宿題のうち子どもが分からないところをフォローしたケースは、通信制高校特進コースへの進学につながった。

(2) 生活支援

●子どもに寄り添う相談支援

支援者が子どもたちに寄り添い、話を聞くことで、安心できる関係性を構築し、活動後の時間や送迎時の短い時間を活用し、子どもたちのつづやきを拾い上げ、家庭での困難や学校での嫌な出来事、楽しみにしていること等、子どもたちの本音を聞いている。具体的には食べたいもののリクエストや保護者が忙しく手伝いたくても手伝えないという悩みを聞き出し、食に関する企画を通じて料理に挑戦することで、保護者に料理を作ってもらった、手伝いの幅が広がったというケースがあった。また、人間関係の悩みに対し、考え方のアドバイスを行うことで、関係改善につながった。

●食企画

学習会に参加する子どもたちの夕食を提供することを目的として、月に1回食企画を行っている。自分が作ったものを誰かに食べてもらえる経験が子どもに与える影響が大きいと実感している。

●運動企画

体育館等を借り、思い切り身体を動かす、発散できる場として、月に1回運動企画を行っている。環境が変わることで、子どもの様子や関わり方が変化している。

■運動企画の様子



●寺子屋の活動、キャンプの開催

寺子屋の活動やキャンプの下見、開催を通じ、どのような体験をしたいかを子ども自身に考えてもらうことで、主体的にアイデアを出し、計画を立てる力を育んだ。また、この経験を通じ、子どもの自信や、チームワーク、問題解決能力の向上にもつながった。

●移動支援

子どもの実施場所への送迎について、保護者が行うことを原則としているが、時間が合わない場合や保護者が送迎できない場合は支援者が自らの自動車を使い送迎している。

●駄菓子屋出展活動

NPO法人の活動の一環として、地域や公民館でのイベントの際に駄菓子屋を出展しており、その企画や運営に子どもたちが主体的に参加している。商品の選定や販売等において、自分の役割を理解し、自分で判断、行動することで、自立性や責任感、想像力、問題解決能力を育むことができている。売上の計算では、数学的なスキルや金銭感覚を実際に活用しながら学ぶ機会となっており、算数の必要性や実用性を深く理解するきっかけとなっている。また、お客さんとのやり取りを通じて、接客スキルやコミュニケーション能力の向上につながっている。活動を通じ地域住民と関わることが、子どもたちの楽しさや、地域住民の事業に対する理解や協力につながっている。

■駄菓子屋出展活動の様子



●弁当の配布（自主事業）

自主事業として、これまで支援してきた家庭に月に1回弁当を配布している。特に、米価が高騰している時期は、家庭から助かったという声も寄せられた。弁当の配布を通じて子どもたちの様子を確認することができた。また、子どもがジャンクフードを多く食べることや野菜を食べない悩みも寄せられる中、弁当の野菜を食べる子どももあり、食生活の改善にもつながっている。

実施頻度	2か所（各週2回）
利用実数 （2024年9月時点）	学習・生活支援：小学1～3年生1人、小学4～6年生4人、中学生4人、高校生2人

5. 連携先との連携内容・工夫、連携による効果

市の担当者、保健師、社会福祉士、学校教育関係者等が参加する毎月の定例会において、子どもたちの様子を報告し、適切な支援方法について検討している。

また、事業利用開始時は、子どもにもともと関わっていたスクールソーシャルワーカーや地区担当の保健師、社会福祉士、市の職員等が定着するまで付き添っている。

6. 工夫している取組内容とポイント、効果・成果

●学習支援と生活支援の一体的実施

学習支援では、勉強が苦手な子どもや発達障害のある子どももあり、本人のやる気を大切にしている。具体的には、漢字を書きなさいと言うのではなく、全部書いてあげて、それをなぞってごらんと言うようにする等、子どもが取り組みるところを一緒にやってあげている。子どもによっては運動企画や食企画の際に端で勉強しているケースもあるが、子どもが勉強しなくなった時を大切にしている。

生活支援では、子どもができそうなことや取り組みやすいことを自分からできるように、支援者が声を掛けながらサポートしている。子どもの気分や様子を注視し、強制することにならないように気を付けている。方法が分からない子どもには、ちょっとしたことで声を掛けたり、一緒にやってあげたりして取り組んでいる。また、食企画、運動企画、キャンプ等は、子どもたちの意見をもとにイベントを開催している。

このような子どもの成長促進や自己肯定感を高める支援が子どもの安心感につながり、少しは自分でも取り組んでみようという発言や行動、仲間への気遣いや思いやりの増加につながっている。

●小学生、中学生への支援

中学生は小学生の面倒をみる、高校生は中学生の面倒をみるというように、子どもたち同士の関係構築を大切にしている。

●保護者への支援

保護者と支援者がLINEを交換し、保護者からの相談に対して個別に相談支援を行っている。

●感染症に留意した事業実施（コロナ禍限定）

コロナ禍において、実施場所として使用していた公民館を借りることができなくなった際に、週に1回Zoomで接続し子どもたちが交流できるようにした。また、週に1回公園に集まり、距離を取りながら遊ぶ機会を設けた。

●利用者台帳を活用した目標管理

毎月、支援者が利用者台帳に、利用状況や課題、目標を記載し、毎月の定例会に提出している。「目標」欄には、それぞれの子どもや保護者に対して、どのような関わりをしていくか、支援者側の方針を記載している。支援者間で、子どもの行動に対して仮説を立てて議論を行い、台帳に整理して毎月の定例会議で報告するプロセスがケース検討となっており、支援者のスキル向上につながっている。

●個別面談の実施

年始に個別面談を行い、子どもの目標設定をしている。具体的には、かわいらしいアンケート調査票を活用し、今年度子どもがやりたいことや頑張りたいことを支援者が子どもに問いかけながら目標を設定している。

年末には個別面談において1年間の振り返りを行っている。具体的には、自分の気持ちを言うことや書くことが苦手な子どもが多いため、会話のキャッチボールや成長したところを褒めながら顧みている。

■利用者台帳

氏 名		年 齢	所属・学年	利用者の状況	
		利用状況		課題	目標
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

●大学生の参画

本事業に対し、積極的に大学生に関わってもらっている。大学生活の具体的な話を聞くことで、子どもたちが進学や将来の目標を描くきっかけとなり、学習や進路のモチベーションが向上するとともに、年齢が近いため安心して気軽に話ができている。また、様々な学問分野や経験をもつ大学生との対話を通じて、自分の意見を伝える力や異なる世代とのコミュニケーション能力の向上につながるとともに、多様な価値観や世界観に触れ、自分の考えを広げるきっかけにもなっている。

●地域との連携

本事業を受託しているNPO法人では、起業支援やソーシャルビジネス支援を行っており、その事業により構築された地域や企業等とのつながりを、本事業に活用している。具体的には、NPO法人が創業支援を行ったパン屋が、NPO法人が困った時に助けてくれるケースがあった。

また、日々の活動や駄菓子屋出展活動等を通じ、事業内容や意義について地域に理解が浸透していることで、スティグマの発生防止に留まらず、場所の貸し出しや活動への参加等、地域住民や周囲の大人の協力が得られている。

7. 事業の効果測定

市では委託先のNPO法人と協議の上、ストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトプット（事業実施量）、アウトカム（結果）の各段階において指標を設定している。指標を設定した理由は、利用者数で事業の必要性を判断されるのではなく、プロセスや成果を他部署にも理解してもらい、予算を確保するためである。2023年度より試行的に指標を設定しており、必要に応じて改善していく予定である。

指標設定、管理を行った効果としては、市としては、事業の進捗を把握しやすくなったこと、事業の中でポイントとなることを説明しやすくなったことが挙げられている。また、NPO法人としては、事業の効果が明確に分かること、中間時点に進捗状況を共有することで下半期の事業改善に活用できることが挙げられる。

他には、子どもの変化に関するエピソードを年に1回報告するとともに、その変化を生み出すために行った支援も一緒に振り返ることで、事業の目的や重要視していることを再認識する機会となっている。

■事業の効果測定に係る市とNPO法人の協議スケジュール

時期	内容
年度当初	設定する指標項目について協議、決定
中間時点（9月、10月頃）	中間時点での達成状況の評価、必要に応じて指標項目の見直し
年度末	最終的な達成状況の評価、NPO法人より市へ事業報告書の提出

■評価指標

評価指標		評価方法
ストラクチャー (構造)	関係機関との協議	実施回数を評価
	実施場所の環境 (参加できた人、参加できなかった人の理由を確認)	見学者のうち参加に結び付いた割合を評価
プロセス (過程)	対象者の状況確認(関係者会議)	実施回数を評価
	周知	周知方法の種類を評価
アウトプット (事業実施量)	水曜クラス	実施回数を評価
	金曜クラス	実施回数を評価
	運動企画	実施回数を評価
	キャンプ企画	実施回数を評価
	open talking bar	出席した団体数を評価
アウトカム (結果)	学習習慣を身につける	該当する子どもの割合を評価 (宿題をする回数が増加した、将来を意識する発言が増加した、等を支援者が把握)
	本音を聞き出し生活の改善につながった	該当する子どもの割合を評価 (家庭で食事の準備の手伝いをするようになったという保護者からの声、毎回の活動の片付けの様子等を支援者が把握)
	進路相談で希望する進路へ進めた	該当する子どもの割合を評価

8. 今後の課題・展望

庁内や教育関係機関、社会福祉六法以外の民間関係機関、庁外の行政機関、福祉関係機関、専門職等との連携体制に課題を抱えている。具体的には、それぞれが担当する業務が多忙であり、定例会に参加できないことがある。

今後は、食企画に保護者も参加してもらい、保護者同士のつながりを深められるようにすることを検討している。また、食企画を通じて、地域の協力者を増やしていく。

また、子どもたちが現場で実際に働く姿を見学し、仕事への理解を深める機会を提供することを目的として、支援者が行っている事業の職業見学を企画しており、事業の成果を評価するため、アウトカムの評価を行う予定である。

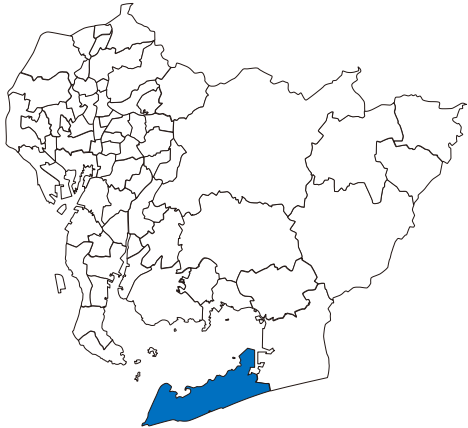
市では重層的支援体制整備事業が開始されたことを受け、さらに地域を巻き込み、地域ぐるみで子どもや保護者を支援する仕組みづくりを進める方針である。また、重層的支援体制整備事業に関する研修会の開催を通じ、支援の質を高めるとともに、関係者との連携を強化していく。

No.6 愛知県田原市

5～10万人・直営・集合型＋訪問型

スクールソーシャルワーカーのコーディネートによる保護者・子どもへの総合的支援の実施

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	5.8万人（2025年3月） 191.11km ² 2.1‰（2024年度）	
開始時期	学習支援：2016年度 生活支援：2016年度	
対象世帯	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当受給世帯、市民税非課税世帯、ひとり親世帯、不登校、虐待、気になる行動のある子どもなど	
対象年齢	小学1年生～中学3年生	
運営形態	直営	
実施形態	学習支援：集合型＋訪問型 生活支援：集合型＋訪問型	
事業内容	スクールソーシャルワーカーによる子ども・保護者へのアプローチ、関係課・関係機関と連携した総合的な支援	
実施場所	利用者の自宅、学校等	
事業予算	約859万円（2024年度）	
所管部署	福祉部地域福祉課・教育委員会学校教育課	

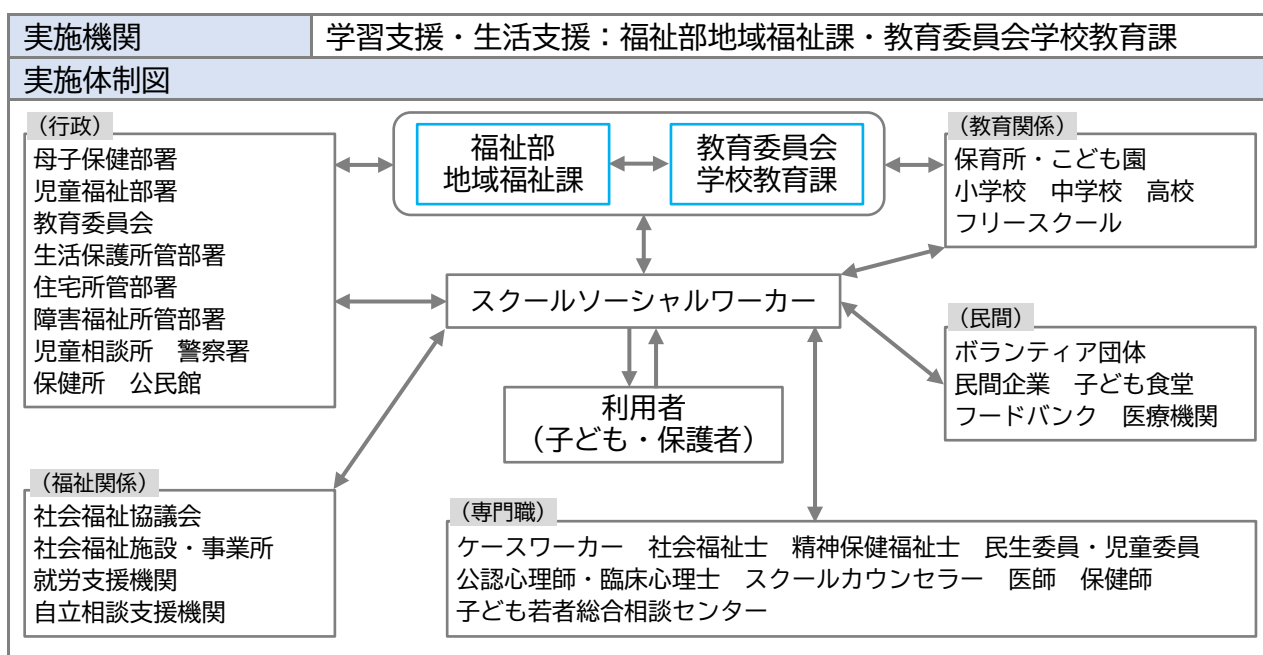
2. 事業の実施背景

田原市における子どもの学習・生活支援事業は、2016年に開始された。

たはら地域未来塾やシニアと子どものふれあい活動、防災学習プログラム推進事業等の様々な事業からなる共育推進事業を実施しており、その中の課題を抱える子どもや保護者への学習支援、生活支援に該当する事業を、子どもの学習・生活支援事業として位置づけている。

3. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

本事業は、福祉部地域福祉課（事業のとりまとめ、報告）・教育委員会学校教育課（事業の主管）が連携して実施している。各中学校に配置しているスクールソーシャルワーカーが利用者にアプローチし、関係課・関係機関と連携して適切な支援につなげている。



4. プログラムの内容

(1) 学習支援

●不登校の児童・生徒へのアプローチ

スクールソーシャルワーカーが主に不登校の児童・生徒の家庭を訪問し、子どもの話を聞いた上で、学校や教育支援ルーム、フリースクールへの登校に向けた支援、外部機関へのつなぎ等を行っている。具体的には、スクールソーシャルワーカーが子どもや保護者と話をしながら信頼関係を構築し、登校の雰囲気づくりや子どもが取り組んだ課題を代理で学校に提出すること、進路相談等を行っている。

●授業の中継

不登校の児童・生徒も授業を受けられるよう、利用者の希望に応じ、オンラインによる授業の中継（体育等の実技科目を除く）を行っている。教室の様子を教諭用のタブレットのカメラで映し、自宅で見ることができるようになっている。オンラインの参加は強制ではなく、いつでも参加できる雰囲気づくりを行っている。また、オンラインで参加する児童・生徒の顔は映らないように設定している。

なお、Wi-Fi 等のオンラインで接続する環境は各家庭で準備、設定を依頼している。

●教育支援ルームにおける学習支援（子どもの学習・生活支援事業の対象外）

市では廃校の教室を活用し教育支援ルームを設置しており、全国的に設置が進んでいる教育支援センター（適応指導教室）として位置づけている。教育支援ルームでは、教育相談員を2名（校長OB）、教育支援ルームの運営員を3名（教員OB。常時2名設置）雇用している。教育相談員は、保護者への相談支援や、各学校の様子を把握すること、教育支援ルームでの子どもの様子を各学校へ伝えること等を行っている。また、会計年度任用職員として子どもの話を聴くメンタルフレンド（カウンセラー）を5名公募しており、常時2名配置する体制としている。

10時から12時まで実施しており、基本的には子どもが自習する形式としているが、その中で子どもが分からないところを教える等の支援を行っている。また、夏休みの最初の1週間、最後の1週間は学期と長期休暇の接続を考慮し実施している。

(2) 生活支援

●子どもの状況の把握

始業式や終業式、体育祭、文化祭等にスクールソーシャルワーカーが参加し、不登校等の児童・生徒の様子の把握や、付き添いを行っている。

●保護者へのアプローチ

子どもの不登校等の背景として、家庭状況に課題があるケースが多いため、家庭状況、経済状況の確認や必要に応じて、関係課、関係機関等へのつなぎ等を行っている。

また、子どもが不登校になると、保護者が自分の育て方が間違っていたのかと自分自身を責めるケースが多くみられるため、保護者の責任ではないことの声かけや、教育支援ルームへの送迎時に保護者の頑張りを認める声かけ等を行っている。

●各校での相談支援

各中学校・小学校の保健室等の相談室において、利用者の相談支援を行っている。

●教育支援ルームにおけるレクリエーション（子どもの学習・生活支援事業の対象外）

教育支援ルームにおいて、定期的にお楽しみ会を開催している。また、近隣にある動物園に出かける、お別れ遠足を行う等の校外学習を実施している。

●地域との交流（子どもの学習・生活支援事業の対象外）

子ども食堂を利用する機会を設けるようにしている。また、地域の高齢者が来校する際に、高齢者と会話をする機会を設けている。

利用実数 (2024年9月時点)	生活支援のみ：小学1～3年生10人、小学4～6年生9人、中学生19人 学習・生活支援：小学1～3年生15人、小学4～6年生18人、中学生41人
---------------------	--

5. 連携先との連携内容・工夫、連携による効果

スクールソーシャルワーカーが各支援のコーディネートを行うことで、子どもと保護者に対し、総合的な支援を実施している。

連携先	社会福祉協議会	障害者総合支援センター
連携の目的・理由	制度の狭間の課題を抱える家庭に対し、社会福祉協議会とスクールソーシャルワーカーが連携して支援を行っている。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーが社会福祉協議会の食料支援、貸付支援につなげている。	保護者が手帳を取得している（または未取得であるが疑われる）場合、障害者総合支援センターとスクールソーシャルワーカーが連携して保護者への支援を行っている。また、児童発達支援センターを利用している子どもが将来的につながる場所であるため、情報共有等を行っている。
連携先	メンタルクリニック	民間企業
連携の目的・理由	医療機関への受診が必要であると判断される場合、スクールソーシャルワーカーがつかないでいる。医師からのフィードバックを支援に活用している。	子どもの高校入学後のアルバイト先の紹介をスクールソーシャルワーカーと社会福祉協議会が連携して行っている。家庭の経済状況の改善につながっている。

●情報共有シート

スクールソーシャルワーカーが下記の情報共有シートを作成し、ケース会議での支援内容の検討や関係者との情報共有に活用している。具体的には、担任の教諭の名前、居住地区、部活動、相談内容、子どもや家庭の状況、学校や地域との関係、エコマップ等を記録している。

●支援シート（プランシート）

スクールソーシャルワーカーが子どもや保護者との面談、家庭訪問等を通じ、下記の支援シートを作成している。具体的には、見立て、長期目標・短期目標、支援の手立て等を記録し、ケース会議に提出する等、支援方針の検討に活用している。

■情報共有シート

[illegible]

■支援シート

支援シート		作成日: 実施日:
支援目的		
【1】	支援方法 具体的手立て	面談・家庭訪問・その他()
【2】		
支援結果	S(主観的情報)・O(客観的情報)	
支援評価		
次の取り組み		
支援シート		作成日: 実施日:
支援目的		
【3】	支援方法 具体的手立て	面談・家庭訪問・その他()
【4】		
支援結果	S(主観的情報)・O(客観的情報)	
支援評価		
次の取り組み		

●スクールソーシャルワーカーの設置

市内には公立中学校が４校立地しており、社会福祉士の資格を所持しているスクールソーシャルワーカー（２名）が中学校を２校ずつ担当しているほか、市内の小学校を定期的に巡回している。事案が発生した場合や学校から相談があった場合、要保護児童対策地域協議会から連絡があった場合は、スクールソーシャルワーカーが随時対応している。

●学校でのケース会議の実施

各学校において、管理職や生徒指導担当の教諭、担任の教諭、スクールソーシャルワーカー、健康面で心配な面があれば養護教諭等の関係者を集めてケース会議を行い、どのような支援をしていくか協議を行っている。

●庁内関係課でのケース会議の実施

庁内関係課においてケース会議を開催し、どの課がどのような支援を行うか、対応を協議している。困難ケースは2か月に1回ケース会議を開催し、進捗状況や次のアクションを確認しながら支援を進めている。

●高校との情報共有

中学校卒業後も子どもの様子を把握し、適切に支援を行うことができるよう、中学校と高校で情報交換を行うようにしている。また、教育相談員が中学校や高校と連携し、中学校卒業後も継続して子どもの支援ができるようにしている。

●相談しやすい雰囲気づくり、スティグマが生じにくい周知・体制づくり

スクールソーシャルワーカーについて、子どもに対しては、何でも話を聴いてくれる人であると担任の教諭より紹介してもらっており、気軽に相談できる雰囲気づくりを行っている一方、スクールソーシャルワーカーが対応にあたる際は、その内容が他の子どもに分からないように留意している。保護者に対しては、担任の教諭に相談があった場合にスクールソーシャルワーカーにつながるようにしているが、つないだ後も担任の教諭とスクールソーシャルワーカーが一緒に対応するようにしている。

また、深刻な話題の場合は保護者とのみ、登校に関する話題の場合は子どもと保護者、担任の教諭と話をする等、配慮をしている。

7. 事業の効果測定

本事業では、全体的な事業評価は実施していないが、各事案の支援結果についてはケース会議において評価を行っている。

8. 今後の課題・展望

スクールソーシャルワーカーの負担が大きいことが課題となっており、増員を検討している。

今後は、午前中空いている市内の各児童クラブを活用し、教育支援ルームの分室の設置や担い手の増員を検討している。また、スクールソーシャルワーカーがつなぐ支援先を増やすことを検討している。

No.7 京都府長岡京市

5～10万人・委託・集合型

関係課、関係機関、教育コーディネーター、大学等の顔の見える関係性に基づく支援の実施

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	8.2万人（2025年3月） 19.17km ² 9.9‰（2025年3月）	
開始時期	学習支援：2014年度 生活支援：2014年度	
対象世帯	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当受給世帯、市民税非課税世帯、ひとり親世帯、社会との繋がりの窮状などがある子どもや世帯	
対象年齢	おおむね20歳まで	
運営形態	委託	
実施形態	学習支援：集合型 生活支援：集合型	
事業内容	児童・生徒個々の状況に応じた学習支援の実施、子どもの居場所づくり	
実施場所	公共施設（教育・福祉連携拠点「らしく」）	
事業予算	約173万円（2024年度）	
所管部署	健康福祉部地域福祉連携室	

2. 事業の実施背景

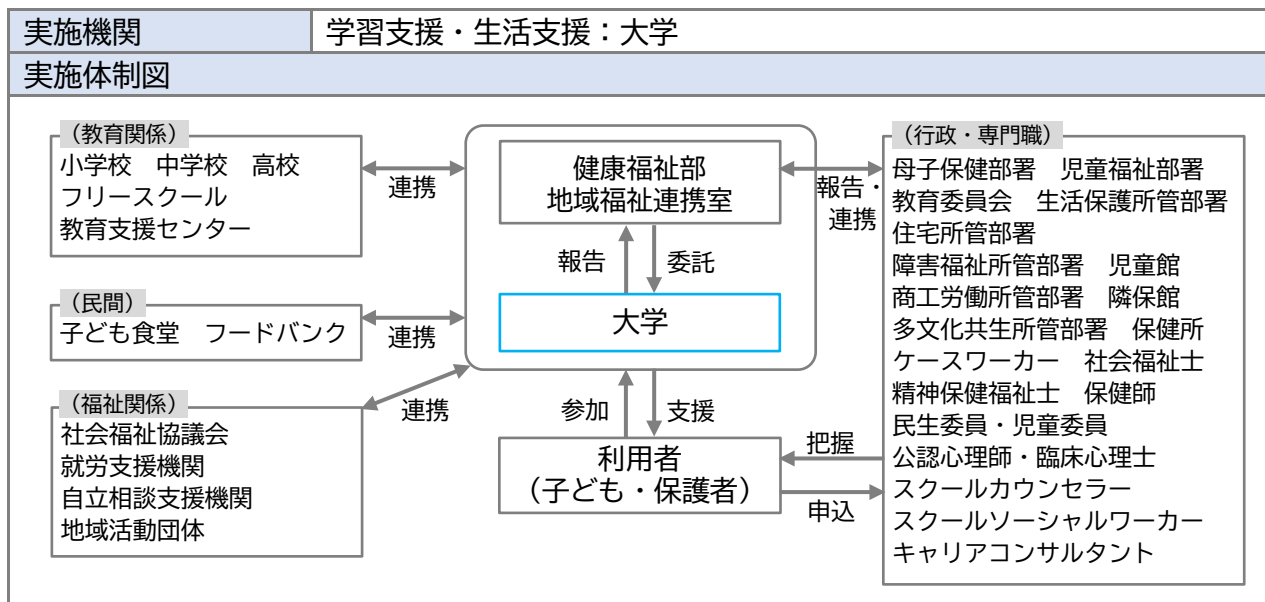
長岡京市における子どもの学習・生活支援事業（長岡京市生活困窮世帯学習支援事業）は、2014年に開始された。

前年の2013年に生活保護世帯の子どもに対する学習支援を試行的に実施したことがきっかけである。市の広報紙上での講師の有償ボランティアを募集し、市内の飲食店のスペースを借りて学校の宿題のサポート等を行った。保護者から好評だったが、ケースワーカーによる学習指導の難しさが課題であり、2014年度は体制づくりを検討する必要があるということになった。民間の学習塾に委託することも検討したが、事業の性質上、学習に特化するのではなく、福祉的な視点が必要であるという結論に至った。その際に、市と京都府内の大学が包括協定を締結していたことから、教育、福祉いずれの知見ももつ大学に委託することとなった。

2023年度までは生涯学習センターの場所を借りていたが、2024年度より教育・福祉連携拠点「らしく」が開設されたことで、2024年度より移転して実施することとなった。

3. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

本事業は、学習支援および生活支援を一括して大学に委託している。子どもと接する支援スタッフ（有償ボランティア）は、教員を目指す大学生が中心となっており、支援スタッフを確保しやすいことも大学に委託するメリットの一つとなっている。



4. プログラムの内容

(1) 学習支援

●子ども一人ひとりの意思を尊重した学習支援

毎回、最初に子どもと今日は何をしたいかという話をして、子どもの意思を尊重した過ごし方をしてもらっている。なお、実施場所について、学習を行うスペース、自由に過ごすことができる居場所の2つに分けることで、集中して学習に取り組むことができる環境となっている。

●感染症対策を講じた事業の実施（コロナ禍において実施）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面中学3年生以外への支援を中止し、また、支援スタッフの人数を減らし対応した。パーティーションで囲う等の工夫を行った後は、感染対策を徹底した上で希望者に対して学習支援を実施した。

(2) 生活支援

●調理実習の実施

年に1、2回程度調理実習を実施し、食育・食生活の改善につなげている。フードバンクに対し、社会福祉協議会を通じて事業の趣旨を伝え、定期的・継続的な食料支援を依頼しており、調理実習で使用する食材を提供してもらうことが多くなっている。

子どもたちが異なる年齢の人と一緒に食事をつくって食べるという貴重な経験になっているとともに、支援スタッフがフードバンクについて学ぶ機会ともなっている。

●課外活動の実施

外に出かけて筆づくりやスケートの体験、動物園・博物館見学、写生大会、カレーの調理を行

う等、子どもの希望に応じ、不定期で課外活動を実施している。

実施頻度	1 か所（週1回）
利用実数 （2024年9月時点）	学習・生活支援：小学1～3年生1人、小学4～6年生5人、中学生6人、 高校等2人

5. 連携先との連携内容・工夫、連携による効果

市では重層的支援体制整備事業を実施しており、関係課、関係機関等が連携する体制を構築している。その中で、多機関協働事業を担う専門職として、社会福祉士、保健師、教育コーディネーターを配置している。

教員OBである教育コーディネーターが教育分野と福祉分野の橋渡しをしており、本事業の学校への理解促進や教育現場で把握した事案のつなぎ等を行っている。

連携先	教育コーディネーター	生活支援課
連携の目的・理由	市内小中学校との連携による、支援を必要とする子どもへの情報提供および支援の充実	要保護世帯における学習の機会の確保に課題のある子どもへの支援
連携の内容と効果	地域福祉連携室に配置した教員OBを中心に各校長へ事業趣旨の説明と協力依頼を実施。顔の見える関係性があるため、情報共有、連携が非常に行いやすくなった。	事業周知および世帯への助言を依頼。支援を必要とする子どもへの情報が行き届く状態をつくっている。
連携の工夫	学習面だけでなく、世帯の孤立や課題の解消をすすめていきたい趣旨を重層的支援体制の趣旨と合わせて丁寧に説明している。	調理実習企画などに生活困窮担当部署とともに職員が参画するなどして、委託事業者や参加している子どもたちと顔の見える関係をつくっている。

6. 工夫している取組内容とポイント、効果・成果

●受験対策の実施

中学3年生・高校3年生に対し、志望校の過去問や問題集を解く等の受験対策を行っている。

●大学生による支援

大学生の支援スタッフが中心となって学習面の指導や私生活の悩みを聞く等の支援を行っている。支援スタッフの人数は子どもの人数以上になることも多く、子どもが多くの支援スタッフと関わるができるようになっている。

また、年齢が近く、興味関心や話題も共通していることもあり、子どもが話しやすい、共感してもらえると感じる等、大学生の支援スタッフとの関係づくりができています。

●長期的な視点による学習支援

子どもに対して短期的な成果を求めるのではなく、中長期的に子どもと関わり続けることで、その関係性の中で信頼関係を構築し、子どもが成長し、やがて支援する側にもなるという地域内での持続可能な活動、関係性をつくることを意識して事業を実施している。実際に、利用していた子どもが専門学校や大学に進学し、支援スタッフとなる例があり、知見をもつ支援スタッフの確保や貧困の連鎖の防止等につながる事が期待される。

また、支援スタッフ等とも、子どもが出席すること自体を最大限評価し、実施場所が子どもにとって家でも学校でもなく、自分が行きたいと思える居場所となっているという話をするようにしている。

●社会とのつながりの窮状がある家庭等への支援

経済的な状況に関わらず、社会とのつながりの窮状がある家庭も本事業の対象としている。具体的には、教育委員会から問い合わせがあり、帰国子女で日本語での学習に困難を抱える子どもが支援を受けたケースがある。支援の結果、コミュニケーションの課題が解消され、学力も定着する中で、高校進学にもつながった。

また、年齢制限について、留年した人や高校を中退した人も事業の対象となるよう、「おおむね 20 歳まで」と設定している。

●市と大学の情報共有

市の担当者が都度支援場所に赴き、事業や子どもの様子の把握、大学の運営責任者との情報共有を行っている。

●アセスメント・プランシート

生活困窮者自立支援制度で定めているインテーク・アセスメントシートを活用している。子どもが本事業を利用することで、達成してほしい長期的な目標、短期的な目標を保護者から聞き、世帯のアセスメントを行い、プランを作成した上で、大学の運営責任者が保護者等と面談するという流れとなっている。

●事業終了後の支援スタッフの振り返り

事業終了後において、子どもとどのような話や活動をしたか、支援スタッフが所定のシートに記入し、支援スタッフ間で振り返りを行うことで、留意すべき内容の共有や支援方針の検討、各スタッフのスキル向上につなげている。また、必要に応じて市に内容を報告している。

●支援調整会議の実施

毎月開催している支援調整会議において、利用者のインテーク・アセスメントシートを提出し、利用者の状況の確認や支援内容の検討等を行っている。

7. 事業の効果測定

本事業の効果測定として、登録者数および出席率、継続の有無、特に世帯に課題があるケースなどのフォローアップや連携状況、自立支援機関との連携が適切にできているか等を把握しており、事業の改善に活用している。

8. 今後の課題・展望

利用者数が減少しており、事業の周知や支援が必要であると思われる家庭へのアプローチが課題となっている。要因の一つとして、保護者と子どもの意向が異なるケースもみられるため、接点を持続していく必要があると考えている。

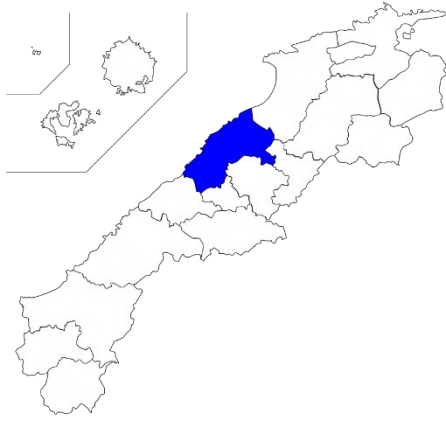
今後は、現在の拠点で事業を継続しながら、支援が必要であると思われる子どもの利用を増やすことを目指していく。また、地域のボランティアや他大学の学生の確保を進め、支援スタッフの確保を図る予定である。

No.8 島根県大田市

～5万人・直営＋委託・集合型＋訪問型

学校や地域団体と連携した6種の支援の実施

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	3.1万人（2025年3月） 435.34km ² 8.3‰（2025年2月）	
開始時期	学習支援：2021年度 生活支援：2021年度	
対象世帯	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、ひとり親世帯	
対象年齢	小学生、中学生、高校生等	
運営形態	直営・委託	
実施形態	学習支援：集合型＋訪問型 生活支援：集合型＋訪問型	
事業内容	集団による学習支援、体験・交流活動の支援、団体への学習支援者の派遣、訪問型の学習支援や生活習慣・育成環境の改善支援、子どもの居場所づくり	
実施場所	小学校、まちづくりセンター、子ども食堂等の団体の活動場所、利用者の自宅	
事業予算	約389万円（2024年度）	
所管部署	健康福祉部地域福祉課	

2. 事業の実施背景

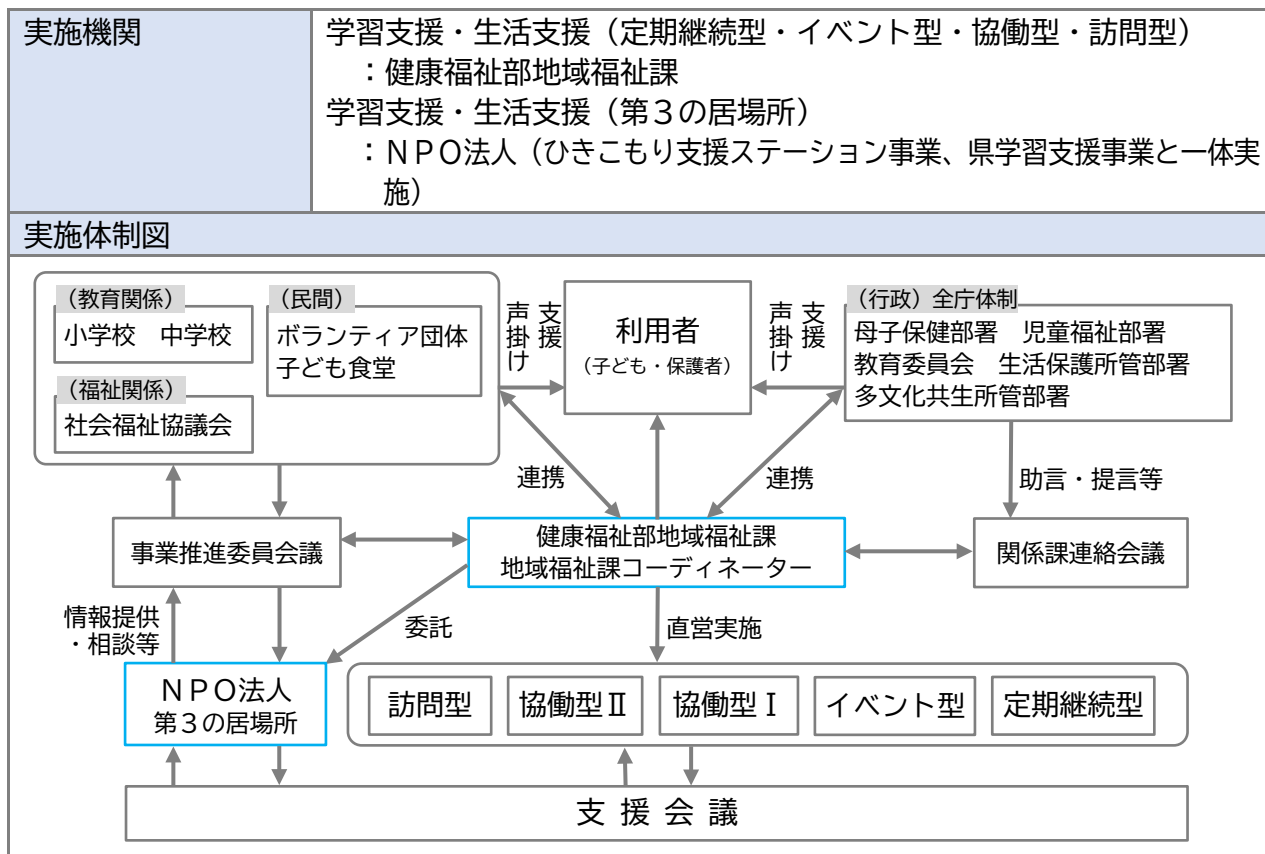
大田市における子どもの学習・生活支援事業（子どもと大人の交流の場づくり事業）は、2021年に開始された。

本事業が開始された背景として、島根県が実施した子どもの生活実態調査において、家庭の困窮度により子どもの学びや生活、体験、持ち物、成長の程度に差があるという結果が出たことで、家庭への経済的支援に加え、子どもへの直接的な支援を行う必要性を感じたということがある。

国の子どもの学習・生活支援事業では取り組むことができない支援を行うため、ひきこもり支援ステーション事業や島根県独自の学習支援事業の補助も活用している。また、外国にルーツのある子どもや不登校傾向のある子ども等、課題を抱える子どもを支援するボランティア団体等が地域にあったため、団体と連携し事業を実施することとなった。

3. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

本事業は、対象や内容が異なる6種の支援に分類される。地域福祉コーディネーターが中心となり関係課、関係機関との連携体制を構築しており、事業推進委員会・関係課連絡会議により事業の運営や改善、個別の支援会議により利用者のアセスメントや支援内容の検討等を行っている。



4. プログラムの内容

（1）定期継続型

●就学援助世帯等といった対象を限定しない学習支援

小学生を対象に、定期的・継続的に学習支援を行う場を設けている。子どもの安全面や利便性を考慮し、放課後の学校の教室で実施している。就学援助世帯の割合の高い学校を中心に実施しているが、スティグマの防止の観点から、就学援助世帯等といった対象を限定せずに学習支援を実施している。子どもが自習を行い、その中で分からないことがあれば支援員が教えるという形式となっている。

就学援助世帯等の課題を抱える子どもを支援員は把握しているが、他の子どもには分からないように対応している。また、子どもの様子によっては、学校の教員に報告するケースもある。

（2）イベント型

●就学援助世帯等といった対象を限定しない学習・体験活動の提供

主に長期休業中に児童クラブが開設されていない地域の小学生を対象に、学習や体験活動等を支援する場を設けている。まちづくりセンターと地域福祉コーディネーターで活動内容を検討し、当日は地域福祉コーディネーターも一緒に活動に参加する。

(3) 協働型Ⅰ

●子ども食堂への学習支援者の派遣

夏季休業中に、子ども食堂を運営している団体に学習支援者等を派遣している。

(4) 協働型Ⅱ

●困難を抱える子どもを支援する団体への学習支援者の派遣

様々な困難のある子どもに支援を行っているボランティア団体へ学習支援者等を派遣している。外国にルーツのあるひとり親世帯の子ども等に対して、マンツーマンに近い形式で学習支援を行っている。

また、必要に応じて、保護者の相談支援を実施している。

(5) 訪問型

●地域福祉コーディネーターによる訪問型の学習・生活支援の実施

生活・学習上に著しい困難があり個別の支援が必要な子どもに対して、地域福祉コーディネーター等による訪問型の学習支援と生活習慣や育成環境の改善支援を行うとともに、世帯全体の実態に応じて包括的な支援体制を構築している。

利用者の自宅や近隣の公共施設で支援を実施している。

(6) 第3の居場所

●NPO法人が運営する居場所における学習・生活支援

教科・食の学習等の支援を通して子どもの居場所づくりを行うNPO法人等民間団体に運営を委託している。生活困窮世帯やひとり親世帯の子ども等に対して、市内の公共施設において、週1回、3時間居場所を開設しており、教科学習（日頃の宿題、復習）、食の学習（調理活動、食と健康に関する指導）、相談活動（利用者・保護者との面談、必要に応じた関係機関等へのつなぎ）を実施している。食の学習では、食事の提供だけでなく、栄養バランスの改善や家庭でも自分で簡単な調理ができる生活力を身に着けることも目的としている。他に、農業体験やクリスマスカードの作成、餅つき等の交流などの体験活動も実施している。人員の配置については、最低4名のスタッフを配置することを定めている。

対象となる子どもについては、支援の必要性、緊急性の高い子どもに市よりアプローチし、利用につなげている。また、ひきこもり傾向のある子どもへは、訪問支援を実施し居場所への利用につなげる取組を行っている。

子ども一人ひとりの状況に応じて、支援者間で支援目標を設定、共有しながら支援を行っている。具体的には、目的意識を明確にした活動等を通して自己有用感を高める、自分の考えや気持ちを語ることができる場を設け、他者に自分を理解してもらい受け止めてもらう体験を積み上げていく、居場所の中で少しでも学習に向かうことができようにする、等の目標を設定している。

原則、送迎は保護者としているが、必要に応じて送迎を行っている。

なお、第3の居場所は、ひきこもり支援ステーション事業、県の学習支援事業と一体的に実施している。

■NPO法人が運営する居場所の様子



	定期継続型	イベント型	協働型Ⅰ
対象	小学生	小学生	子ども食堂を利用している小学生、中学生、高校生等
運営形態	直営	直営	直営
実施形態	集合型	集合型	集合型
事業内容	集団による学習支援	学習、体験・交流活動の支援	子ども食堂への学習支援者の派遣
実施場所	小学校（6校）、児童クラブ	まちづくりセンター（市内3か所）	子ども食堂
実施頻度（2023年度）	計177回（各24～27回）	計9回（各3回）	0回 ※弁当配布方式のため
利用実数（2024年3月時点）	小学1～3年生52人、小学4～6年生62人	小学1～3年生28人、小学4～6年生11人	0人
	協働型Ⅱ	訪問型	第3の居場所
対象	様々な困難のある小学生、中学生、高校生等	様々な困難のある小学生、中学生、高校生等	様々な困難のある小学生、中学生、高校生等
運営形態	直営	直営	委託
実施形態	集合型	訪問型	集合型
事業内容	各団体への学習支援者の派遣	訪問型の学習支援や生活習慣・育成環境の改善支援	子どもの居場所づくり
実施場所	団体の活動場所、居場所	利用者の自宅	公共施設
実施頻度	計88回（外国にルーツのある子ども対象53回、居場所利用の高校生等対象35回）	47回	40回開設
利用実数（2024年3月時点）	小学1～3年生0人、小学4～6年生3人、中学生4人、高校生等3人	小学1～3年生0人、小学4～6年生0人、中学生1人、高校生等0人	小学1～3年生1人、小学4～6年生2人、中学生2人、高校生等3人

5. 連携先との連携内容・工夫、連携による効果

地域福祉コーディネーターを配置し、関係課や関係機関、NPO法人等が参加する会議体により利用者の情報共有や課題解決のための支援内容の検討等を行っている。

また、市ではスクールソーシャルワーカーが3名配置されており、本事業へのつながりを行うこともある。

6. 工夫している取組内容とポイント、効果・成果

●直営、委託における工夫・ポイント

直営のメリットとして、対象となるケースに働きかけ、継続的に支援できることが挙げられる。また、委託のメリットとして、夜間等の直営で事業実施が困難な場合においても対応できるということが挙げられる。これらのメリットを踏まえ、第3の居場所のみ委託し、その他5種の支援は直営で実施している。

●集合型、訪問型の使い分け

集合型を基本としつつ、集合型での支援が困難である場合は訪問型による支援を行っている。

7. 事業の効果測定

本事業では、全体的な事業評価は実施していないが、定期継続型、イベント型においてアンケート調査を実施している。具体的には、今年度の交流の場は参加した子どもにとって有意義だったと思うか、今年度の事業の成果は何か、課題は何か、等の調査項目となっている。

また、毎年度の事務事業評価において事業を振り返り、課題や利用者のニーズを踏まえ次年度の事業内容を検討することで、事業の改善を図っている。

8. 今後の課題・展望

スティグマに配慮した広報の仕方、支援者等の人材の確保、個別の支援体制づくり、地域社会への発信等、多くの課題がある。

また、地域が広範囲にわたり、保護者による送迎の負担が大きいため、市内に複数の拠点をつくり居場所づくり事業を行うことが理想である。市内には、共生型、交流型の居場所は多いが、支援型の居場所や生活困窮世帯の子どもに特化した居場所は少ない。

今後どのような目的や機能のある居場所を、どこにどの程度つくるのかデザインしていく必要がある。

No.9 徳島県鳴門市

5～10万人・委託・集合型+訪問型

労働団体の強みを活かした保護者・子どもへの支援の実施

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	5.3万人（2025年3月） 135.66km ² 14.0‰（2025年3月） 
開始時期	学習支援：2016年度 生活支援：2023年度
対象世帯	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当受給世帯、児童養護施設入所者、ひとり親非課税世帯、自立相談支援機関で相談支援を受けている世帯
対象年齢	小学5・6年生、中学生
運営形態	委託
実施形態	学習支援：集合型+訪問型 生活支援：集合型
事業内容	学習習慣の確立、基礎的な学力の向上に向けた支援
実施場所	市内5か所の公民館等
事業予算	約771万円（2024年度）
所管部署	健康福祉部社会福祉課

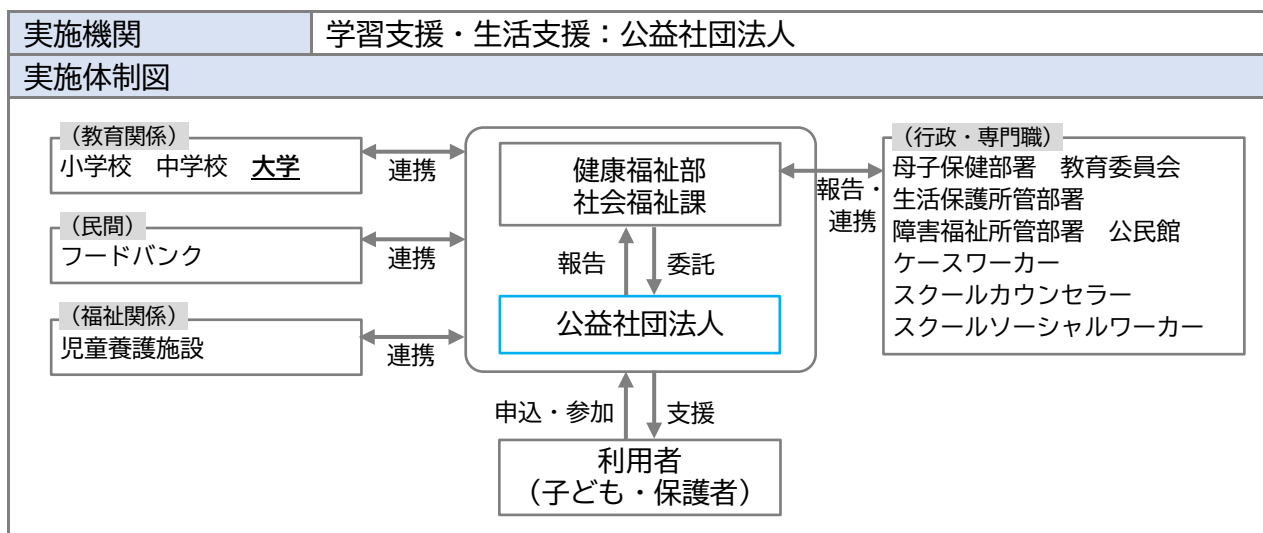
2. 事業の実施背景

鳴門市における子どもの学習・生活支援事業（鳴門市よりそい学習支援事業「学びサポート塾なると」）は、2016年に学習支援が開始され、その後2023年に生活支援が加わった。当初は中学生のみを対象としていたが、コロナ禍で利用人数が増加しなかったこともあり、2023年より小学5・6年生も対象に加えるとともに、補食や食事交流会等の生活支援を開始した。

この事業が始まった背景には、2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、2014年には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されたことがある。鳴門市においても、子どもが貧困を理由として十分な教育を受けられない、進学や就職で不利な状況になって将来に対する夢や希望を失っていくことがないよう、困窮家庭の子どもに対して学習支援事業を開始した。当初、徳島県内の公益社団法人（労働団体）に自立相談支援事業を委託していたことから、学習支援事業も同法人に委託し、現在も自立相談支援事業と連携した学習・生活支援事業が行われている。事業開始時は、子どもが公共交通機関を利用して通いやすい実施場所の確保に苦労した。市と公益社団法人で、公民館の担当部署や教育委員会に事業の目的を説明し、県の施設、公民館を確保した。

3. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

本事業は、学習支援および生活支援を一括して公益社団法人（労働団体）に委託している。なお、同法人では、自立相談支援事業や就労準備支援事業、地域若者サポートステーション、在住外国人就労支援等を実施しており、保護者の就労支援は法人内で連携して実施できる体制となっている。



4. プログラムの内容

(1) 学習支援

●集合型の学習支援

市内のいずれの場所からも公共交通機関で通いやすい5か所の公共施設において、週に1回集合型の学習支援を行っている。子どもたちの学習状況に応じたテキストを準備する、長期休暇中も開催する等、利用者のニーズに応じて学習支援を行っている。

各会場において、責任者1名、学習支援専門員1名、指導員数名（おおよそ利用者2名に対し指導員が1名の割合）を配置することを定めている。

●必要に応じた訪問型の学習支援

不登校の子ども等、実施場所に通うことができない子どもを対象に、週に1回指導員1名、担当者1名が子どもの自宅に訪問し、学習支援を行っている。訪問時は必ず保護者の在宅時とし、保護者と話をすることもある。

●面接指導の実施

中学3年生を対象に面接指導を実施している。具体的には、面接指導の講師が面接を受ける上での第一印象の重要性や入室・退室の方法、話し方等を実践形式で行っている。

(2) 生活支援

●フードバンク等との連携による食支援

公益社団法人とフードバンクとの連携を活かし、休憩時間に子どもにおやつを配布する等、食支援を実施している。また、市内のパン屋と連携し、パンを配布することもある。

●食事交流会の実施

年に1回、調理から食事、後片付けまで子どもと指導員が一緒に行う食事交流会を開催している。参加者全員でつくった軽食を食べながら交流する等、共食に取り組んでいる。

●キャリア支援の実施

中学3年生を対象にキャリア支援を実施している。具体的には、職業カードを通じ、興味のある職業について理解を深め、自分の長所・短所を知ることの重要性を理解するとともに、興味のある職業について話し合い、目指している職業に就くためにどのような経験や勉強、資格が必要か調べるといことを行っている。最後に、なりたい職業や夢に少しでも近づくために何をすればよいか、子どもに考えてもらい、翌日から実践できる具体的な目標を子ども自身で設定してもらうようにしている。

実施頻度	5か所（平日各曜日に週1回）
利用実数 （2024年9月時点）	学習・生活支援：小学4～6年生7人、中学生14人

■実施場所の様子



5. 連携先との連携内容・工夫、連携による効果

生活保護所管部署や障害福祉所管部署、教育委員会、母子保健部署等と連携し、対象者に対し案内パンフレットの配布や事業の案内等を行っている。

小学校、中学校に対しては、校長会において事業を紹介している。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにも事業を周知しており、支援が必要と思われる家庭に対し、個別にアプローチするケースもみられる。

6. 工夫している取組内容とポイント、効果・成果

●小学生への支援

実施時間は2時間としているが、帰りたい場合は1時間で帰ってもよいとしている。また、小学生向けのアプリを入れたタブレット端末を設置し、宿題が早く終わった子どもが使用できるようにしている。

実施場所に来られなくなった子どもへのアプローチを目的として、お便りを四半期ごとに定期的に配布しているが、お便りに簡単なクイズを掲載する等、小学生でも楽しめる内容にしている。

●中学生への支援

子どもの希望や学習状況に応じて、受験や英語検定、数学検定、漢字検定等の対策を行っている。

■小学生・中学生が使用する教材



●子どもが通いやすい環境づくり

実施場所ごとで利用者数や雰囲気異なるため、子どもの通いやすさや保護者の送迎の意向を踏まえ、自宅の最寄りでない実施場所に通うことや、他の場所に変更することを可としている。また、自閉症の傾向のある人が落ち着くことができる空間づくりに取り組んでいる。

学習する場所と、居場所として子どもが自由に過ごす場所を分けるなど、集中して学習に取り組むことができる環境づくりを行っている。

●支援の記録

毎回同じ指導員が担当するわけではないため、学習した内容や効果的なアプローチ等を毎回記録することで、指導員が変わっても適切な支援ができるようにしている。また、子どもとの会話の中で気になることがあれば記録し、必要に応じて関係者に連絡している。

●大学生指導員の確保

委託先の公益社団法人が市内の大学に声掛けし、大学生、大学院生を指導員として確保している。当初は大学の先生から事務の方を紹介してもらい、無償ボランティアとして募集していたが、現在は有償ボランティアとして募集しており、実施場所との移動時間も考慮した謝礼の設定としている。

困難を抱えている子どもと接することができるという点から、特に教員志望の学生から人気がある。教育実習の時期は一時的に指導員が集まりづらい状況となるが、他の学年の学生が対応している。

●スティグマの防止に留意した周知、利用者への理解促進

事業の周知、利用者の募集では、市より就学援助の案内等を対象者に郵送する際に、鳴門市よりそい学習支援事業の案内パンフレットを同封する形式を取っており、広く一般に広報しないようにしている。

事業の利用を希望する場合、希望者が市へ仮申込を行い、市が利用条件に適合するか審査を実施する。その後、実際に実施場所に見学に来てもらい、本申込をするかどうか検討してもらうことで、希望者が事業を理解した上で利用できるようにしている。

7. 事業の効果測定

本事業の効果測定のため、高校への進学率を指標として設定している。また、利用している子どもを対象として、年3回アンケート調査を実施し、事業内容の見直しに活用している。

8. 今後の課題・展望

利用者が少なく、支援が必要であると思われる家庭のうち、利用が一部に留まっていることが課題となっている。同じ部屋の中で一緒に学習ができるよう、対象を小学5年生以上としているが、教室管理者を増員し、小学1年生から小学4年生も対象にすることを検討している。新型コロナウイルス感染症拡大以前は市内の児童養護施設においても事業を実施しており、再開を検討している。くわえて、公益社団法人の強みを活かして職場体験を実施する等、事業の拡大を予定している。

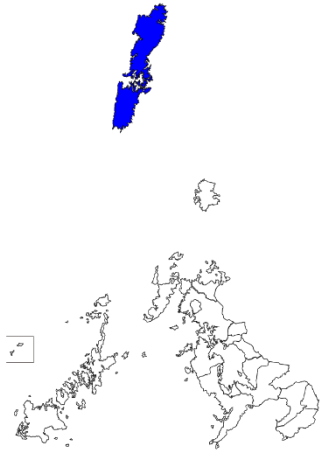
また、高校入学後の利用者の状況を把握できていないことが課題であり、追跡調査を実施する等、効果測定や高校生への支援実施を検討している。

No.10 長崎県対馬市

～5万人・直営・集合型

地域特性を活かした学習塾・学童保育の利用料助成に係るスキームの構築

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	2.7万人（2025年3月） 707.42 km ² 30.2‰（2025年1月） 
開始時期	学習支援：2019年度 生活支援：2019年度
対象世帯	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、市民税非課税世帯、ひとり親世帯、その他この事業による支援が必要と認められる世帯
対象年齢	小学生、中学生、高校生
運営形態	直営
実施形態	学習支援：集合型 生活支援：集合型
事業内容	学習塾・学童保育の利用料の助成
実施場所	学習塾・学童保育
事業予算	約819万円（2024年度）
所管部署	福祉部保護課

2. 事業の実施背景

対馬市における子どもの学習・生活支援事業は、2019年に開始した。

本事業が始まった背景として、市は事業実施の必要性を感じていたものの、離島であり学習・生活支援を行うための地域資源が限られていること、また、合併前の旧6町ごとに人口が分散しており、新しく拠点を設けることが難しい状態であった。加えて、市内には個人が運営する小規模な学習塾が多く、委託を行うことも難しい状況であった。そのため、既存の学習塾・学童保育を活用し、利用料の助成を行うことで、学習塾利用による学力向上や学童保育による居場所づくりを図ることとなった。

事業開始当初、市内の学習塾・学童保育それぞれに個別で事業の説明を行った。現在は、市内のほぼ全ての学習塾・学童保育が助成の対象となっている。

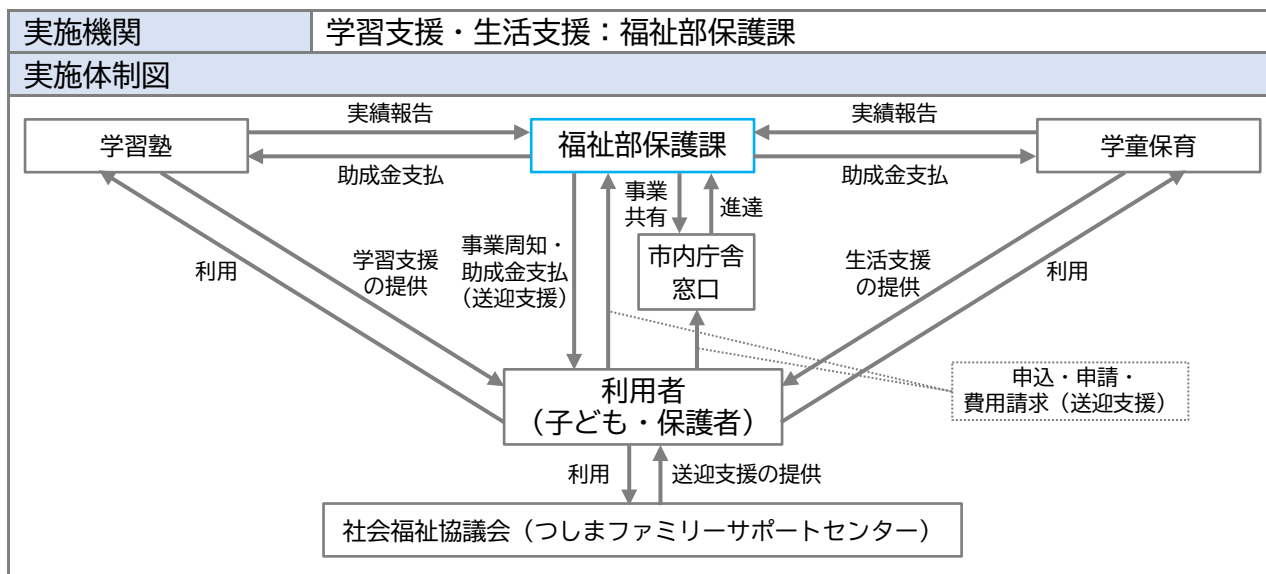
3. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

本事業は、対象となる子どもの学習塾や学童保育の利用料を助成するものである。

事業の利用を希望する場合、希望者が市へ申込を行い、市が利用条件に適合するか審査を実施する。その後、対象者が学習塾または学童保育のいずれかを利用し、月額1万円を超過した金額を支払う（利用料が1万円以下の場合は無料）。市は毎月の学習塾・学童保育からの実績報告に基づき、学習塾・学童保育へ助成金（1人につき月額最大1万円）を支払う。

また、社会福祉協議会が運営するつしまファミリーサポートセンター（送迎支援を実施）を利用する場合、利用者は利用料をつしまファミリーサポートセンターに支払い、その後市へ費用請求することで助成金（1人につき月額最大5,230円）を受け取るフローとなっている。

市や学習塾・学童保育の事務や管理に係る負担を可能な限り軽減しているスキームとなっている。



4. プログラムの内容

(1) 学習支援

●各学習塾における特色のある学習支援

市は学習塾の利用料・教材費の助成を行うが、カリキュラムや支援内容に関与しないため、各学習塾では特色のある学習支援が行われている。対象は小学生、中学生、高校生としており、5教科の学習支援のみとしている。

(2) 生活支援

●各学童保育における特色のある生活支援

市は学童保育の利用料の助成を行うが、カリキュラムや支援内容に関与しないため、各学童保育では特色のある生活支援が行われている。対象は小学生のみとしている。

利用実数 (2024年9月時点)	学習支援のみ：小学1～3年生3人、小学4～6年生8人、中学生16人、 高校生11人 生活支援のみ：小学1～3年生39人、小学4～6年生11人
---------------------	--

5. 連携先との連携内容・工夫、連携による効果

学習塾・学童保育は対象者の利用実績を市へ毎月報告しており、学習塾には児童生徒の習熟度について、簡易判定を行ってもらっている。なかには、子どもの学習の状況や様子等を報告する学習塾・学童保育もあるが、そちらは必須としていない。

また、まれに学習塾・学童保育より困窮しているとみられる利用者の報告があった場合には、ケースワーカー等適切な支援先につなぐ対応を行っている。

6. 工夫している取組内容とポイント、効果・成果

●つしまファミリーサポートセンターによる送迎支援

社会福祉協議会が運営するつしまファミリーサポートセンターが児童の送迎支援を行っており、1人につき月額最大5,230円を助成している。

●スティグマの防止

いずれの学習塾・学童保育においても、対象となっている子ども、対象となっていない子どもが分け隔てられることなく学習・生活支援が行われており、保護者や子どもは事業を利用しているか互いに分からないようになっている。

また、市では事業の利用状況について、申請書類及び生活困窮者自立支援統計システムにより管理しており、取扱者を主任相談支援員等の数名に限定することで、個人情報の管理に留意している。

●事業の周知

ケーブルテレビや市報、学習塾・学童保育からの案内等により、事業の周知を行っている。また、保護者同士の口コミによって事業を知ったという保護者も数名存在した。

利用者数はほぼ横ばいとなっており、子どもの数が減少していることから、利用する子どもの割合は増加したとみなしている。

●市内庁舎窓口での受付

事業内容や利用条件等を保護課及び5庁舎で共有しており、いずれの庁舎においても利用希望の申込を受け付けている。

7. 事業の効果測定

本事業では、全体的な事業評価は実施していないが、学習塾からの報告により学習理解度の向上が見られる子どもがいる等、一定成果は出ていると考えられる。

8. 今後の課題・展望

学習支援、生活支援はそれぞれ単独で実施しているが、人口過疎地で職員の数に限られている中、複数の役割を担う職員も多いことから、情報共有や適切な支援先へのつなぎ等の連携体制は自然と構築されている。

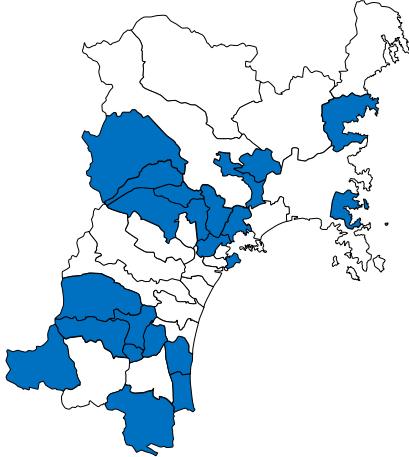
マンパワーが限られている現状を踏まえ、事務や管理に係る負担の少ない現在のスキームを維持しつつ、対象者の裾野を広げることを検討している。

No.11 宮城県

委託・集合型+訪問型+オンライン型

集合・訪問・オンラインを組み合わせた多様な支援の実施、アウトプット・アウトカム指標による PDCA サイクルの推進

1. 事業概要

保護率 位置	13.86% (2024 年 10 月：県全体) 
開始時期	2017 年度（学習支援事業、生活支援事業）
対象世帯	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当受給世帯
対象年齢	小学4年生～高校3年生世代まで ※事情に応じて20歳頃まで
運営形態	委託
実施形態	学習支援：集合型+訪問型+オンライン型 生活支援：集合型+訪問型+オンライン型
事業内容	小・中・高校生世代：個別・集団による学習支援、生活習慣の習得、居場所事業等
実施場所	管轄町村 15 拠点
事業予算	約 6,100 万円（2024 年度）
所管部署	保健福祉部社会福祉課

2. 事業の実施背景

宮城県では、生活困窮世帯の高校進学率や卒業後の進学率が低く、高校中退率が高いこと、さらに母子・父子世帯の困窮率が高いことなどが課題となっており、子どもの学習環境の整備や居場所の確保が求められていた。これらの課題を踏まえ、平成 29 年度から本事業を実施している。また、宮城県では都市部（仙台市など）では塾などの学習支援を利用しやすい一方、町村部ではそのような機会が乏しいという状況があり、都市部と町村部で経済・教育環境の格差がみられた。

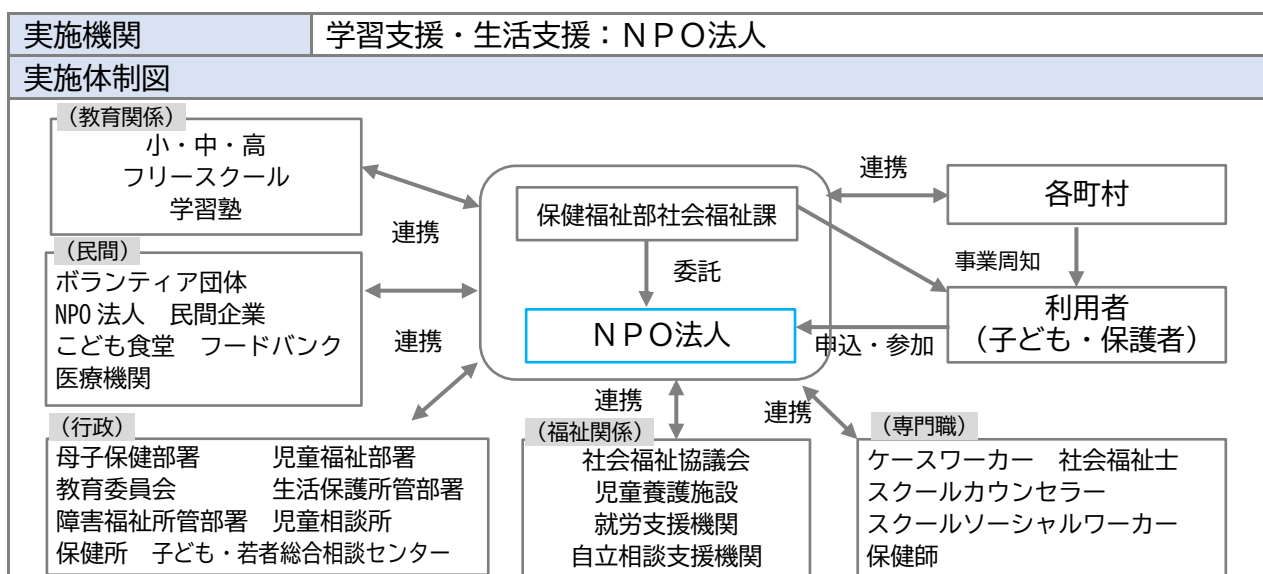
本事業は、生活困窮世帯の子どもを対象に、基礎学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、心の安定を図るための居場所を提供するものである。また、高校中退者を含む中卒者の貧困リスクが非常に高いことを踏まえ、高校進学率の向上と中退率の低下を図り、さらに、保護者に対する相談支援を通じて、世帯全体を支援し貧困の連鎖を防ぐことを目的としている。

事業当初の課題として、町村部では交通の便が悪く、実施場所や送迎に関する問題があった。そのため、町村担当者等と必要な拠点数を検討し、徐々に拠点を増やしていった。また、必要に応じて送迎を実施したり、訪問支援を行ったりするなど、ニーズに応じた支援を提供しており、

コロナ禍を契機にオンライン型も仕様に盛り込んだ。他にも、対象者の掘り起こしや、各町村・支援団体との連携に関しても課題があった。

3. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

本事業は、学習支援および生活支援を一括して公募型プロポーザルで選定された事業者に委託し、県管轄の町村部全域で運営されている。現在、町村部を中心に15の拠点が設けられており、支援ニーズに応じて拠点の拡充を行っている。また、福祉事務所（生活保護・母子支援担当）、教育機関（教育委員会・学校）、児童相談所、その他の生活困窮者支援機関との連携体制も整備されている。申し込み窓口は基本的に委託事業者が担当し、上記の関係機関を経由して紹介されるケースもある。



4. プログラムの内容

(1) 学習支援

●子どもの成長、家庭環境にあわせた包括的な支援

学習支援では、子どもの状況にあわせて作成したプランシートに基づき、学習習慣の定着を目指すとともに、学校の宿題や復習、テスト対策、高校受験対策を実施している。また、小学生は1時間、中高生は2時間として、学ぶだけではなく、子ども同士やスタッフとの交流を通じた居場所の提供を行っている。

●大学生の活用

スタッフは大学生を中心に構成され、特に町村部出身の大学生を起用することで、地域に密着した支援を展開している。また、高校生年代には身近な世代の大学生が子どものロールモデルとして機能し、進学意識を向上させている。

(2) 生活支援

●地元の企業見学・職業体験

委託先であるNPO法人内の保育園や地元企業の協力を得て、定期的に「企業体験プログラム」を実施している。対象世代はプログラムによって異なるが、小学校高学年から高校生まで幅広く

対象としている。主な目的は、就労支援ではなくキャリア教育であり、特に親が働いていないなどの事情がある子どもたちに仕事を知る機会を提供することである。また、高校生年代には、特定の職業に興味を持つ生徒向けに、個別に協力事業者を探し、少人数での見学ツアーを実施することもある。

●保護者支援

進学費用の相談対応を行うとともに、就労支援機関と連携し、保護者の就労について支援を行っている。

実施頻度	月～金の間に最低週1回 16：30～20：00 に実施 ※各町村により実施日は異なる
利用実数 (2024年9月時点)	学習支援・生活支援： 小学4～6年生 57人、中学生 85人、高校等 50人、 高校中退者 1人
その他	15拠点で実施

5. 連携先との連携内容・工夫、連携による効果

学習支援や生活支援の質を向上させるために、さまざまな機関と密接に連携している。教育機関との連携を通じて、支援対象者への的確なアプローチを行っている。また、行政機関や専門職との連携により、子どもの家庭の情報を共有し、より良い支援へとつなげている。

連携先	公立中学校	NPO 法人
連携の目的・理由	利用者の情報共有や事業対象者への周知	子どもと社会資源の接続
連携の内容と効果	事業対象者に事業を紹介してもらったことで、入会に至ったケースがあった。 虐待のリスクがある世帯の情報共有を行い、虐待のリスクが高まったときに見守りを強化することができた。	困窮や不登校生徒の家庭へ、スタディクーポンの活用を案内することで、居場所を増やすことができる。
連携の工夫	中学校への事業周知を地道に行い、関係性を構築した。(小学校、高等学校、フリースクールも同様)	優先的な使用枠を活用することができる。
連携先	各町村の児童福祉部署	各町村のスクールソーシャルワーカー
連携の目的・理由	困難な状況にある家庭に関して支援の方針を共有	利用者、家庭の情報提供など
連携の内容と効果	利用中の子どもや家庭の状況を共有することで状態の悪化や再発を予防することができた。	ケース会議などへ参加し、本事業を利用している子どもの様子や家庭訪問時の保護者家庭の情報を共有している。
連携の工夫	定期に限らず必要時に連携が図れるよう日頃から顔の見える関係づくりを実施。また、要対協実務者としても様々な機関と連携している。	教育現場ではわかりにくい家庭環境などを共有し役割分担をしながらサポートを行うことができている。

6. 工夫している取組内容とポイント、効果・成果

●学習支援と生活支援の一体的実施

学校・民間・行政など幅広いステークホルダーと協力しながら、社会資源を最大限活用するようにしている。具体的には、教育関係者から事業対象者への周知、民間団体や企業などからの体験プログラムの提供、行政機関と連携した要支援家庭の情報共有などを行っている。これにより、特に教育関係者や母子保健部局からの紹介は深刻なケースが多く繋がっている。繋がるエネルギーが薄い保護者などにとって信頼できる人からの紹介は繋がりがやすく、結果子どもたちのサポートを行うことができている。

●小学生、中学生、高校生への支援

16:30-17:30 を小学生クラスとしているが、家庭の都合やきょうだいがいる場合、併せて送迎が可能なように 18:00-20:00 の中高生クラスに参加も可能としている。町村部の拠点となると交通手段が限られることから、交通事情等により利用したいが利用できないという家庭がある。そういった家庭が保護者の送迎が可能な時間に参加することができ、利用の増加につながっている。また、遊びや体験プログラム等を通じて学習意欲を引き出すように意識している。

中高生とは、スタッフとの関係性の構築を重視し、精神的なサポートができるようにしている。有給スタッフやボランティアスタッフに大学生や社会人など身近な世代のロールモデルがいることで、進学や就職の効果的な相談対応のきっかけづくりが行えている。2023 年度は高校卒業生 21 名中、9 名が高等教育機関へ進学、9 名が就職した。

●保護者への支援

複数のソーシャルワーカーが本事業を担当しており、入会した全ての家庭にソーシャルワーカーが伴走している。入会時から本事業を利用するなかでの子どもたちの良い変化や頑張りなどをこまめにフィードバックすることで保護者との関係構築を図っている。本事業を利用するなかで子どもたちの様子をフィードバックし、保護者との関係構築を行うことで家庭内の見えづらい課題の発見などに至るケースが多くみられている。

●直営、委託における工夫・ポイント（配置人員や資格要件の内容・理由）

公募型プロポーザルで事業者を選定しており、よりよい提案を受けられるよう工夫している。また、運営責任者として、教職員経験者、社会福祉士等、教育や福祉に対して専門的知識を有する者であることを委託要件としている。

●集合、訪問、オンラインのポイント

- ・集合型：主に大学生スタッフ（コーディネーター）による、会場における学習支援（1 回 2 時間）
- ・訪問型：移動手段がない子どもや不登校の子ども向けの訪問支援（1 回 1 時間程度）。安全対策として、法人職員のコーディネーター（学習支援）とソーシャルワーカー（生活支援）による 2 人体制で実施。保護者と直接会話する機会を確保し、家庭環境の改善につなげる。
- ・オンライン型：Zoom を活用したマンツーマン指導。必要に応じて PC や Wi-Fi の貸し出し（台数制限あり）。

●アセスメント・プランシート

アセスメントシートでは、支援対象の子どもの学習面の課題、生活環境（親子関係や進学意欲など）、保護者の健康・就労状況を記録している。プランシートでは、特に進学を長期目標に設定し、1 年ごとの目標や必要な支援を明確化している。また、生活習慣の改善や、進学希望を保

護者に伝えるための支援など、子ども一人ひとりの状況に応じた個別支援計画を策定している。
 情報は管理システムの中で一括管理している。

●個人情報の取り扱いについて

委託契約書に記載するとともに、支援を行う大学生含めスタッフからは委託事業者が誓約書を取
 得している。

■事業パンフレット（NPO 法人作成）



7. 事業の効果測定

本事業の成果としては、高校進学率の向上、保護者の精神的負担の軽減、生活困窮世帯の生活安定などがあげられるが、それらを把握するために、アウトプット、アウトカム指標を設定している。具体的には、子どもや保護者へのアンケートを年1回実施するとともに学力テストを年2回行い、進学数、高校中退数、学力面での効果、意欲等精神面への影響等などの指標を測定し、事業の効果測定・改善に活用している。

観点	要素	指標
アウトプット	教室運営（量的側面）	拠点開設数、参加者数（拠点）、リファア件数（紹介）、参加者数（訪問）、開催回数
	教室運営（質的側面）	つながり率、延べ参加者数、休止率、途中退会率
	ボランティア	参加ボランティア数、ボランティア参加時間、研修会開催回数
	体験プログラム	開催回数、参加人数
	保護者支援	保護者との面談件数、他機関との連携回数
アウトカム	学力・学歴	高校進学率、高校中退率、高校中退者の社会接続率、基礎学力
	自尊心・意欲	学習意欲、努力意欲
	ソーシャルスキル	社会規範、コミュニケーション力
	福祉依存	自立への意欲
	文化資本	進学への意欲
	健康状態・生活リズム	精神状態の改善、生活習慣の改善
	社会への信頼	他社への信頼
	ロールモデル	ロールモデル
	保護者との関係	関係性、将来の話し合い
	保護者のストレス	子育てのストレス
	満足度	存在の受容、活動への満足度、サポートへの満足度

8. 今後の課題・展望

本事業が必要な子どもや保護者へのアプローチが十分でないため、支援対象者の掘り起こしを行うとともに、本事業の普及に取り組みたい。また、生活困窮世帯の子どもが支援を受けやすい環境を整えるとともに、学校や福祉関係機関等との連携を強化し、早期発見に努める。また、支援員やボランティアの確保も課題となっており、最低賃金の上昇等に伴う人材確保の難しさに対応するため、報酬の引き上げや大学との連携強化などに取り組む。

今後は、オンライン支援の拡充、生活支援の多角化、地域との連携強化などを進め、学習支援にとどまらず、子どもの生活全般を支える包括的な支援の充実を目指していきたい。

■事業の様子

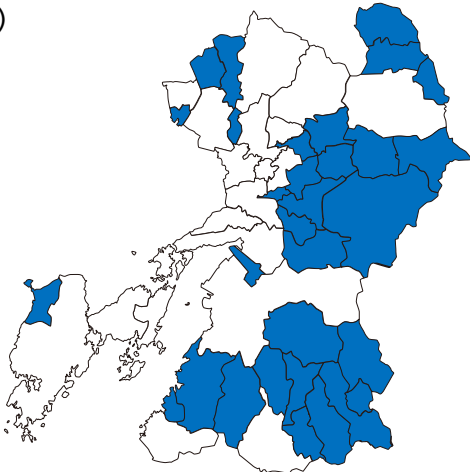


No.12 熊本県

委託・集合型＋訪問型

県（31 町村を所管）と 12 市の共同による均等かつ持続可能な事業の展開

1. 事業概要

保護率 位置	13.98%（2022 年度：県全体） 
開始時期	2015 年度（学習支援事業、生活支援事業）
対象世帯	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯
対象年齢	小学生、中学生、高校等、高校中退者
運営形態	委託（社会福祉法人と学校法人による共同体）
実施形態	学習支援：集合型＋訪問型 生活支援：集合型＋訪問型
事業内容	小・中・高校生、高校中退者：個別・集団による学習支援、生活習慣の習得、居場所事業等
実施場所	県（31 町村を所管）、県内 12 市による共同実施 県内に 4 つの拠点置き、拠点を中心としたサテライト方式で実施
事業予算	12 市からの負担金（人口規模に応じて徴収）を含めて予算措置
所管部署	健康福祉部社会福祉課

2. 事業の実施背景

子どもの健全育成支援事業等について、2009 年に県が事業主体となり、社会福祉法人等に委託する形で県下全域で開始した。2015 年の生活困窮者自立支援法の施行を契機にすべての任意事業の実施を検討するため、市町村や県福祉事務所と意見交換を実施した。生活困窮世帯の子どもたちは、経済的な問題に加え、学習習慣が確立できていないなどの課題を抱えていることが多く、学習支援だけでなく生活支援も一体的に提供する必要がある、などの意見が出ていた。

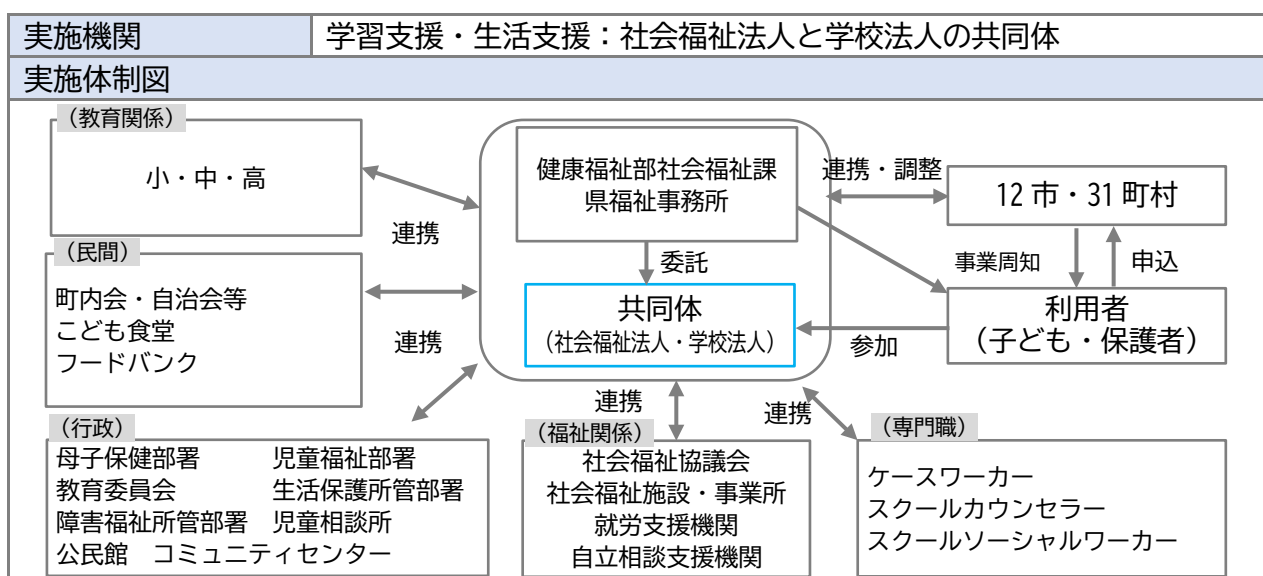
当初、各市が独自に事業を実施することが検討されたが、特に小規模自治体では財政面や人的資源の確保が困難であり、単独での運営が難しい状況があったとともに、市町村間で内容にバラつきがあってはいけないとの思いがあった。そのため、県が主導し、希望する市と共同で実施する形を取ることで、安定的な運営体制を構築することとした。まずは県が独自の支援モデルを試行し、その有効性について各市町村と協議を重ねた。また、財政負担を軽減しながら効果的な支援を実現するために、各市の負担割合を調整し、合意形成に取り組んだ。さらに、県が委託先を

一本化することで、事業の管理や運営を効率化し、事業の継続性を確保する仕組みを構築した。

本事業は単なる子どもへの学習支援にとどまらず、生活支援や保護者への支援も含めた包括的なサポートを提供することを目的とし、広域共同実施という形でスタートした。現在も事業の実施状況や課題を検証しながら、より効果的な支援のあり方を模索している。

3. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

本事業は、県が主体となり、学習支援および生活支援を共同体（社会福祉法人・学校法人）に委託し、12市・31町村で実施されている。県本庁は事業全体の統括を行い、予算管理や方針策定、委託先管理を担当し、県福祉事務所は現場における支援調整を担い、対象世帯の掘り起こしや家庭訪問を行う。なお、共同体の設立は、生活困窮者自立支援制度以前のモデル事業を実施するなかで、学習支援と生活支援の強みを持つ法人と一緒に実施すれば、より複合的な支援もできるのではないか、との話し合いがきっかけとなっている。



4. プログラムの内容

学習支援と生活支援を包括的に提供し、子どもの学習意欲の向上、生活習慣の定着、社会性の育成を目的として実施している。市町村ごとに異なるニーズに対応する形で実施されており、地域の特性を活かした支援方法が取り入れられている。

(1) 学習支援

●子どもの状況や目的にあわせた包括的な支援

学習支援では、学校の授業内容に基づいた補習や宿題サポート、高校受験対策が行われており、特に定期テスト前には集中学習プログラムを提供している。また、学習習慣が確立していない子どもに対しては、計画的な学習の方法を指導し、自己管理能力の向上を図っている。

(宿題のサポートと基礎学力向上)

- ・子どもが宿題を確実にこなし、基礎学力を強化できるようにする。

(高校受験対策)

- ・受験を控えた中学生に対し、進学に向けた学習支援を実施する。

(不登校児への訪問型支援)

- ・学校に通えない子どもに対し、家庭訪問を行いながら学習支援を提供し、最終的には集合型支援への移行を促す。

(定期テスト前の計画的な学習支援)

- ・テスト対策を支援し、学習習慣を形成する。

(2) 生活支援

●生活習慣の定着、キャリア形成につなげる支援

生活支援では、日常生活のリズムを整えるためのサポートを行い、基本的な生活習慣の指導を実施している。さらに、社会性の育成を目的として、体験学習や地域交流イベントを企画し、子どもたちが多様な人々と関わる機会を提供している。特に、夏休みや冬休みには、職場見学やボランティア活動の機会を設け、将来のキャリア形成にもつながるような支援を行っている。

(保護者面談と家庭訪問)

- ・家庭環境を把握し、保護者と連携して子どもの学習・生活を支援する。

(進路・就労相談)

- ・高校進学後のフォローアップや奨学金の情報提供を行い、子どもが自立するための進路選択を支援する。

(体験活動の提供)

- ・工場見学や模擬試験の電車移動練習などを実施し、子どもたちの視野を広げる。

実施頻度	※市町村ごとに実施日時を定める
利用実数（2024年9月時点）	学習・生活支援：小学生 70 人、中学生 72 人、高校等 56 人
その他	県内を4拠点に分けて、サテライト方式で実施

5. 連携先との連携内容・工夫、連携による効果

学習支援や生活支援の質を向上させるために、さまざまな機関と密接に連携している。教育機関（小・中学校）との連携を通じて、学校での学習進度や課題を把握し、支援の方向性を調整している。また、福祉機関との連携により、子どもが置かれている家庭環境の実態を共有し、必要に応じた生活支援を提供できるようにしている。さらに、フードバンクと協力し、食材の提供を通じて家庭訪問の機会を創出することで、支援が必要な家庭へのアプローチを強化している。

連携先	小学校・中学校	フードバンク
連携の目的・理由	学校内または学習支援中の子どもの様子についての情報交換及び支援方針の共有	食材の提供及び家庭の近況確認
連携の内容と効果	学校内での子どもの様子や課題について理解することができ、場所によっては、宿題以外に学校の授業中にできなかったものを学習支援時に進めることができた。	食材の提供をきっかけに家庭訪問に応じてくれる家庭が増えた。

連携先	教育委員会	社会福祉協議会
連携の目的・理由	事業の周知	対象家庭の情報共有
連携の内容と効果	校長会などで事業の周知をすることによって学校とのつながりを増やすことができた。	担当者に関しては、子どもの様子が、本事業としては保護者の様子が見えにくい部分があるため、よりよい支援に結びつけることができた。

6. 工夫している取組内容とポイント、効果・成果

●学習支援と生活支援の一体的実施

登校できている子どもには、宿題のサポートや今後の授業内容で必要と考えられる分野の復習を実施し、不登校の子どもには、授業内容の補完に加え、外出や他者と関わる機会の提供を支援している。学校の登校状況が不安定な子どもが多いため、宿題ができていないことへの負い目を軽減し、気持ちよく登校できるようきかけづくりに取り組んだ結果、新学年の始まりや中学・高校への進学を契機に学校復帰する子どもも増えた。

●小学生、中学生への支援

中学生には、課題提出の意識強化に焦点を当てている。多くの中学生は、日常的に課題が出されることが少なく、定期テスト終了後にまとめて提出することになっている。そのため、学習会の中で少しずつ課題を進めるよう促し、「前もって進める意識」の醸成を支援している。また、子どもたちとの関係性を深めることも重要であり、必要に応じて子どもの趣味に合った話題を提供したり、一緒に遊んだりすることで、安心して学べる環境づくりに取り組んでいる。

県内の公立高校は、熊本市以外では定員割れの状況にあり、入学のハードルが低い傾向にある。そのために入学後に学習面で苦勞するケースも見受けられることから、入試対策よりも入学に向けた準備の方が重要となっている。この取り組みにより、高校入学後も学習支援を利用する子どもが増え、中退者の減少につながるとともに、高校1年生の段階から大学・専門学校への進学や就職への意識を高めることができている。

●保護者への支援

療育や特性に関する支援、通信制高校、大学などへの進学、さらには給付型奨学金に関する情報が不足しており、具体的なイメージを持てない保護者がたくさんいる。また、必要な手続きを理解していても、なかなか行動に移せない場合も少なくないため、早めに進学のイメージを持ってもらうことで、期限内に必要な手続きを完了できるようになった。

●委託における工夫・ポイント

事業費の削減、人材の確保、支援の質の均等化などを目的として、社会福祉法人と学校法人の共同体に一括で委託している。また、子どもたちとの関係性構築には時間がかかることから、同一支援者が腰を据えて支援を行うことが望ましいと考え、委託期間は5年間（単年契約として契約書に継続条件を付す。1年目は公募プロポーザル、以降は随意契約）としている。

委託にあたっては、教室運営責任者、教育支援員、学習支援ボランティアの配置を求めるとともに、従事者の要件として、教員経験者や社会福祉士など教育や福祉に関する専門的な知識を有する者としている。さらに、退職教員や大学生を担い手として活用している。

●県福祉事務所に設置している学習支援員との連携

町村部を管轄する県福祉事務所に「子どもの学習支援員」（会計年度職員）を配置している。学習支援員は家庭訪問を行い、委託先の共同体が実施している学習の場へつなげるとともに、引きこもり等で学習の場への参加が困難な場合は、家庭での学習を支援している。

●集合、訪問のポイント

支援の実施形態としては、訪問型と集合型を適宜使い分けながら提供している。原則は集合型による学習教室形式としているが、町村部では子どもの移動が難しい地域もあるため、送迎（委託費に車リース代あり）で対応する場合や、訪問型による対応を行う場合もある。特に不登校・引きこもりなどの理由で教室への参加が困難な子どもに対しては、家庭訪問を通じて学習支援や生活習慣の指導を行っている。

集合型は、公民館、役場、社会福祉協議会などの施設を活用し、定期的に学習会や生活支援プログラムを提供する形で実施している。また、集合と訪問のどちらを選択するかは、子どもの状況に応じて判断している。訪問型で関係性を構築し、支援に慣れてもらい、集合型に移行する子どももいる。

オンライン支援については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には実施をしており、実施できる体制はつくっているが、必要と思われる世帯からのニーズがなく、現在は実施していない。今後の検討課題としている。また、支援の提供状況には、市町村ごとに若干の差異があり、地域の実情に応じた柔軟な対応が求められている。

●アセスメント・プランシートの作成

支援対象者の学習状況や生活環境を包括的に把握し、適切な支援計画を立案するために、アセスメント・プランシートを活用している。このシートには、支援対象の子ども本人の情報だけでなく、家族構成、家庭の経済状況、保護者の就労状況、健康状態などの生活背景も記載される。

特に学習支援においては、現在の学力レベル、学校での授業の理解度、苦手科目、宿題の取り組み状況などを詳細に記録し、それに基づいて個別の学習支援計画を策定している。

また、生活支援に関しては、日常生活の習慣（食事、睡眠、自己管理）、対人関係の状況、学校や地域との関わり方などを評価し、必要に応じて家庭訪問や相談支援の方針を決定する。

さらに、支援の進捗を追跡するため、定期的にシートの内容を更新し、子どもの学習習慣や生活状況の変化を記録することで支援の効果を可視化している。これにより、学習面および生活面の課題をより具体的に把握し、適切な対応策を講じることが可能となっている。

●初回の支援が重要

特に「初回の支援」を重視している。初回の支援内容次第で、その後の展開が大きく変化する児童・生徒も多いため、事前の情報収集と面談を徹底している。具体的には、福祉事務所のケースワーカーや社会福祉協議会からの聞き取りを行うとともに、支援開始前に保護者（または子ども本人）と面談し、支援内容の説明を行う。この際、学習ニーズの把握や学校・家庭での状況の確認を行うことで、よりの確な支援が提供できるよう努めている。

また、聞き取り内容と実際の状況が一致しないケースも多いため、実際に学習を行った後に支援計画を作成し、より実態に即した支援を提供している。

7. 事業の効果測定

定期的に共同体で実施状況の確認やケース検討を行い、支援方針の検討や振り返りを行っている。

評価に関しては、個人ごとに目標が異なるため、その都度の評価となっている。毎年度開始時に目標設定を行い、年度末に評価を行っている。

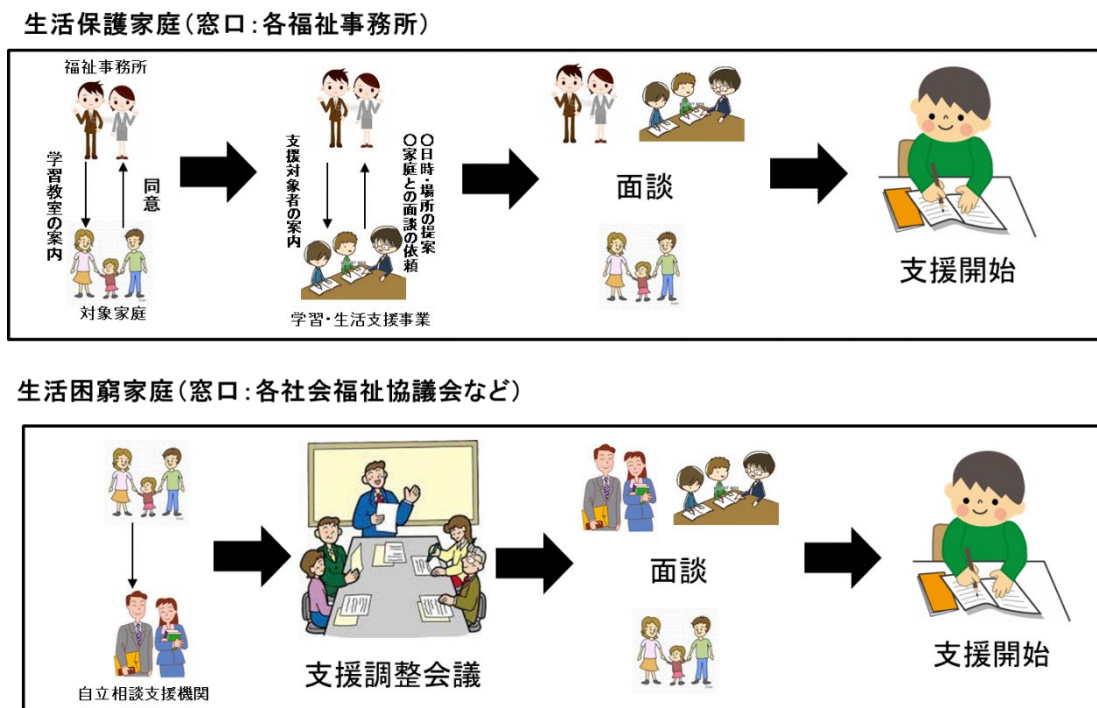
8. 今後の課題・展望

新型コロナウイルス感染拡大以降、不登校状態の子どものニーズが急激に増加しており、従来の集合型支援では対応が難しいケースが急増している。そのため、学習支援に入る前の段階からのアプローチが必要となり、支援困難なケースの増加やマンパワー不足など、支援に携わる者の負担が増大しているのが現状である。

それに対応していくためには、訪問型支援の拡充が求められるが、支援員の確保が大きな課題となっている。また、福祉事務所や自立相談支援機関においては、緊急性の高い保護者の情報は把握しているものの、「子ども」に関する事前情報がほとんどないまま支援に入らざるを得ないケースも少なくない。したがって、関係機関との情報共有を十分に行い、より効果的な支援につなげることが重要である。

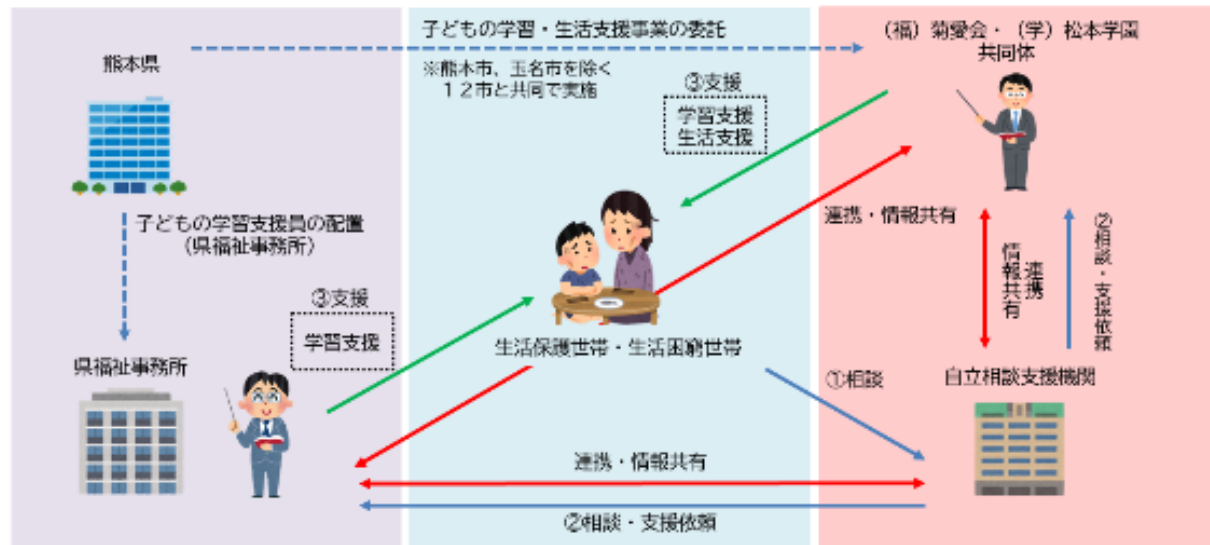
さらに、現在の支援対象は小学生から高校生までとなっているが、高校進学後の支援は十分とは言えない。高校生はアルバイトや進学準備などで忙しく、生活面のサポートが必要な場合でも支援を受ける機会が限られる。そのため、今後は進学・就職に向けた支援プログラムの拡充を図り、進学後のフォローアップを強化することが求められる。

■学習・生活支援事業のフロー図



生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業

<熊本県の事業スキーム（令和6年度）>



◎ガイドライン策定のための検討委員会の設置

本ガイドラインは、「令和6年度社会福祉推進事業 子どもの学習・生活支援事業における学習支援と生活支援の一体的実施等のあり方に関する調査研究事業」において、学識者、関係団体、都道府県、市町村で構成する検討委員会を設置し、検討・作成しました。委員は以下のとおりです。

検討委員会 委員一覧

	氏名（敬称略）	所属先・役職等
学識者	◎岡部 卓	新潟医療福祉大学教授・東京都立大学名誉教授
	小林 理	東海大学健康学部健康マネジメント学科 教授
	新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 社会福祉学科長
関係団体	土屋 匠宇三	一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク 代表理事
	渡辺 由美子	認定特定非営利活動法人キッズドア 理事長
都道府県	久保 賢汰	北海道 保健福祉部 福祉局 地域福祉課 地域福祉推進係 主任
	中居 裕樹	神奈川県 福祉子どもみらい局福祉部 生活援護課 生活保護グループ 副主幹
市町村	齋藤 淳	宮城県岩沼市 健康福祉部 社会福祉課 社会係 主査
	東江 靖典	沖縄県名護市 福祉部 生活支援課 課長

◎委員長

令和6年度社会福祉推進事業
子どもの学習・生活支援事業における学習支援と生活支援の
一体的実施等のあり方に関する調査研究事業

子どもの学習・生活支援事業に関するガイドライン

令和7年3月

発行:株式会社 日本能率協会総合研究所
住所:〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22
電話:03-3578-7500